

平成 21 年度事業報告

概 況

平成21年度を顧みると、2008年秋に起きた米国発の世界同時金融危機が、瞬く間に実体経済を直撃し、製造業を中心に雇用調整や賃金カットが進む中、消費者の生活防衛意識、節約志向が急速に強まり、流通業界にも大きな影響を受けた年度であった。

また我が国の場合は、金融危機依然から続いていた構造的変化も輻輳して、より消費不振や需給ギャップが生じた。この構造的変化の、最大は人口の減少、高齢化社会の顕在化である。

こうした流通環境のもと、小売業では営業形態も多様化して業態間での価格競争が顕著となり、PB商品の台頭と合わせて激化の一途を辿り、誰もが利益を得られにくいような市場を形成する厳しい状況となった。

食品業界においては、価格改定の定着化の動きもつかの間、川下からの厳しいデフレ圧力から、再びケース単価が下落傾向を示す厳しい環境となる。

こうした状況にあって、弊協会の事業活動は、業界として流通秩序を維持し、適正価格による円滑な食品流通を行い、食の信頼確保・向上に寄与して社会的機能を果たしていくことがより重要と考え「政策委員会・食品取引改善協議会」を組織の枢軸として経営環境の改善に取り組んだ。

各支部においても、地域事情に対応した活動計画を実践して活性化に取り組んだ。こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や所管の農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なお指導とお協力、加えて(財)流通システム開発センター、全国卸売酒販組合中央会、(財)食品産業センター、(社)日本缶詰協会、(社)日本パインアップル缶詰協会、日本製罐協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に報告する。

1. 調査研究事業

世界的な景況悪化を受け、消費減退の中、小売業のDS業態強化やNBの値下げ・PB商品の扱い拡大等食品流通業界は低価格路線が主流となり、卸経営は再びが大きく揺さぶりを受けるような状況となる。こうした経営環境の中で「政策委員会・食品取引協議会」は「量から質への転換」をキーワードとして、コストオンの進展による体質是正や川中の存在価値を發揮する機能強化に取り組み経営の安定化を図る方向性について検討を重ねた。また、流通構造の変化に対応した「新取引制度」に関する調査、研究はデフレ圧力の中で取引制度を議論する精神的余裕は狭まっている状況ではあるが、業界の経営基盤の安定化には外せないテーマでもあるので流通シンクタンクのご指導をいただき継続して議論を行った。また、資源問題、環境問題を背景に農林水産省が一昨年、食品自給率の向上を目指して「食品ロスの削減に向けた検討会」を設置し、返品抑制を俎上に乗せたことや大規模小売業告示が施行されて4年が経過し、この告示が禁止行為としている「不当な返品」が流通現場でどのような状況になっているか、その実態を把握したいとの思いから過去周期的に行ってきた返品実態調査を行った。今年度の調査

は平成16年度以来の調査となるが、今回は「返品実態調査委員会」を執行運営委員会プロジェクトとして組織的に位置付けしたので、執行運営委員会企業を主体に委員の参加を依頼した。今回の「返品実態調査」はきわめてタイムリーで注目されている事もあり、より多くの調査票を回収したいとの判断から、「返品実態調査委員会」の企業に対しては、単に日食協の事業所会員の枠にとらわれず、企業組織に基づいた地域別、業態別の調査票の提出を要請した。また食品業界全体として問題解決を標榜する立場から、賛助会員企業にも調査票の提出をお願いした。結果として前回以上の回収率となり業界として「返品問題」の現状を客観的に認識できる情報を得ることができた。

環境問題では、2008年度における「改正省エネ法」の改正により、我々加工食品卸売業においては従来の輸配送業務に加え、倉庫における保管・荷役業務や事務所内での管理業務等、企業活動全般において省エネルギー対策を講じる必要となった。これに対応するため、弊協会としては既存の「省エネ法対応ガイドライン」を運輸部門の対応については大幅に加筆修正を行い、また事業場部門の対応を新たに作成することとした。再改正版ガイドラインの編集に当たっては、環境問題対応ワーキンググループBチームで方向性を集中的に論議し、行政サイドの資料や企業における具体的対応事例等を種々研究し、共通認識とした上で冊子をまとめた。

新型インフルエンザ対策として流行時においてもフードチェーンの川上から川下までの円滑な流通を確保するためには、フードチェーンを構成する各企業が策定する事業継続計画(BCP)の結節点について、取引関係のある企業間で協議し、それぞれ整合性のとれたものにしなければならない。そのためフードチェーン維持のための必要な対応について事業者が取引先との間で事前に共有する事が望ましい事項について所管省のご指導の中で検討を行った。

情報システム・EDIの分野においては、流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」に弊協会の情報システム研究会とEDIW・Gが積極的にかかわり運営委員会をはじめ全ての部会に参加し活動を行った。また日食協標準フォーマットであるメーカー・卸間の受発注システムに鮮度管理情報項目を追加すべく研究を行い、具体的に項目をまとめた。また2つの専門部会では昨年引き続き情報処理コストの実態調査と商品画像の登録ガイド作成など画像標準仕様の普及啓蒙活動を行った。

物流問題関連では、拠点再編による共同物流構想の具現化を目指して、横持ち、検品コストの削減を図る百貨店の共同物流について継続した調査研究を行い、具体的実践に向けた構想に目途をつけた。またコストの低減策として単票式でかつプレ印刷しない「卸店・メーカー間用統一伝票様式2」を新たに作成し、従来の複式伝票様式と合わせて2種類の伝票様式で「卸店・メーカー間用伝票」の標準化を目指すこととした。

商品開発研究会は、今年も日本蜜柑缶詰工業会の幹部の方と蜜柑缶詰の現況についてデータ資料に基づいて情報交換会を行った。また(社)日本缶詰協会が検討を進めている「容器詰加熱殺菌食品の原料原産地表示に関する業界自主ガイドライン」についての説明、意見交換会を開催して認識を深めた。

法務研究会では、「債権保全上の問題としての契約条項の検討について」「不動産ファンドに関して」「個人情報・営業機密情報の管理について」「独占禁止法の一部改正について」「メール便の取り扱いについて」「酒類流通における不当廉売、差別対価について」等タイムリーな業界の法務問題について意見交換を行った。

労務管理研究会では、「労働基準法の一部改正に関する対応について」「社員教育の重点テ

ーマ」「社員の健康管理・安全管理について」「新型インフルエンザの対応について」「福利厚生制度（保養施設）とその運用について」「長時間労働対策について」「リテールサポート研修企画について」「健康保険料の改定について」等を議題として食品流通業における労務管理問題について幅広く意見の交換を行い見識を深めた。

支部活動では、**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続事業として、「物流コスト」「返品」「在庫の回転日数状況」「備車及び物流動向」について実態調査を行い、各担当企業が分析を行った。

Ⅱ. 普及・啓発・実践事業

本部活動としては、各支部の定時総会、研修会時に本部活動報告の場面で、事業活動の成果物である「**加工食品卸売業の信頼性向上自主行動計画**」等を活用して説明し普及・啓発に努めた。

また「**新型インフルエンザ対策実践セミナー**」を開催し、新型インフルエンザ発生時の安定的な食料供給と事業継続を両立させる計画書（BCP）の策定促進を図った。

情報システム研修会を全国卸売酒販中央会と共催し、「情報システムのローコスト化と生産性向上等を実現するIT施策について議論を深めた。特に、今回は「国際会計基準（IFRS）の適用に向けて」の情報戦略など新たな課題について認識を共有化した。

この他の研修事業として、中国支部が6月9日、東海支部が6月17日、四国支部が7月2日、九州・沖縄支部が7月3日、北海道支部が7月7日にそれぞれ支部総会時に講演会を開催した。また、関東支部が11月10日、東北支部が11月12日、北陸支部が11月19日、北海道支部が11月27日、近畿支部が2月18日に経営実務研修会を開催した。今年度は特に各支部の秋季研修会については、農林水産省の効率的食品流通取引基盤確立推進事業とタイアップして行い物流と情報システムの先進事例を研修した。

また商品開発研修会としてメーカーの工場見学会や情報処理コストの低減を図るアウトソーシングの実情等を現場視察する新たな企画も実施した。

3月には実験的試みとして一般社団法人日本卸売協会と共催で「リテールサポート研修会(初級)」を開催し約40名が受講した。

Ⅲ. 本部活動

今年度から国内食品市場全体の動きを俯瞰できる公益性のある販売統計データの構築を目指して「**加工食品卸売統計調査**」を実施した。

関連省庁や団体からの周知徹底事項や情報等を会員に迅速に効率的に伝達すべく一昨年構築したメールやFAXによる情報配信体制を活用して行った。また弊協会のHP上の「お知らせ欄」にも継続して情報を掲載した。

また、関連省庁や団体が事業する「**卸小売連携モデル開発検討委員会**」「**食農連携機能高度化検討委員会**」「**流通効率化推進協議会**」「**効率的食品流通取引基盤確立推進事業検討委員会**」「**モーダルシフト等推進官民協議会**」に委員として参画し、加工食品卸業界としての意見を述べる機会を得た。農林水産省の主宰する「**食品関連産業の将来展望研究会**」に会員卸企業から委員を推薦し食品関連産業を取り巻く情勢や課題について分析し提言の取りまとめに参画した。

公益法人制度改革の対応については、新日本監査法人と業務委託契約を行い移行手続きに関する指導助言を受け、移行の申請書類、会計等の準備をすすめた。

事業担当別活動状況

総務関係

[監査]

上半期（平成21年4月1日～平成21年9月30日）については、10月26日（月）に下半期（平成21年10月1日～平成22年3月31日）については4月13日（火）に監事の方にて監査が実施された。また監督官庁である農林水産省総合食料局流通課担当官による監査「公益法人検査」が平成22年2月2日（火）、2月10日（水）の両日実施された。

[登記]

平成21年5月29日（金）の定時総会終了後、平成20年度の登記事項について、平成21年6月25日東京法務局にて登記が完了した。

[定時総会]

平成21年度の第16回定時総会は平成21年5月29日（金）14時より東京大手町のレベル21東京會館において開催された。主な議案内容は平成20年度活動報告や平成21年度事業計画及び一部役員改選等に関する案件等であった。

議案	第1号議案	平成20年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成20年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成21年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成21年度収支予算案に関する件
	第7号議案	一部役員改選に関する件
	第8号議案	その他

出欠状況 会員総数 150社中 出席会員 46社 委任状出席 88社 合計 134社
出席賛助会員 91名 事業所会員 4名

来賓出席 農林水産省 総合食料局流通課 課長 吉井 巧 殿
係長 大熊 光輝 殿

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

議長は出席会員の中から、議事録署名人として、株式会社サンヨー堂営業本部商品部取締役部長 小林 由朗と、株式会社日本アクセス専務取締役経営企画本部長 成田 祐一を指名、了承を得て議事に入った。

- 第1号議案 平成20年度事業報告に関する件
第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、この両案は関連があるので続けて説明報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

- ① 本部事業活動として各種委員会の開催報告・・・政策委員会・食品取引改善協議会。
- ② ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、EDI W・G。
- ③ 主要研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会。
- ④ 支部活動の報告として、関東支部流通業務委員会の活動を報告。
- ⑤ 事務局活動として、関係省庁・諸団体との交流について。
- ⑥ 平成20年度収支決算状況（収入合計54,743,277円及びその内訳・予算比、支出合計51,446,007円及びその内訳・予算比、次期繰越収支差額27,844,991円、その内訳を収支計算書、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表に則り報告）。

同時に4月14日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の横山監事から「去る4月14日に監事3名（濱口吉右衛門監事、萩原弥重監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。
続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成20年4月～平成21年3月までの一年間における会員動向について報告し更に平成21年度4月以降本日までの入退会者の動向についてリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては本年度は三年に一度の売上高の自主申告の年で、それに基づき会費区分を見直す年であること、並びに賦課徴収については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成21年6月30日(火)

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第5号議案 平成21年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成21年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第5号議案の平成21年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

平成21年度の主要な事業計画案につきましてご説明申し上げます。

食品流通をめぐる経営環境は、世界経済の構造的な大転換期を迎えて、消費者の生活防衛意識が一段と高まり、市場からの値下げ要求圧力が強まる厳しい状況にあります。こうした環境激変の中ではありますが、我々食品卸業界は、流通の秩序を遵守し、コストに見合った適正価格による円滑な食品流通を維持し、食の信頼確保・向上に寄与して社会的機能を果たして行くことがより重要と考えております。

政策委員会としては、引き続き「食品取引改善協議会」の組織活動を通して流通構造の変化に対応した「新取引制度」のあり方を研究し、現状食品流通が抱えている「建値制度の今日的課題」「センターフィ問題」「流通コストの低減策」「PB拡大化の対応」等にそれぞれ具体的な提言ができるようメーカーの皆様方と課題を共有して議論し、制度的確立を目指して取り組みたいと考えています。ともすれば大手組織小売業との取り組みを優先するムキのあるメーカー様もありますが、あらためまして再度、食品流通に全体最適な卸機能を十分ご認識いただきご協力をお願いしてまいります。

また食品ロスの削減検討及び公正取引の調査研究として、3年毎に全国的規模で行ってきた「返品実態調査」を本年実施します。環境関連では、昨年設置した「環境数値算定標準化協議会」を中心に環境数値算定の業界ルールと標準化を取り決め、「新環境自主行動計画」の実効性向上に努めます。

食の安心・安全に関しましては、前年度策定した「加工食品卸売業の信頼性向上自主行動計画～5つの基本原則～」の普及啓発に取り組みます。

公益法人の制度改革に対応した日食協の法人格の移行については、収益事業をしていない幣協会の事業内容から、「公益」という称号の確保に最大のウエイトをおいて移行準備を進めます。

以上でございますが、いずれにいたしましてもこれらの活動につきましては食品卸業界の強い団結力と取引基本姿勢の確立が前提になりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

第6号議案 平成21年度収支予算案に関する件

事務局より、平成21年1月27日(火)開催の理事会議決事項である「平成21年暫定予算」を内包する平成21年度の収支予算案を資料に基き説明した。(前期繰越収支差額25,047,721円、当期収入合計54,589,000円、当期支出合計58,236,500円、次期繰越収支差額22,538,991円、それぞれの内訳概要を対前年予算比にて説明。)

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 一部役員の変更に関する件

議長より、今年度は役員の変更時期ではないが、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出があった事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より申し出順に報告がなされた。

	[退任]	[新任]
学識経験者	大野 志郎 理事	足立 誠 氏
カナカン(株)	桑島 敏彰 理事	荒木 章 氏

報告を受け議長より、理事二名の交代の事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

併せて承認をいただいた二人に就任の承諾を議長が確認したところ両者から了承の返答を得た。従って本年度は、会長・副会長の4名に、本日承認を戴いた新任2名を加えた22名の理事及び監事3名の合計29名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。

第8号議案 その他

議長より出席者各位から何か問題提起が無いか確認したが何もなかったため、今後も引き続き会員各位の協力の要請と、本日の長時間審議についての御礼が述べられ、更に、初めての試みとして企画したこのあとの懇親会を、有意義なトップコミュニケーションの場にしていただくようお願いし16時05分閉会となった。

[理事会]

平成21年度は理事会を年4回開催した。

◆第1回 理事会 平成21年4月23日(木)

議案	第1号議案	平成20年度事業報告に関する件				
	第2号議案	平成20年度収支決算報告に関する件				
	第3号議案	会員の動向に関する件				
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件				
	第5号議案	平成21年度事業計画案に関する件				
	第6号議案	平成21年度収支予算案に関する件				
	第7号議案	役員の一部改選に関する件				
	第8号議案	定時総会の開催に関する件				
	第9号議案	その他				
出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	22名	委任状4名	計26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名		計3名

来賓出席 農林水産省 総合食料局流通課 課長 吉井 巧 様
課長補佐 石塚 浩一 様
係長 大熊 光輝 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、上田 弘理事と中嶋 隆夫理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成20年度事業報告に関する件

第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を、続けて事務局より報告するよう指示があり、専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、調査研究事業並びに普及・研修・実践事業及び本部活動について、主要なワーキンググループや、研究会活動の具体的な内容を交えて報告し、引き続き、平成20年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）を行い、更に、4月14日に監事各位により監査をうけた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、それを受け、萩原弥重監事は去る4月14日に監事3名（濱口吉右衛門監事、横山敬一監事）にて実施した監査の結果について、「業務報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成20年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局から今年度の年会費の額と徴収方法について説明した。額に関しては本年は3年に一度、売上高を自主申告していただき、それに基づき会費区分を見直す年度であることを報告。また、賦課徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限 平成21年6月30日（火）

との説明が有り全員から賛同を得た。

第5号議案 平成21年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成21年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成21年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

第6号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について収支予算（案）の資料に基づき説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 役員改選に関する件

議長より、今年度は役員改選期ではないが、会社人事の都合により一部の方から役員交替の申し出があったとの報告があり詳細についての説明を事務局に促した。

事務局より下記の如く報告がなされた。

	[退任]		[新任]
理事	桑島 敏彰	理事	荒木 章 氏
学識経験者	大野 志郎	理事	足立 誠 氏

報告を受け議長は、理事二名の交替に関する事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。尚 退任される二人共、本日は欠席で有ったが、議長から、永年に渡り尽力戴いた両名に感謝の意が表された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成21年5月29日（金）15時よりレベル21東京會館にて開催するとの報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第9号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。

続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会を、5月29日（金）定時総会の直前、14時00分より開催することを案内した。

また、今総会終了後には同階の別会場にて懇親会を予定しているので、引き続き参加されるよ

うお願いした。

最後に、大野理事の後任に就任予定の伊藤忠食品㈱の足立様より一言挨拶をお願いしたいとの議長からの申し出により、本日代理出席されている足立様より丁重な挨拶がなされた。

議長より長時間に亘る審議に対する御礼が述べられ、13時00分閉会となった。

◆第2回 理事会 平成21年5月29日（金）

議案	第1号議案	定時総会提出議案の確認の件
	第2号議案	理事会運営体制の件
	第3号議案	その他

開会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数 26名中 24名（代理を含む）出席

監事総数 3名中 3名出席。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、津久浦慶之理事と松川隆志理事を指名し、了承を得た上で議事に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された資料を確認した後、前回説明した部分は省略し、その後の動向を含めて報告した。

① 4月以降の入・退会動向について。

4月以降の動向として、添付資料に基づき、統廃合等による事業所会員の増減があったことを報告する。

② 昨年来 環境数値算定標準化協議会は、環境数値の共同システム開発を検討してきたが、現段階では環境数値算定のシステムツールは各企業の選択に委ねることにして、共同システムの開発・研究は中断、今後は環境問題対応W・Gと連動し、ますます厳しくなる環境行政に対する業界としての対応方針の検討を主体に活動を行うと報告する。

議長は事務局から報告を受けた件について、理事会の意向を確認し全員の了解を得た。

第2号議案 理事会運営体制の件

前回の理事会にて承認された二人が、新理事に就任されることになる事を告げ、ここで前回不在であったカナカン株式会社の荒木 章さんに挨拶を要請。

荒木新理事候補が挨拶。

更に議長は、新任学識経験者理事候補の足立 誠さんを紹介。

足立新理事候補立礼。

本日の総会にて、新理事候補の二人の承認が得られたなら、本年は会長の私と、3名の副会長及び22名の理事、そして、3名の監事による29名の運営体制となることを説明し、全員の協力をお願いする。

第3号議案 その他

第3号議案としては提起事項が無い様なので各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、九州支部が欠席の為、四国支部より順次指名をしていった。

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表されたが、その中で協会としての継続課題として

- ① 小売業における過度の納入期限設定の問題に関しては、加工食品の特性に応じた納品期限の見直しに向けて引き続き小売業界と話し合う。
- ② メーカーに対して賞味期限を、可能な範囲で延長するとともに、小売業の納入期限に対応できる賞味期限の製品出荷を促すよう働きかけを続ける。
- ③ 消費税引き上げに関しては、食品分野の特別対応（非課税・据置等）を、今後も行政に対して働きかけていく。

これらに加えて新たな課題として

- ① 新商品情報の提供を、小売業と同時に卸にも提供してもらえるよう賛助会員に働きかけをする。
- ② 新商品の「画像データ」及び「品質情報」の充実を優先的に取り組む。
- ③ 地域における物流の適正化に向け、共同物流の可能性について検討する。
- ④ 統合・合併等により地域におけるワーキング・グループの活動が困難なため、本部との合同による共同活動の検討。

全支部の発表終了後、國分会長は各支部よりいろいろな提言が有ったので、政策委員会を中心に検討するよう事務局に指示された。

最後に國分会長は、副会長ほか出席者全員に他に意見が有るか確認をしたが、何も無かったため、14時45分に理事会の終了を告げた。

更に会長より総会終了後、初めての試みとして懇親会を実施するが、賛助会員との有意義な意見交換の場にするよう指示があった。

◆第3回 理事会 平成21年11月5日(木)

議案	第1号議案	上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件 (1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について (2) 上半期収支決算報告 (3) 監査報告
	第2号議案	平成22年度収支暫定予算策定の件 (書面による採決 平成22年1月予定)
	第3号議案	その他 (1) 次回開催予定 平成22年4月22日(木) 場 所 アーバンネット大手町ビル(レベル21) (2) その他

出欠状況	理事総数 26名中	出席理事 24名	委任状 2名	計 26名
	監事総数 3名中	出席監事 3名		計 3名

来賓出席	農林水産省総合食料局流通課	商業調整官	山田啓二様
		係長	大熊光輝様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

それを受け直ちに議長は審議に入った。

続いて出席理事の中から、議事録署名人として、水足 眞一 理事と足立 誠 理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

- ① 会員動向の件
- ② 公益法人制度改革への対応状況
- ③ 加工食品「卸売販売統計調査」に関する調査票について
- ④ 2009年度「環境自主行動計画」についての調査票について
- ⑤ 平成22年度税制改正等に関する要望書について

- ⑥ 返品実態調査アンケート回収状況について
- ⑦ 事業継続計画書（BCP）策定の進捗状況について
- ⑧ 平成20年度新物流コスト実態調査について
- ⑨ 流通システム標準普及推進協議会について
- ⑩ 一般社団法人「日本卸売協会」加入について
- ⑪ 「効率的食品流通取引基盤確立推進事業」について
- ⑫ 小冊子「省エネ法」再改正への対応ガイドラインについて
- ⑬ 上半期収支決算報告の件

以上の項目が順を追って説明された。

同時に10月26日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る10月26日に監事3名（萩原弥重監事、小原利郎代理監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第2号議案の説明を事務局に求めた。

第2号議案 平成21年度収支暫定予算策定の件

事務局より、平成21年度の収支暫定予算策定に関する内容を説明し、承認された。

第3号議案 その他

議長は、出席者から問題提起や、何か意見・質問等の有無を確認したが、無かったので、事務局より、次回理事会は、平成22年4月22日(木)に当アーバンネット大手町ビル(レベル21)にて開催することを案内した。

議長より本日の議事進行の協力に対する御礼と、今後も日食協に対する同様の協力を要請し、13時15分閉会となる。

◆第4回 臨時理事会 平成22年1月25日（月）

出欠状況： 理事総数 26名中 出席理事 10名 委任状出席 15名 計25名
 監事総数 3名中 委任状出席 3名 計 3名

出席理事氏名： 國分勘兵衛（代理 清水 宣和） 後藤 雅治（代理 田口 耕輝）
 吉野 芳夫（代理 成田 祐一） 濱口 泰三（代理 青山 裕一）
 津久浦慶之（代理 津久浦慶信） 三枝 皓祐（代理 島垣 研二）
 磯野 謙次（代理 和田 正） 加藤 武雄（代理 破魔 重美）
 水足 眞一（代理 大江 正彦） 奥山 則康

◎委任状出席理事 山本佳宏、村山圭一、堀内琢夫、上田 弘、松川隆志、鈴木重一、永津邦彦、荒木 章、中村成朗、竹内克之、本村道生、柳川信、中嶋隆夫、

足立 誠、成田 健

◎委任状出席監事 萩原弥重、横山敬一、濱口吉右衛門

議案 第1号議案 平成22年度年初収支暫定予算の件
第2号議案 その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、青山理事代理と成田理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第1号議案 平成22年度年初収支暫定予算の件

議長より資料の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成22年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第2号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

[正副会長会議]

定例的に理事会の前に年2回（4月、11月）開催した。また専務理事から定例的に毎月の活動状況報告を会長に報告しご意見をいただいた。

第1回 正副会長会議 4月23日（木）

当日開催される理事会の運営についての内容確認が主な議案であるが、経営環境の変化を踏まえて幅広く意見の交換を行い、今後の協会運営の方向性について共通の認識を確認した。

第2回 正副会長会議 11月5日（木）

当日開催される理事会の運営についての内容確認が主な議案であるが、特にその中で新公益法人制度改革への対応状況など新たな課題に対する進捗状況の確認や環境関連法の再改正に伴う新業界対応ガイドラインの作成などについて審議された。

本部事業活動

[政策委員会・食品取引改善協議会]

◆第1回 政策委員会・食品取引改善協議会 5月13日（水）

平成21年度第1回目の政策委員会・食品取引改善協議会を5月13日（水）午前9時15分から日本橋精養軒会議室にて開催した。

議題は、4月23日（木）に行われた理事会の報告と公益法人制度改革に伴う新たな公益事業に関する検討、また当日行われる賛助会員幹事店会についての運営確認も行った。また、今回から会社の人事異動により一部メンバーが交替した。

政策委員会・食品取引改善協議会 委員名簿

(社) 日本加工食品卸協会
(社名50音順：敬称略)

	会社名	委員名	所属・役職	備考
○	伊藤忠食品 (株)	足立 誠	取締役・専務執行役員東日本営業本部長	
	加藤産業 (株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長	
○	国分 (株)	成田 健	代表取締役副社長経営統括本部長	
	(株) 日本アクセス	今泉 忠也	取締役副社長社長補佐営業管掌	
	三井食品 (株)	川村 哲夫	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	
	明治屋商事 (株)	佐藤 孝治	取締役専務執行役員営業本部長	
◎	(株) 菱 食	中嶋 隆夫	取締役専務執行役員加食営業統括	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

◎印：委員長 ○印：副委員長

◆第2回 政策委員会・食品取引改善協議会 10月21日（水）

平成21年10月21日（水）当協会会議室において開催。主要議案は、上半期を終了しての事業活動総括と「食品取引改善協議会」活動の方向性についてであった。

※主要上半期事業活動報告内容

- ① 政策委員の一部交替について
- ② 賛助会員幹事店会登録メンバーの一部交替について
- ③ 新公益法人制度改革への対応状況について
- ④ 卸売統計調査に関するアンケート調査の結果について
- ⑤ 返品実態調査のアンケート調査票の回収状況について
- ⑥ 平成22年度税制改正に関する要望書提出について
- ⑦ 環境数値算定標準化協議会報告
 - ・2009年度環境自主行動計画についての調査票提出の確認について
 - ・「省エネ法」再改正への対応ガイドライン作成について
- ⑧ 新型インフルエンザ対策・BCP実践講習会開催とBCP策定状況について

- ⑨ 流通システム標準普及推進協議会活動について
- ⑩ 平成20年度新物流コスト実態調査結果について
- ⑪ 一般社団法人「日本卸売協会」への加入について
- ⑫ 「新取引制度・新価格制度」に関する検討会開催について
- ⑬ 「鮮度管理情報」のEDI化について
- ⑭ その他

◆第3回 政策委員会・食品取引改善協議会 11月11日（水）

平成21年11月11日（水）午前10時30分より精養軒日本橋店会議室に於いて政策委員会兼食品取引改善協議会を開催した。議案内容は、11月5日に開催された正・副会長会議並びに理事会の内容についての報告事項や公正取引委員会の「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(改定案)等に対する意見」募集の提出について。また当日行われる賛助会員幹事店会の運営についてであった。また、市場が厳しい中で今後賛助会員幹事店会をより一層活性化するための議題設定についても言及し活発なご意見をいただいた。

◆第4回 政策委員会・食品取引改善協議会 3月24日（水）

午後3時より日食協会議室にて開催。主要議題は平成21年度の事業総括と平成22年度の事業計画案、実施計画案及び収支計画案についての審議検討であった。また公益法人制度改革に向けた対応状況についての確認を行い、5月に開催される賛助会員幹事店会の意見交換テーマについても検討した。

[環境数値算定標準化協議会]

10月5日（月）15時より日食協会議室に於いて環境数値算定標準化協議会を開催した。

この協議会は、昨年「環境自主行動計画」の実効性を上げ、業界として環境法令への対応を図るべく業界の統一ルールづくりとASP型の共同利用システムの開発に向けての調査研究を目的に立ち上げ活動を行ってきた。

共同システムの開発研究は、各企業の環境に対する事情と件を網羅するといかにも重装備なものになり、システム開発コストや運用コストが共同利用してもコスト高になるというシュミレーションができたので現段階においては、環境数値把握のシステムツールは各企業の選択に委ねるものとするという結論を今期の初めに出している。

環境システムツールの方向性としては、①基幹系システムと連動したシステムタイプ ②スタンドアローンで簡易ソフト活用タイプ ③インターネットを利用したASPタイプ等が考えられる。

したがって共同システムの開発研究は中止し、協議会の主たる活動としては、環境行政からの産業界に対するCO₂削減要請が益々厳しくなることが予測されることから、業界としての対応方針の検討を主体に行う事になっている。

また環境問題対応W・Gと連動して業界の環境数値をとりまとめ、実務的課題があれば環境問題対応W・Gに実務的対応は委ねる考え。

当日の議題は、①「2009年環境自主行動計画についての調査票」の回答を所管の農林水産省総合食料局食品環境対策室に提出するにあたり、提出する環境数値の確認等を行い、また来年度

から実施される事業場部門の環境数値の業界としての原単位のあり方等について検討した。

②環境問題対応W・Gが主体となって作成した『「省エネ法」再改正への対応ガイドライン』について行政との検討事項を交えて実務委員から要点を説明し、今後このガイドラインを用いての普及啓発について検討した。

2009年度 環境自主行動計画についての調査票提出の内容骨子

(2008.4～2009.3) (提出先：農林水産省食品環境対策室)

・団体の会員数	正会員	150名
	事業所会員	148名
	賛助会員	133名
	団体賛助会員	3名
	合 計	434名

・フォローアップに参加している（特定荷主）企業数及び売上高（倉出他）

12社 66,385億円

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品
明治屋商事・ヤマエ久野・菱食・リョウショクリカー)

・フォローアップカバー数 正会員の8.0% (12社/150社)

I. 温暖化対策（CO₂排出抑制対策）

1. 自主行動計画における目標

各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度2006年度に対し、2011年度に於いて事業所毎に95%の水準にすることを目標とする。

2. 目標達成のための取り組み

(1) 目標達成のためのこれまでの取り組み

- ・排ガス規制指示の遵守
- ・省エネ機器、環境対応危機及び消耗品の優先的使用

(2) 2008年度に実施した対策の事例

- ・エコドライブの推進
- ・車輛装備変更に伴う燃費の向上
- ・物流センターの統廃合
- ・着荷主との取引慣行の見直し

(3) エネルギー消費量・CO₂排出量の実績*（輸配送部門）

	2006年	2007年	2008年
・生産高(倉出売上高他)	55,546億円	65,355億円	66,385億円
・エネルギー消費量(原油換算kl)	130,200kl	142,576kl	137,952kl

・エネルギー消費量原単位(原油換算/億円)	2.34	2.18	2.08
・CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	345,786	378,371	366,226
・CO ₂ 排出原単位(t-CO ₂ /億円)	6.23	5.79	5.51

* (事業場部門)

特定荷主企業のうち10企業に協力いただき1年前倒しで環境数値を把握し報告

エネルギー消費量(原油換算kl) 138,167kl ・CO₂排出量 278,462(t-CO₂)
(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・三井食品・明治屋商事
・菱食・リョウショクリカー)

(4) クレジット等の活用状況と今後の取得予定

・現状なし

(5) CO₂排出量増減の要因分析

①1990～2008年度のCO₂排出量増減の要因分析

・全体基調としては、得意先要請による多頻度少量定時配送の対応によりエネルギー(燃料)使用量が増加した。

② 2008年度の排出量増減の理由

・2008年度においては加工食品卸売業界として経営的危機感を共有化した経営環境の改善に取り組み、コストを含めた不採算取引の縮小や拠点の再編統合により全体としては規模の拡大は維持しながら経営の合理化、効率化によりエネルギー消費量の絶対量が減少に転じた。

II. 廃棄物対策

(1) 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

(2) 目標達成のための主要な取り組み

- ・事務消耗品の廃棄物(特に書類)の発生を極力抑制
- ・コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
- ・電子化による紙類の使用減を図る
- ・分別収集による資源リサイクルの推進
- ・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
- ・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化

(3) 2008年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

・2007年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」
「産業廃棄物の処理について」の改訂版を活用した啓蒙・普及活動

(4) 廃棄物・再資源化量の実績

- ・廃棄物排出量(OA用紙使用量)数値提出企業7社合計
2007年度実績 870.9t
2008年度実績 984.0t

(伊藤忠食品・加藤産業・国分・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・菱食) 以上

食品産業における環境自主行動計画の進捗状況 [赤字の団体及び実績は目標水準に達しているもの]

	計画策定主体	基準年	目 標			実績(基準年比)		(参考)CO2排出量 :万t-CO2		
			指標	年度	数値	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度	前年比
産	日本スターチ・糖化工業会	2005年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	1.3%	▲0.1%	116.7	111.8	▲4.2%
	日本乳業協会	2000年度	エネルギー消費原単位	2010年度	年率▲0.5% (▲4.9%)	3.7%	7.9%	113.4	105.5	▲7.0%
	全国清涼飲料工業会	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012 年度平均	▲6%	11.1%	4.8%	108.5	100.4	▲7.5%
	日本パン工業会	2004年度	CO2排出原単位	2010年度	年率▲1% (▲5.9%)	▲1.9%	▲10.9%	87.9	79.9	▲9.1%
	日本缶詰協会	1990年度	エネルギー消費原単位	2010年度	±0%	▲0.9%	1.3%	65.4	60.1	▲8.1%
	日本ビート糖業協会	2000年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	▲2.6%	▲12.1%	73.9	73.4	▲0.7%
	日本植物油協会	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012 年度平均	▲16%	▲14.6%	▲17.3%	62.9	57.4	▲8.7%
			CO2排出量		▲8%	▲6.8%	▲14.9%			
	全日本菓子協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲8%	▲2.9%	▲3.6%	47.3	46.9	▲0.8%
	精糖工業会	1990年度	CO2排出量	2008~2012 年度平均	▲22%	▲23.6%	▲26.6%	44.3	42.6	▲3.8%
	日本冷凍食品協会	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲10%	▲2.5%	▲12.5%	28.7	40.7	41.8%
	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	2003年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	▲2.6%	▲12.9%	23.9	21.6	▲9.6%
	製粉協会	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	16.0%	▲3.8%	22.9	18.5	▲19.2%
	全日本コーヒー協会	2005年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	▲2.3%	▲2.6%	22.4	23.1	3.1%
	日本醤油協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲6%	▲4.7%	▲14.7%	19.7	17.7	▲10.2%
	日本即席食品工業協会	1990年度	CO2排出原単位	2008~2012 年度平均	▲24%	▲30.3%	▲37.3%	19.2	16.5	▲14.1%
日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 ※	2004年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	7.1%	▲1.9%	10.7	9.0	▲15.9%	
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲30%	5.4%	▲9.3%	4.9	4.6	▲6.1%	
業務	日本加工食品卸協会 ※※	-	-	-	-	(13.8万kl)	-	27.8	-	
	日本フードサービス協会	2006年度	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1.5%	3.4	▲4.3%	614.3	556.9	▲9.3%

注1: 「※」は、これまで「ハンバーガー」は産業界部門、「ハンバーガー」は業務部門にそれぞれ掲げていたが、2008年度からは、「ハンバーガー」を外食産業の団体である、日本フードサービス協会が一括して報告することとした(会員が重複するため整理)。

注2: 「※※」は、2008年度から事業所に係るデータ収集を開始するとともに、目標設定を団体で検討中。「実績」欄の()書き数値は、事業所に係るエネルギー消費量の実績。

進 捗 状 況 の 評 価

	計画策定主体	実績(基準年比)		CO2排出量 対前年比	評 価 (取 組 状 況)	
		2007年度	2008年度			
産	日本スターチ・糖化工業会	1.3%	▲0.1%	▲4.2%	○バイオマスボイラーの導入等によりCO2排出原単位が少し改善。また、生産量の減少もあって、CO2排出量は減少。	
	日本乳業協会	3.7%	7.9%	▲7.0%	○工場の再編統合、燃料転換等を進めているが、温度帯管理の強化やアイス製造工程の多様化等によりエネルギー消費原単位は悪化。	
	全国清涼飲料工業会	11.1%	4.8%	▲7.5%	○ボイラー廃熱の有効利用や省エネ型照明への転換等を図り、また、電力排出係数が改善(※)したが、ペットボトルの内製化(工場内で成型)によるエネルギー消費量の増加で、CO2排出原単位は基準年より悪化。	
	日本パン工業会	▲1.9%	▲10.9%	▲9.1%	○生産機器の効率的制御による省エネ化や工場内の省エネルギー活動の活性化等により順調に目標を達成。	
	日本缶詰協会	▲0.9%	1.3%	▲8.1%	○高効率ボイラーへの更新や燃料転換等の取組も見られるが、少量多品種生産等もありエネルギー消費原単位の改善は進んでいない。一方、生産量の減少によりCO2排出量は減少。	
	日本ビート糖業協会	▲2.6%	▲12.1%	▲0.7%	○これまでの糖液濃縮工程における熱利用の高効率化等の進展に加え、原料てん菜の豊作により生産効率が上がりCO2排出原単位は改善。	
	日本植物油協会	1990年度	▲14.6%	▲17.3%	▲8.7%	○バイオマスボイラーの導入等によるエネルギー転換が進むとともに、原料価格の高騰や消費低迷により生産量が減少したことにより、CO2排出原単位の改善及びCO2排出量削減が進展。
			▲6.8%	▲14.9%		
	全日本菓子協会	▲2.9%	▲3.6%	▲0.8%	○製品の多様化等によりエネルギー消費量は増加傾向にあるが、重油から電気、都市ガスへのエネルギー転換や従業員教育等の実施によりCO2排出量を徐々に削減。	
	精糖工業会	▲23.6%	▲26.6%	▲3.8%	○都市ガス利用率の向上及びインバータ制御(電力変換)装置の導入による効率的な電力使用等に加え、生産量が減少したことにより目標を達成。	
	日本冷凍食品協会	▲2.5%	▲12.5%	41.8%	○省エネ型加熱調理器機への切替や廃食用油の燃料活用、また、電力排出係数の改善により目標を達成。なお、集計企業が大幅に増えたため、CO2排出量は前年より増加。	
	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	▲2.6%	▲12.9%	▲9.6%	○重油から電気、都市ガスへのエネルギー転換、断熱材の利用、コージェネレーションシステムの導入促進等に加え、電力排出係数の改善もあり、目標を達成。	
	製粉協会	16.0%	▲3.8%	▲19.2%	○インバータ制御(電力変換)装置の導入や省エネ照明器具への更新等に取組。また、生産量の減少に加え、使用エネルギーの大部分を占める電力の排出係数が改善したことによりCO2排出原単位は大きく改善。	
	全日本コーヒー協会	▲2.3%	▲2.6%	3.1%	○生豆処理量の減少やコージェネレーションシステム等への切り替えが進む一方、エネルギー多消費型製品や少量多品種型の生産が増えたことによりCO2排出量は増加。	
	日本醤油協会	▲4.7%	▲14.7%	▲10.2%	○作業場及び施設の集約化、コンプレッサー(空気圧縮機)の集中管理、しょうゆ粕の燃料化等に取組。また、生産量も減少し目標を達成。	
	日本即席食品工業協会	▲30.3%	▲37.3%	▲14.1%	○重油から都市ガスへの燃料転換、エネルギー使用量の多い品種の製造見直し等により順調に目標を達成。	
日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 ※	7.2%	▲1.9%	▲15.9%	○ボイラー、コンプレッサー、フライヤー、照明器具等の高効率機器への更新に加え、生産量が減少したことによりCO2排出原単位は改善。		
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	5.4%	▲9.3%	▲6.1%	○重油から都市ガスへの燃料転換、空調設定温度など省エネ活動の徹底等。また、電力排出係数の改善もありCO2排出原単位は改善。なお、22年6月を目途に計画(目標)見直しを検討中。		
業務	日本加工食品卸協会 ※※	-	-	-	○目標値未設定。(来年度設定し報告予定。)	
	日本フードサービス協会	3.4	▲4.3%	▲9.3%	○LED照明や高効率空調機器の導入、既存設備機器の運転管理の徹底等を通じて目標を達成。	

注1 「計画策定主体」及び「実績」欄の赤字は、目標水準に達しているもの。

注2 (※)は、電気事業者が京都メカニズムクレジットを償却したことにより、電力のCO2排出係数が改善。このため、全般に電力使用に伴うCO2排出量は減少。

[執行運営委員会]

◆第1回 4月30日（金）

15時より開催。議案は、①理事会報告 ②第171国会における農林水産省関連法案の審議状況について ③中小企業庁の中間報告概要 ④「食品の表示に関する共同会議」の概要 ⑤平成20年度 省エネ法改正にかかわるQ&A ⑥豚インフルエンザについて ⑦マルハニチロ食品に対する勧告について ⑧定時総会の開催について ⑨農林水産省との意見交換の内容について ⑩法政大学「流通産業ライブラリー」設立記念セミナーについて

◆第2回 6月30日（火）

10時より開催。議案は、①支部総会開催状況 ②加工食品 卸売統計調査に関して ③日本卸売協会に関して ④平成21年度食品循環資源の再生利用等実態調査への協力依頼について ⑤「米トレサ法」について ⑥流通業の発展に向けた取引慣行に関する実態調査について（経済産業省流通政策課）

◆第3回 8月7日（金）

15時より開催。議案は、①返品実態調査アンケートについて ②取引慣行の実態調査の結果について（食品産業センター） ③公益法人制度改革への対応状況（定款変更案） ④新型インフルエンザ対策への事業継続計画（BCP）策定実践セミナー開催について ⑤秋季研修会予定内容

◆第4回 9月9日（水）

15時より開催。議案は、①公益法人制度改革への対応状況（定款変更案） ②加工食品 卸売統計調査について ③消費者庁の概要について ④農林水産省の平成22年度組織再編について ⑤食品関連産業の将来展望研究会開催について ⑥「新取引制度・新価格制度」に関する意見交換会（財団法人 流通経済研究所 高橋 佳生氏）

◆第5回 10月13日（火）

15時30分より開催。議案は、①公益法人制度改革への対応状況（定款変更案・公益目的事業内容他） ②加工食品 卸売統計調査について ③平成22年度税制改正要望について ④2009年度環境自主行動計画についての調査票提出について ⑤「省エネ法」再改正への対応ガイドラインについて ⑥返品実態調査アンケート票の回収状況について ⑦民主党マニフェストに関して ⑧「百貨店共同配送プロジェクト」について

第5回 12月2日（水）

16時から開催。議案は、①安全・安心に資する流通システム標準の利活用手法の検討に関する調査研究事業について ②米トレサ法について ③返品実態調査の速報 ④新型インフルエンザに対する基本的対処方針の改定について ⑤臨時理事会の開催について

◆第6回 1月25日（月）

15時から開催。議案は、①臨時理事会の開催（暫定予算の審議）②返品実態調査の総括 ③公益法人制度改革への対応について（定款変更案、公益目的事業の内容）④役員改選に向けてのご意向について ⑤加工食品 卸売統計調査の期間基準について

◆第7回 2月25日（木）

15時から開催。議案は、①平成22年度事業計画案について ②公益法人制度改革への対応について（定款変更新旧案、公益目的事業の内容）③リテールサポート研修会の開催について ④「新型インフルエンザ対策」について（フードチェーンの維持について）

公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革の概要

I. 法律等の整理

1. 新制度の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

2. 新制度の骨子

現状 (~2008/11/30)	① 主務官庁に公益性を認められたものだけが法人格を取得可能。 ② 法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含めて監督する。 ③ 法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにバラつきがある（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」はあるものの・・・）。
----------------------	--

新法施行後 (2008/12/01～)	① 一般法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。 ② 一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となることが可能。 ③ 基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される国の公益認定等委員会または都道府県の合議制の機関が行う。
-------------------------	--

3. 法令等の体系

(1) 法律

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (略称：一般法) (平成 18 年 6 月 2 日 法律第 48 号)
② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (略称：認定法) (平成 18 年 6 月 2 日 法律第 49 号)
③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (略称：整備法) (平成 18 年 6 月 2 日 法律第 50 号)

施行期日：公布の日（H18.6.2.）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

⇒ H20.12.1.

【3法の概要】

① 一般法

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。

② 認定法

公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

③ 整備法

①及び②の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

(2) 政令、府省令

政令	府省令
① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（略称：一般法令） （平成 19 年 政令第 38 号）	① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（略称：一般法規則） （平成 19 年 4 月 20 日 法務省令第 28 号）
② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（略称：認定法令） （平成 19 年 政令第 276 号）	② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（略称：認定法規則） （平成 19 年 9 月 7 日 内閣府令第 68 号）
③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（略称：整備法令） （平成 19 年 政令第 277 号）	③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（略称：整備法規則） （平成 19 年 9 月 7 日 内閣府令第 69 号）

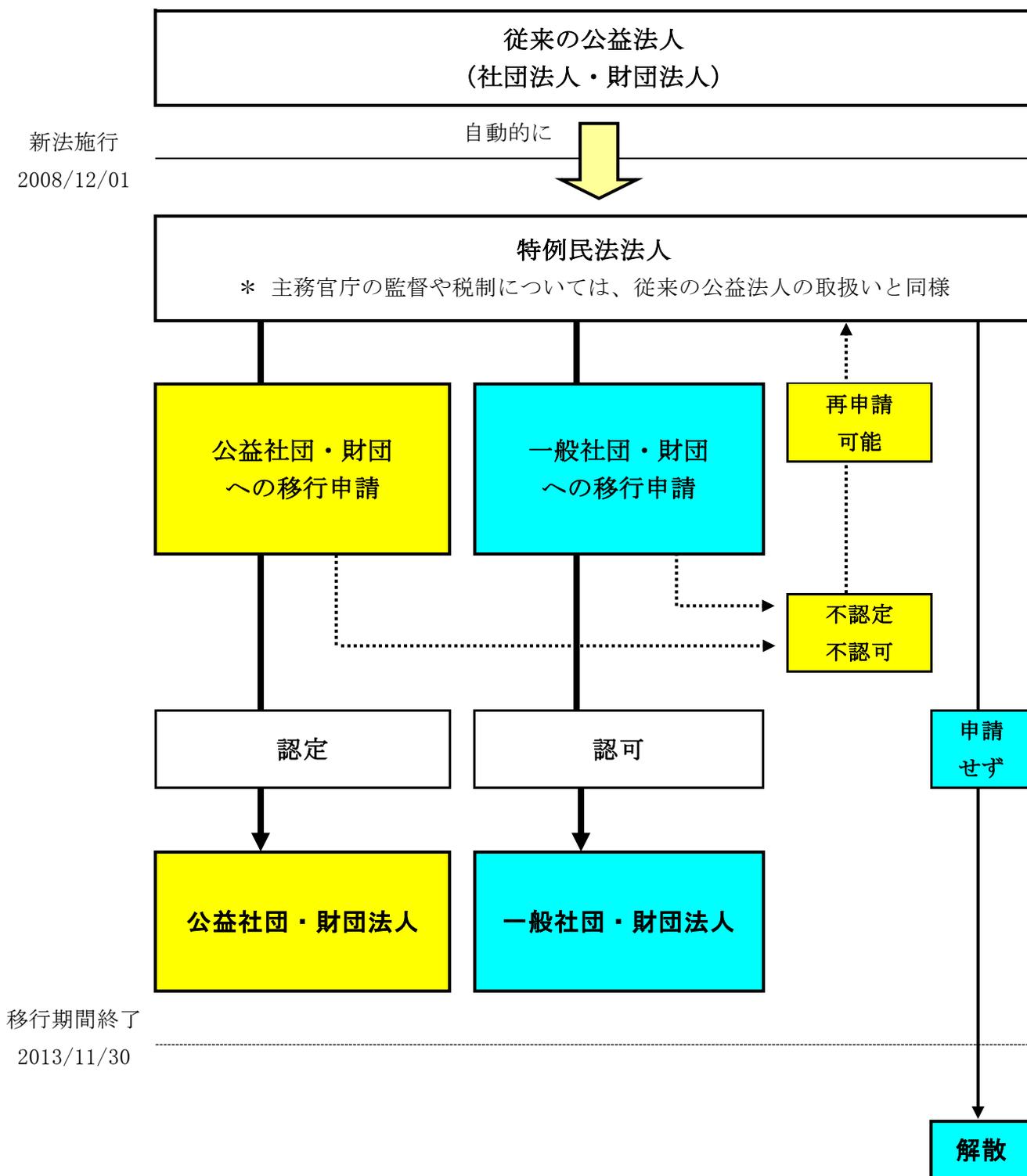
(3) その他

① 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（略称：ガイドライン）
② 公益目的事業のチェックポイントについて（略称：チェックポイント）
③ 公益法人会計基準について
④ 「公益法人会計基準」の運用指針
⑤ F A Q（よくある質問）

⇒ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/common/portal.do

Ⅱ. 従来の公益法人からの移行

1. 選択肢



2. 公益法人と一般法人の比較（一般論）

	メリット	デメリット
公益法人	① 税制上の優遇 ② 「公益」の称号	① 認定基準の遵守（⇒ 事業運営が窮屈） ② 公益認定が取消された場合、公益目的事業財産残額の贈与（⇒ 法人の存続可能性？）
一般法人	① 自由な事業運営 ② 税制上の優遇なし（優遇のレベルが低い）	① 公益目的支出計画の実施 ② 「公益」の称号なし

- ◆ 公益法人は、「税制上の優遇措置を受けながら寄付などを主要な財源として公益目的事業を行う法人」や「収益事業で獲得した利益を財源の一部として公益目的事業を行う法人」が選択することが想定されている。

「公益法人制度改革への対応について」

社団法人 日本加工食品卸協会
事務局

1. 定款の変更について

当協会が新公益法人制度に基づく新公益法人に移行するためには、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に即した新たな定款を定め、内閣府に移行認定の申請をするに当たり、当該申請書に添付する必要がありますので、定款変更案についてご審議をいただきたい。

定款変更案は、内閣府の模範定款例を参考に監査法人のアドバイザー、更には内閣府公益認定等委員会事務局のご指導を頂戴して作成したものであります。

【ポイント】

(1) 移行後の名称

「公益社団法人 日本加工食品卸協会」となります。

(2) 目的及び事業

目的及び事業については、従来と大きな変更点はありませんが、事業内容のうち加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理を加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示と変更。また公益目的事業の実施区域について日本全国において行うと明記した。

(3) 役員等

会長及び副会長をもって一般社団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とした。したがって会長に事故等がある場合は副会長が代行する事になります。理事の員数は現行の25人以上30人以内から20人以上30人以内とした。今年改選された理事、監事については新法人の理事、監事になります。役員の任期は従来と同様2年で定時総会の終結時までとする。

(4) 理事会

理事会は、従来同様過半数が出席して成立し、決議はその過半数をもっておこないますが、本人出席が過半数とされており、従来のように代理出席や委任状による出席は認められなくなりました。

(5) 事業計画、収支予算等

毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認が必要となるため、移行後は3月に予算審議の理事会を開催し、4月に決算審議のの理事会を開催し、5月に総会を開催することになります。

2. 公益目的事業の内容について

下記記載

3. 財務内容の基準（以下の3つの基準はクリア）

①収支相償 ②公益目的比率 ③遊休財産額の保有制限

4. 新会計基準への変更は新会計ソフトを導入し、今期の決算から支部会計も取り込む予定。

社団法人日本加工食品卸協会の法人の事業について

事業の内容

公1 調査研究事業（加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究を行い、もって加工食品の安定供給と国民生活に資する事業）

公2 研修・普及啓発事業（加工食品の卸売業の構造改善に関する研修並びに加工食品卸業界の法令遵守や消費者の信頼を確保する自主行動計画の作成及び情報、ロジスティクス、環境問題等に関する普及啓発事業を行い、もって加工食品の安定供給と国民生活に資する事業）

(1) 公益目的事業について

事業番号 事業内容

公1 調査研究事業

[1] 事業の概要について

(事業の内容)

(1) 商慣行・取引条件に関する調査研究事業

- ① 定期的に全国規模で「返品」に関する実態調査を実施して、食品ロスの削減と取引慣行の是正の状況を把握し、調査書に取りまとめ公開している。
- ② 本部組織の常設機関として食品取引改善協議会を設け、流通構造の変化に対応した取引制度、価格制度のあり方について提言し、公開している。卸売業の存在意義の訴求と機能対価のあり方を研究。

(2) 公正取引・公正競争に関する調査研究事業

- ① 企業コンプライアンスが求められるなか公正取引、適正取引推進を目指して、取引業者間の現場実態がどのような取引状況にあるかの調査を行い、報告書にまとめ公開している。
- ② 大規模小売業告示の施行以後、大規模小売業者が納入業者に対して不公正な取引をしているかどうか、「大規模小売業告示」で規定した第1項から第9項までの禁止行為と専用センターの装備状況について実態調査を行い報告書としてまとめ公開している。

(3) 情報システムに関する調査研究事業

- ① 本部組織の常設組織として情報システム研究会・EDIワーキンググループを設け情報システムに関する問題解決の研究や業界EDIの標準化のための阻害要因を解明し、HP等で公開して業界標準フォーマットの維持、改廃を推進している。
- ② 業界における情報処理コストの実態を定期的に調査し、他産業との比較も含めて加工食品流通の効率化につとめるべくHP等で公開している。
- ③ 商品画像標準フォーマットを構築し、画像利用コストを削減する基盤を整備すべく情報を公開している。

(4) ロジスティクスに関する調査研究事業

- ① 本部組織の常設組織として物流問題研究会を設け卸主宰の共同配送の構想及び事業化について研究し、食品流通の効率化の基盤を整備すべく情報を公開している。
- ② 卸店メーカー間用の統一伝票の活用について企画検討し、実用化を図って普及推進している。

(5) マーチャンダイジングに関する調査研究事業

- ① 缶詰ブランドオーナー会員卸を主体に本部組織の常設組織として商品開発研究会を設け、時宜に合った課題について研究している。一例として(社)日本缶詰協会と連動して「容器詰加熱殺菌食品の原料原産地表示業界ガイドライン」についてとりまとめ情報公開している。
- ② 「全国食品缶詰公正取引協議会」の一員として缶詰試買検査会を開催し、品質表示に等に関する状況を調査。

(6) 環境問題に関する調査研究事業

- ① 本部組織に環境数値算定標準化協議会を設け、環境問題対応ワーキンググループと連動して環境関連法律に対する業界の対応方針や統一ルール作りを協議し、また業界で作成した「新環境自主行動計画」における「輸配送部門」「事業部門」の環境数値目標や「廃棄物対策」の実効性を高める研究を行い、業界の環境数値を公開している。
- ② 経済産業省が主宰する「流通・販売のCO2の見える化の研究会（カーボンフットプリント制度）」に参画して流通・販売段階のCO2算定・評価方法の具体化の研究をしている。

(7) 「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業

- ① 新型インフルエンザの流行時及び緊急災害時に加工食品卸売業者は、社会機能維持者として、国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図るため、また新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染の防止策と重要業務の継続を検討する「新型インフルエンザ対策」のガイドラインに関する調査研究及び食料調達可能数量を調査している。

(8) 加工食品卸売統計調査に関する調査研究事業

- ① 国内食品市場全体を俯瞰できるフルライン・フルチャネルの公益性ある統計データを開示し、加工食品の安定的な販売・消費実態を広く社会に伝え、一般メディア・生活者・行政・研究機関など各方面にとってきわめて有益なマクロデータを提供する。

[2] 事業の公益性（本事業が、事業の種類に該当すると考える理由の記入）

事業の種類

- 20 当協会は加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的としている。
商慣行・取引条件に関する調査研究や公正取引・公正競争に関する調査研究は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目指す事業」に該当するものとする。
- 21 当協会は加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的としている。
情報システムやロジスティクス、マーチャンダイジング、環境問題、新型インフルエンザ対策等の調査研究は、「国民生活に不可欠な物資である加工食品の安定的供給の確保を目的とする事業」に該当するものとする。

事業区分

- 6（調査、資料収集） 当該調査研究事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的としており、調査研究の成果物は、会報、調査報告書、あるいはHPで公表している。当該事業にあたっては会員企業から専門的知識を有した人材を招集して委員会やワーキンググループを組織して推進しており、また関連省庁や関連業界団体、シンクタンク等から適切なアドバイスをいただいて推進している。尚、弊協会の当該事業の実行については全て外部に委託することはしていない。

(1) 公益目的事業について

事業番号 事業内容

公2 研修・普及啓発事業

[1] 事業の概要について

(事業の内容)

(1) 加工食品卸業界の信頼性向上に関する普及啓発事業

① 加工食品卸食品業界として法令遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保する「信頼性向上自主行動計画」を作成し、普及・啓発の事業を行う。

(2) 情報システムに関する普及啓発事業

① 食品流通の合理化・効率化を目指し、研究成果の普及啓発事業として情報システム費用の低減化に取り組んでいる。一例として、会員卸企業が合弁会社を組織して商品マスター情報の登録作業を共同化する会社を運営している。

② メーカー、卸間のEDIの標準フォーマット「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム（日食協フォーマット）」を制定し、この普及啓発と維持、管理を行う。

【受発注・出荷案内・販売実績・商品案内・在庫管理・販売促進金システム】

③ 流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）の標準仕様を、維持管理し普及推進を図る「流通システム標準普及推進協議会」（事務局：(財)流通システム開発センター）に副会長店として参加し、運営委員会等の活動を行う。

④ 経済産業省情報処理実態調査での費用分類にマッピングした加工食品卸業界の情報処理コストの実態調査を行い、EDP費の分類構成毎の売上比率と構成比で他産業との比較検討、評価ができる事業を行う。

⑤ 酒類加工食品業界の画像標準として「日食協画像標準仕様Ver2.」を制定し、その定着化とメーカーから自発的に画像を提供していただく体制の確立を推進し、卸売業が効率的に画像を活用し、あわせて画像利用コストを削減する流通基盤の実現を目指している。

(3) ロジスティクスに関する普及啓発事業

① 食品流通の合理化・効率化を目指し、研究成果の普及啓発事業として、メーカー、卸間の物流の共同化に取り組む。一例として会員卸企業が合弁会社を組織し物流の共同配送事業を行っている。

② 東京地区の百貨店を対象として、従来の運送会社主導の共同配送から横持ち配送と検品コスト等の削減を意図した共同配送の高度化を提言し、情報を公開している。

③ 今日のロジスティクス評価指標についての概要を研究し普及啓発を図っている。

④ 食料品地域物流円滑化等推進協議会に参画して、他業種と共に燃料サーチャージ制度等の物流問題について定期的に協議し、得られた情報を普及啓発している。

(4) 環境問題に関する普及啓発事業

① 業界の「環境自負行動計画」に基づき、特定荷主、特定事業者を中心に「輸配送部門」「事業場部門」に関する環境目標数値の実効性を報告する調査票を取りまとめ行政当局に提出している。

(5) 研修に関する事業

- ① 加工食品卸売機能の向上と見識・技術の習得を目指して、一般社会情勢を判断する内容も含めて各種研修会を実施。
- ② 毎年定期的に情報システム担当者を対象に「情報システム研修会」を開催し、情報システムのローコスト化と生産性向上を実現するためのIT施策を研修。

[2] 事業の公益性（本事業が、事業の種類に該当すると考える理由）

事業の種類

- 20 当協会は加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的としている。加工食品の卸売事業の構造改善に関する研修並びに加工食品卸業界の法令遵守や消費者の信頼を確保する自主行動計画の作成及び情報、ロジスティクス、環境問題等に関する普及啓発事業は、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当するものとする。
- 21 当協会は加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的としている。加工食品の卸売業の構造改善に関する研修並びに加工食品卸業界の法令遵守や消費者の信頼を確保する自主行動計画の作成及び情報、ロジスティクス、環境問題等に関する普及啓発事業は、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当するものとする。

事業区分

- 3（研修会） 当該研修は、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としており、特に、加工食品卸売機能の向上・技術の習得を目指して一般社会情勢を判断する内容も含めて会員を参加要件としている。
一例として毎年定期的に情報システム担当者を対象に、「情報システム研修会」を開催し、情報システムのローコスト化と生産性向上を実現するためのIT施策を研修している。
- 8（普及啓発） 当該普及啓発事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事を主たる目的にして位置づけしており、情報システムやロジスティクス、環境問題に関する普及啓発事業は、国民の食のライフラインを担う流通のインフラ整備として不可欠な事業であり、当協会が維持する業界の標準的流通フォーマットはHP等で公開し普及推進を図っている。

* 認定事業

- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

定 款 (案)

社団法人 日本加工食品卸協会
Japan Processed Foods Wholesalers Association
〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目5番地11号（江戸ビル4階）
電 話 03(3241)6568 FAX 03(3241)1469

公益社団法人 日本加工食品卸協会 定款(案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名をJAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATIONとする。

(事務所)

第2条 協会は、主たる場所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議によって必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
- (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
- (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示
- (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修
- (5) その他協会の目的を達成する為に必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的且つ積極的に関連する健全な事業者であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

(会員資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(賛助会員)

第11条 協会の目的に賛同する者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けた場合、賛助会員となることができる。

2 第7条から第10条の規定は、賛助会員について準用する。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
4 第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以内
(2) 監事 2人又は3人

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、監事についても同様とする。
4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、理事会において別に定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第28条 協会に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(理事会の構成等)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この協会の公告は、電子広告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は、國分勘兵衛とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款（新旧対照表）案

現 行	変更案	変更コメント
<p>社団法人 日本加工食品卸協会 定款</p> <p>平成5年8月5日より施行 平成12年12月28日一部変更 平成13年8月28日一部変更</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、社団法人日本加工食品卸協会(以下「協会」という。)と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION とし、 2。 (事務所) 第2条 協会は、主たる場所を東京都中央区日本橋室町二丁目5番11号江戸ビル4階に置き、従たる事務所を理事会の議決を経た必要な地に置くことができる。</p>	<p>公益社団法人 日本加工食品卸協会 定款(案)</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人日本加工食品卸協会(以下「協会」という。)と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION とする。 (事務所) 第2条 協会は、主たる場所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議に基づいて必要な地に置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第3条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及 (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導 (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理 (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員への教育研修 (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければならない。 ・ 最小行政区画(市町村、東京都の特別区)を記載すれば足りる。 ・ 章を設けた。
<p>(目 的) 第3条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及 (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導 (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理 (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員への教育研修 (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(規 約) 第5条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に關し必要な事項は、規約で定めらる。</p>	<p>(目 的) 第3条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及 (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導 (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示 (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修 (5) その他協会の目的を達成する為に必要な事業 2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにしておくが望ましいとされている。 ・ 特段の必要がないと判断し、削除した。

現行 会 員	変更案	変更コメント
<p>第2章 会 員</p> <p>(会員の資格) 第6条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率的に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者とする。</p> <p>(人 会) 第7条 協会の会員になる者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(脱 退) 第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。 (1) 会員が脱退の申出があったとき。 (2) 会員たる資格が喪失したとき。 (3) 破産宣告を受けたとき。 (4) 解散したとき。 (5) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。 (6) 除名されたとき。 2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。 (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。 (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。</p> <p>(入会金及び会費) 第10条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p> <p>(届 出) 第11条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(賛助会員) 第12条 協会の目的に賛回し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書</p>	<p>第3章 会 員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率的に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。</p> <p>(会員資格の取得) 第6条 協会の会員になる者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。 2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(経費の負担) 第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に於ては、会員になつた時及び毎半、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負ふ。</p> <p>(任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。 (2) 総会員が同意したとき。 (3) 当該会員が解散したとき。</p> <p>(賛助会員) 第11条 協会の目的に賛回する者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な言い回しに変更した。 一般的な言い回しに変更した。 法律上の名称「社員」とは異なる通称「会員」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。 現行の第10条を一般的な言い回しに変更した。 現行の第8条・9条を整理して第8～10条とし、一般的な言い回しに変更した。
<p>第2章 会 員</p> <p>(会員の資格) 第6条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率的に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者とする。</p> <p>(人 会) 第7条 協会の会員になる者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(脱 退) 第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。 (1) 会員が脱退の申出があったとき。 (2) 会員たる資格が喪失したとき。 (3) 破産宣告を受けたとき。 (4) 解散したとき。 (5) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。 (6) 除名されたとき。 2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。 (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。 (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。</p> <p>(入会金及び会費) 第10条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p> <p>(届 出) 第11条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(賛助会員) 第12条 協会の目的に賛回し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書</p>	<p>第3章 会 員</p> <p>(法人の構成員) 第5条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率的に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。</p> <p>(会員資格の取得) 第6条 協会の会員になる者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。 2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(経費の負担) 第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に於ては、会員になつた時及び毎半、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負ふ。</p> <p>(任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。 (2) 総会員が同意したとき。 (3) 当該会員が解散したとき。</p> <p>(賛助会員) 第11条 協会の目的に賛回する者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な言い回しに変更した。 一般的な言い回しに変更した。 法律上の名称「社員」とは異なる通称「会員」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。 現行の第10条を一般的な言い回しに変更した。 現行の第8条・9条を整理して第8～10条とし、一般的な言い回しに変更した。 事務手続上の内容であるため、削除した。

現 行	改 更 案	改 更 コ メ ン ト
<p>を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。</p> <p>2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。</p> <p>4 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、協会を脱退する。</p> <p>(1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。</p> <p>(2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。</p> <p>(3) 死亡又は解散したとき。</p> <p>(4) 賛助会費を引き続き1年以上納入しないとき。</p> <p>(5) 除名されたとき。</p> <p>5 既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p> <p>6 第9条の規定は、賛助会員について準用する。</p>	<p>承認を受けた場合、賛助会員となることができる。</p> <p>2 第7条から第10条の規定は、賛助会員について準用する。</p>	

現行	変更案	変更コメント
<p>第3章 役員等</p> <p>(役員の数及び選任) 第13条 協会に、次の役員を置く。 (1) 理事 25人以上30人以内 (2) 監事 2人又は3人</p> <p>2 理事及び監事は、協会において選任する。ただし、理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)又は特定の企業との関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうちから会長1人、副会長3人及び専務理事1人を互選する。</p>	<p>第5章 役員等</p> <p>(役員の数及び選任) 第21条 協会に、次の役員を置く。 (1) 理事 20人以上30人以内 (2) 監事 2人又は3人</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。</p> <p>3 前項の会長及び副会長をもって一般団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第22条 理事及び監事は、協会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。</p> <p>4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、理事会において別に定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。</p> <p>(監事の職務及び権限) 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>	<p>現行は、「第3章 役員等」、「第4章 総会」であるが、順序を入れ替え、「第4章 総会」、「第5章 役員等」とした。</p> <p>現行の第13条を整理して第21～22条とし、一般的な言い回しに変更した。</p> <p>法律上の名称「代表理事」や「業務執行理事」とは異なる通称「会長」や「専務理事」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。</p> <p>認定法5条10号及び11号の言い回しに変更した。</p> <p>現行の第14条を整理して第23～24条とし、一般的な言い回しに変更した。</p> <p>代表権がない専務理事は、会長及び副会長の職務を代理し、またはその職務を行うことはできないため、内容を変更した。</p> <p>現行の第15・16条を整理して第25条とし、一般的な言い回しに変更した。</p>

現行	変更案	変更コメント
<p>第16条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行わぬとする。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第17条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第18条 役員は、無報酬とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。</p> <p>(名誉会長及び顧問)</p> <p>第19条 協会は、名誉会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p> <p>3 名誉会長及び顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。</p>	<p>3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(名誉会長及び顧問)</p> <p>第28条 協会は、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。</p> <p>2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応ずること</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に言い回しに変更した。 一般的に言い回しに変更した。 一般的に言い回しに変更した。
<p>(総会の種別等)</p> <p>第20条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。</p> <p>3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。</p> <p>4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において必要と認められたとき。</p> <p>(2) 会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。</p> <p>(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。</p>	<p>第4章 総会</p> <p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行は、「第3章 役員等」、「第4章 総会」であるが、順序を入れ替え、「第4章 総会」、「第5章 役員等」とした。 現行の第20～24条を整理して第12～18条とし、一般的に言い回しに変更した。 法律上の名称「社員総会」とは異なる通称「総会」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。

現 行	変更案	変更コメント
<p>(総会の招集)</p> <p>第21条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。</p>	<p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開 催)</p> <p>第14条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p> <p>(決 議)</p> <p>第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(書面又は代理人による議決権の行使)</p> <p>第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。</p>
<p>(総会の議決方法等)</p> <p>第22条 総会は、会員現在数の過半数以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についての議決することができる。</p> <p>4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>(特別議決事項)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 役員 の 解 任</p> <p>(書面又は代理人による表決)</p> <p>第25条 役員を得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。</p>	<p>(書面又は代理人による議決権の行使)</p> <p>第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。</p>	<p>(書面又は代理人による議決権の行使)</p> <p>第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。</p>

現行	変更案	変更コメント
<p>(議事録) 第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 委員の現在数、出席委員数及び出席委員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。) (3) 議案 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 3 議事録は、事務所に備え付けなければならない。</p>	<p>(議事録) 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な言い回しに変更した。
<p>第5章 理事会 (理事会の構成等) 第27条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。 3 理事会の議長は、会長がこれに当る。 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。 5 第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。 (1) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。 (2) 監事が、財政及び会計の状況又は業務の執行について、理事会へ報告する必要があると認めるとき。 (理事会の権能) 第28条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。 (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。 (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法。 (4) 諸規定の制定又は改廃に関すること。 (5) その他理事会において必要と認められた事項。 (規定の準用) 第29条 第21条第3項、第22条、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第6章 理事会 (理事会の構成等) 第29条 協会に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第30条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 協会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職 (招集) 第31条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。 (決議) 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。 (議事録) 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実行の第27～29条を整理して第29～33条とし、一般的な言い回しに変更した。
<p>第6章 委員会 (委員会) 第30条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。 2 委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。</p>	<p>第7章 委員会 (委員会) 第34条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。 2 委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。</p>	

現 行	変更案	変更コメント
<p>3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>第7章 事務局等</p> <p>(事務局及び職員) 第31条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に、職員を置く。 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>(業務の執行) 第32条 協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。</p> <p>(書類及び帳簿の備付け) 第33条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。 (1) 定款 (2) 役員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面 (3) 許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿 (5) その他必要な書類及び帳簿</p>	<p>3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p>	<p>・ 特段の必要がないと判断し、削除した。</p>
<p>(事業年度) 第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。</p> <p>(資産の構成) 第35条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 入会金、会費及び賛助会費 (3) 寄付金品 (4) 助成金または交付金 (5) 事業に伴う収入 (6) 資産から生ずる収入 (7) その他の収入</p> <p>(資産の管理) 第36条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>(経費支弁の方法等) 第37条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。</p> <p>(借入金) 第38条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定められた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。 2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農</p>	<p>第8章 資産及び会計</p> <p>(事業年度) 第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。</p>	<p>・ 現行の第34～41条を整理して第35～37条とし、一般的な言い回しに変更した。</p>

現行	変更案	変更コメント
<p>林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができ、</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直前に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、暫定予算として前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができ、</p> <p>3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直前に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。</p> <p>(監査等)</p> <p>第40条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 収支計算書</p> <p>(3) 正味財産増減計算書</p> <p>(4) 貸借対照表</p> <p>(5) 財産目録</p> <p>2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。</p> <p>3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書</p> <p>(2) 前年度の財産目録及び貸借対照表</p> <p>(3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支予算書</p> <p>(4) 前年度の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第36条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日まで、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所)に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法上に特々な記載を追加した。
<p>第9章 定款の変更、解散及び残余財産の処分</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可をうけなければならない。ただし、</p> <p>(解散)</p> <p>第43条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定</p>	<p>第9章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の第42～44条を整理して第39～42条とし、一般的なものに言い回しを変更した。

現行	変更案	変更コメント
<p>によるほか、総会の議決を経て、農林水産大臣の認可を受けて解散する。</p> <p>(解散の場合の残余財産の処分)</p> <p>第44条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。</p>	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第41条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般法人法上、必要な記載を追加した。
<p>(細則)</p> <p>第45条 この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第43条 この協会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特段の必要がないと判断し、削除した。
<p>第10章 雑 則</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、農林水産大臣の設立許可のあった日(平成5年8月5日)から施行する。</p> <p>2 協会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。</p> <p>3 協会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。</p> <p>4 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。</p> <p>5 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成12年12月28日)から施行する。</p> <p>6 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成13年8月28日)から施行する。</p>	<p>第10章 公告の方法</p> <p>第10章 公告の方法</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 協会の最初の会長は、國分勘兵衛とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移行にあたって必要な記載に修正した。

『返品問題の解決に向かって』

第1章 加工食品業界の返品実態把握のための調査実施概要

1 本調査の目的と特色

社団法人 日本加工食品卸協会は政策委員会を中心に、毎年時宜に適したテーマを選択し、ワーキンググループを結成して、その問題の解決に当たってきた。今年度は特に資源問題、環境問題を背景に農林水産省が昨年、食品自給率の向上を目指して「食品ロスの削減に向けた検討会」を設置し、返品抑制を俎上に乗せた事もあり、また大規模小売業告示が施行されて4年が経過し、この告示が禁止行為としている「不当な返品」が流通現場ではどのような状況になっているか、その実態を把握したいとの思いから過去周期的に行ってきた返品実態調査を行うこととした。

今年度の調査は平成16年度以来の調査となるが、今回は「返品実態調査委員会」を執行運営委員会プロジェクトとして組織的に位置付けたので、執行運営委員会企業を主体に委員の参加を依頼した。調査項目は前回調査との比較、継続性もありほぼ手直し程度にし、また前回は集計作業にかなり時間を要したので守秘義務契約を交わした外部の専門機関に依頼して行うこととした。

今回のアンケート調査は、前述の如くきわめてタイムリーで注目されていることもあり、より多くのアンケート調査票を回収したいとの判断から、「返品実態調査委員会」企業に対しては、単に日食協の事業所会員の枠にとらわれず、企業組織に基づいた地域別、販売先業態別に調査票の提出を要請した。

また食品業界全体として問題解決を標榜する立場から、前回に引き続き賛助会員企業からもデータの提出をお願いすることにした。

2 アンケート調査票配布回収概要

(1) 会員企業	配布総数	会員卸 138企業	
	回収数	51企業286事業所	(前回64企業161事業所)
	回収率	51/138 37%	(前回 34%)
(2) 賛助会員企業	配布総数	139社	
	回収数	65社	(前回 33社)
	回収率	47%	(前回 33%)

第2章 地域別に見た加工食品卸売業における返品実態とその概要

	回答事業所数	年間販売額	返品総額	返品率
北海道地区	13事業所	2,253億円	17.2億円	0.76%
東北地区	23事業所	3,850億円	22.2億円	0.58%
関東地区	98事業所	30,831億円	178.5億円	0.58%
東海地区	24事業所	7,647億円	31.5億円	0.41%
北陸地区	15事業所	2,033億円	3.8億円	0.19%
近畿地区	48事業所	11,364億円	39.9億円	0.35%
中国地区	22事業所	4,186億円	21.5億円	0.51%
四国地区	17事業所	1,925億円	16.7億円	0.87%
九州・沖縄地区	26事業所	5,214億円	31.3億円	0.60%
合計	286事業所	69,303億円	362.6億円	0.52%

第3章 加工食品メーカーにおける返品実態アンケート結果報告書

【1. 結果概要】

1 返品実態の概要の特徴

(1) 販売先からの返品状況

販売先からのメーカーへの返品の割合は、有効回答企業65社のカテゴリー別単純平均返品率は約0.84%である。(前回0.88%)有効回答企業の平均年間売上高は1,249億円なので、返品額は1社あたり平均およそ10億円に達する。この状況は、「減少している」という印象より「ほとんど変化なし」が過半数を超えて、数値の変化と意識は、あまりずれがないように思える。処分方法については、圧倒的に廃棄処分が多く、食の安心・安全面を考慮したものと窺える。商品区分別ではプロパー商品が比率を上げており、特売商品、ギフト商品は減少傾向となっている。良品の返品については「新製品発表による定番カット」「季節品の売れ残り」がやや多い理由となっている。

(2) 返品の問題点と処理方法

返品関連作業に関わる延総労働時間数は有効回答企業43社合計で120,744時間であり、これを1社あたりの労働時間でみると約2,808時間(一人8時間換算では351名)を要している。また返品に関わる運賃・廃棄手数料・処分量等のコストの総額は、有効回答企業44社合計で13.4億円、1社あたりの平均コストでは年間3,047万円である。

販売先からの返品で困っていることの上位項目としては、「バラバラに箱詰めされたもの」「返品伝票と現物が不一致なもの」「賞味期限が間近か又はそれを経過したもの」「事前に連絡がなく突然もどされるもの」などがある。

また返品により問題になっていることとしては、「返品の廃棄処分による実損の発生」「返品受取りコストの増大」「事務処理の煩雑化と増大」などが上位を占めている。

(3) 返品発生の要因と対策

返品が発生する要因として何処に最たる問題があるかについては、約半数が「小売業」にあるとの認識であり、ついで「3者が同等に問題がある」であった。それぞれについて要因を見ても、メーカー要因においては、「新商品が頻繁に出すぎ」がやや後退して「拡売企画が多すぎる」「メーカーによる末端への売り込み」が上昇している。卸売業の要因では、「メーカーに返品ができるという安心感がある」が前回同様最大要因になっており、以下の要因も前回と同じような割合を占めている。メーカーからの視点では、卸売業における意識の変化をあまり感じていない。小売業の要因では「返品が慣習化し、歯止めがかからない」が後退し、小売業の意識の変化が見られる。

返品対策に取り組んでいる内容としては、「口頭による得意先への返品防止依頼」「得意先在庫の常時把握」「商談時での返品条件の確認」は変わらず上位となるが、「商談時での返品条件の確認」「過剰納品に対するチェック」などが増加し、メーカーの積極的改善姿勢を感じる。また返品慣習是正のために、メーカー業界が取り組むべきこととしては「メーカー業界全体の統一改善方針を作るが」最上位であるが、「不当な返品は法律で規制されるような方向で働きかける」「行政指導されるよう、関係官庁へ働きかける」が増加し、告示に対する意識の高まりや具体的期待感を感じる。

環境変化によるメーカーへの返品がどのように変化するかについての予測は、増加する要因として「消費者ニーズの個性化、多様化が進むこと」「スーパーの売上シェアがより拡大した場合」を懸念している割合が高かった。その一方減少要因としては「賞味期限が消費者に正しく理解されること」に対する支持が多く重要な指針と考える。

2 返品等の削減への取組みとその評価

(1) 機能対価支払いについて

卸売業が「返品率ゼロ化」を目指して取り組んでいる機能に対する対価としての支払いは、「マージンに含まれるべきである」が前回同様約5割を占めているが、「支払う価値が認められない」が減少し、「別途支払っている」が増加、若干ではあるが、卸が行っている返品率の低減に対する評価は変わりつつある現状と理解したい。

(2) 返品に関わる販売先との事前取り決め

事前の取り決めが「ある」はほぼ前回同様も「半分以上ある」「一部だがある」の合計が減少し、特に「ない」が増加しており事前の取り決めがないまま商売が進んでいる状況と認識された。「ある」の場合の取り決め内容は「返品できる条件」が前回同様約半数であるが、今回の調査では前回ゼロ回答であった「目標返品削減率」を取り決めしているとの回答が4件得られた。また、返品商品の引き取り価格については、ほぼ前回同様「販売価格を返品価格としている」のが7割を超えている

【 2 . 詳細内容】

調査概要

(調査方法) 企業窓口担当者への郵送

(調査時期) 平成21年8月

(回答数) 65社

売上規模分布

売上	回答数	構成比
100億円未満	13	20%
100-300億円	19	29%
300-500億円	4	6%
500-1,000億円	5	8%
1,000-2,000億円	10	15%
2,000億円以上	13	20%
未回答	1	2%
計	65	100%

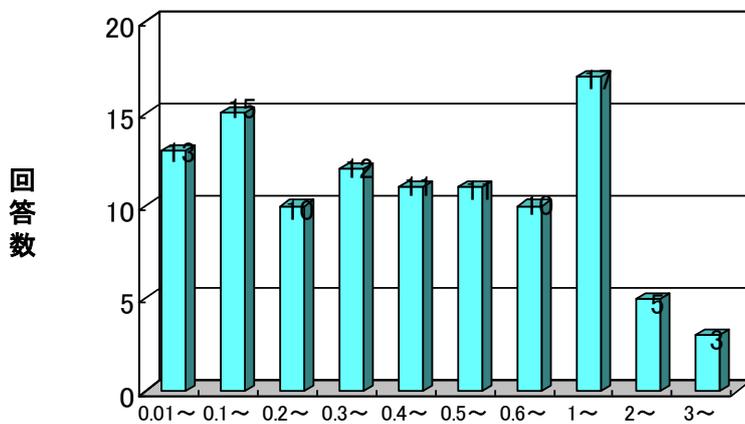
主要取扱カテゴリ分布

カテゴリ	回答数	回答数			構成比
		1~5位	6位~	未回答	
調味料	24	17	7	0	37%
嗜好品	3	3	0	0	5%
乾物・乾麺	10	9	0	1	15%
即席麺・パスタ	4	4	0	0	6%
缶詰・レトルト	6	4	1	1	9%
飲料	7	1	5	1	11%
菓子	4	2	2	0	6%
冷凍食品	1	1	0	0	2%
チルド	1	1	0	0	2%
酒類	1	1	0	0	2%
その他	2	2	0	0	3%
未回答	2	1	0	1	3%
計	65	46	15	4	100%

I - 1 販売先からの返品現状

(1) 総販売額に占める返品金額

返品率分布



単位 (%)

カテゴリ別返品率(単純平均)

カテゴリ	返品率	回答数
調味料	0.55%	29
嗜好品	2.05%	10
乾物・乾麺	0.42%	15
即席麺・パスタ	0.31%	8
缶詰・レトルト	0.56%	16
飲料	0.77%	13
菓子	0.70%	5
冷凍食品	1.10%	2
チルド	0.55%	2
酒類	0.65%	2
その他	1.62%	5
未回答	-	2
カテゴリ平均	0.84%	109

総販売額に占める返品率の分布は1%~2%のところは単独で最も高いが、0.01%~0.2%の低いところも分布が多く返品率の高いところと低いところの両極端な形となる。また、カテゴリ別の返品率では、嗜好品が最も高く、前回最も高かった缶詰・レトルトが大幅に減少した。

第4章 業界における返品問題の実態と対応

I. 業界における返品問題の実態と対応

平成21年度の事業として実施した返品問題に関する実態調査アンケートの集計及びその概要について総括する。今回のアンケート回答会員卸企業の販売先構成は、小売業向けが全国平均で65.7%を占めているが、これを更に業態別に内容を分析すると上位4業態で76.5%（前回調査時上位4業態で79.7%の構成比）を占める。その内わけは大手スーパーマーケットが23.0%（前回19.9%）、中小スーパーマーケットが35.5%（前回40.2%）、ディスカウントストアが9.2%（前回5.9%）、コンビニエンスストアが8.8%（前回11.9%）である。前回調査時から（平成16年）一段と業態の多様化が進み、中小スーパーやコンビニエンスストアがシェアを落とし、大手スーパーマーケットやディスカウントストア、ドラッグストア（今回6.0% 前回3.1%）等の業態が伸びている。こうした小売業の構造変化は返品問題にも少なからず影響を及ぼしているものと考えられる。

販売先からの返品状況は、全国平均で総販売額の0.52%となり、前回調査時より（前回調査時の返品額割合は0.86%、前々回1.2%）より改善傾向を示し、地道にまた根気強くこの問題に取り組んできた一応の成果が窺える。しかしながら加工食品の量的規模を考慮すれば、（今回の調査アンケート回収会員卸の総販売高は69,303億円）今回の返品総額は、360億円を超える規模にもなるので、返品率における拙速な判断をせず総額での認識をもって「返品」の極小化を目指していくことが必要と考える。

1 返品問題のポイント

（1）返品が発生する要因について

返品が発生する最大の要因は、小売業に問題があるとの回答が52%を占め前回の39%を大きく上回る。メーカーアンケート回答もほぼ同様の回答であり（51%）返品問題についての本質的部分を強く認識している結果ではないかと思われる。その起因として「責任ある販売努力の欠如」や「返品が慣習化して歯止めがない」に多くの回答があり、まだまだ小売業における「返品問題」に関する取り組む意識の希薄さを感じる。また卸売業自身に起因する内容として、「得意先に対する折衝力が弱い」が最上位にあり、小売業の意識改革の遅れは卸売業の係わりの弱さと裏腹の関係ともいえる。とはいえ返品対策として「商談時の返品条件の確認」「口頭による返品防止依頼」等に多くの回答があり、またその成果としての今回の改善値であることは間違いないところであるので、継続した粘り強い改善活動がなにより重要である。

（2）販売先が独自に設定する販売期限について

前回に引き続き「販売先が設ける独自の販売期限の廃止」に多くの回答があった。「販売期限」は消費者が商品を購入後、賞味期限内に適切に消費される期間を確保するために設定されるもので、一般的には「3分の1ルール」と呼ばれ、「納入期限」は、製造日から賞味期限までの期間の3分の1の時点、「販売期限」は3分の2の時点になっている。期限を3つに分ける理由としては、メーカー・卸売業、小売業、消費者の3者が製造から賞味期限までの期間を均等に分け合うという考えに基づくものである。しかしながら小売業によってはカテゴリ一毎により鮮度志向を強めて、独自に賞味期限より短い販売期限を設定している事例がある。この

ことにより卸売業者は販売先毎に納入期限を意識した物流ハンドリングが必要とされる。「3分の1のルール」はあくまで業界の取引慣行のルールであるので、この是非はともかく社会的ロスを低減させる意味からも、また加工食品という商品特性も充分考慮して小売業に統一性のある弾力的な設定、運用にさせていただき賞味期限が長い商品については販売期間が長くなるように設定していただきたい。

(3) 返品処理コストについて

卸売業が仕入先に対する返品対策として、前回同様最上位に「返品処理に要したコストの援助」を求めている。返品に関わる運賃や廃棄手数料・処分額等のコスト比率は今回の調査回答から計算すると平均総売上高比率は0.034%になっている。卸売業界における業務コスト分析がすすみ機能対価を明確にして経営基盤の強化を考えるのは当然のことであり、このコストをどのように回収するか卸売業にとって極めて重要である。食の安心・安全のためメーカーの事故品回収についても流通が円滑な協力体制をしいていることも考慮し、建値制度と実勢価格の乖離が再び問われるような状況の中で実態コストを反映した機能マージンが得られるように配慮を願いたい。

2 今後の取り組み活動について

返品問題のアンケートのまとめと会員卸及び賛助会員から今回寄せられた回答と要望に応えるべく今後の当協会が為すべき活動について以下の如く整理した。

(1) 一般社会に対して

世界的食料需給の変化を踏まえて日本の食料の安定供給を確保する意味から、食品ロスの実態の改善が必要とされ、農林水産省では「食品ロスの削減に向けた検討会」を設置し、食品ロスの削減に向けた課題等について議論が行われた。この中で消費者が取り組むべき課題と対応の方向として、①賞味期限の意味を正しく理解して消費する。②食品を無駄にしない在庫管理を心がける。③食材を無駄にしない調理方法・献立を工夫する等がまとめられた。こうした議論のたたき台として、「食品ロス」の起因となっている「返品」について、当協会が平成17年3月にまとめた調査報告書が活用されたが、今後も継続して「返品問題」という取引慣行がどれだけ大きな社会ロスを発生させているかの実態を継続調査して情報公開し社会問題として広く啓蒙すべきものとする。また業界の取引慣行である「3分の1ルール」の背景にもなっている消費者の過剰な鮮度志向に警鐘をならし、加工食品が本質的に持っている商品特性を充分認識してもらうことも重要である。

(2) 小売業に対して

調査の実施ごとに着実に改善の方向性が確認できているが、これは得意先在庫の把握適量納品、適量配荷、商品改廃の早期情報提供、小売業への働きかけや見切り品への販促支援など地道な取り組みに加え、コンプライアンスへの意識の高まりが奏効していると考えられる。今後はさらに返品率を極小化していくには、「売り切る販売努力」と「慣習的返品への歯止め」などを含め小売業の専用センターからの返品を減少させるといったSCMを意識した取り組みが重要と考える。商品の入れ替えが激しくなると初回導入の見込み残や終売後の在庫の残など欠

品対策のための多めの在庫が返品要因になることも多く、店頭対策とバックヤード対策の両面からの取り組みが必要と考える。

(3) 仕入先またはメーカーに対して

メーカーに起因する返品の発生理由として、「新製品が頻繁に出る」ことに多くの回答が集まったが、基本的に供給過剰な市場環境の中で絶えず技術革新等を背景とした新商品で常に需要を刺激し、且つ無駄をださない販売活動は容易ではないが、解決策の方向性として農林水産省の「食品ロスの削減に向けた検討会」では「食品製造業における食品期限表示の設定のあり方」についての方向性をまとめた。その内容は、製造業者は消費期限や賞味期限について科学的根拠・合理的根拠に基づき、必要以上に短くならないよう設定することを徹底し、同種の食品との安易な横並びや区切りのよい期間（例えば12ヶ月）という理由による期限設定は行わないようにすべきであるとし、安全係数については0.8以上を目安に設定することが望ましいとした。メーカーの過度な鮮度対応が小売業や消費者の過度な鮮度志向をさらに増幅しかねないので、商品特性に応じたあるべき期限表示を望みたい。

(4) 卸売業に対して

今回の調査結果の一つのポイントは、小売から卸への返品率(0.52%)と卸からメーカーへの返品率(0.84%)に、0.32%もの開きが確認されたことである。前回調査では小売から卸0.86%、卸からメーカー0.88%であり、その差は軽微だった。小売業の専用センターの普及、メーカーのリニューアル品の増加、自主回収品の増加などが、今日のバランスを欠く状況を生み出したものと推測される。

とりわけ預かり在庫方式の専用センターの増加は、返品問題に新たな影を落としつつある。小売への欠品防止の観点から、卸が専用センター内の安全在庫に厚みを持たせ、小売の入荷期限内に消化できなくなる現象が多く確認されている。従来、店舗側で行われてきた在庫管理業務が、その難易度を高めながら専用センターにシフトし、搬寄せが卸に向かってきたことは否定できない。

いずれにしても卸売業の不変の機能とは、メーカーと小売業の間に入って今日的パラダイムに応じた役割を果たすことであり、「食品廃棄ロス」を解消する返品自体の削減と「廃棄される商品」の有効活用という両面にわたる活動が求められる。

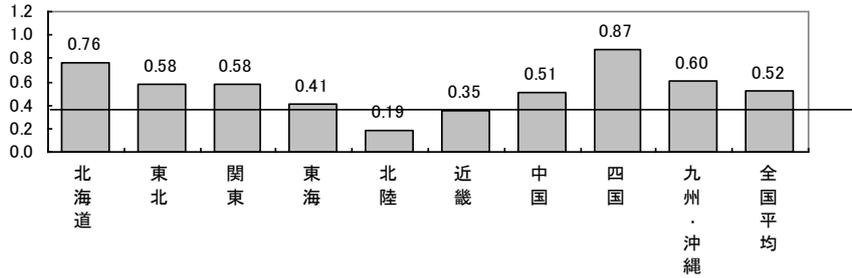
具体的には、買い取り契約を原則として返品は行わないこととし、返品がやむを得ない場合の条件を事前に取り決めることが重要である。預かり在庫方式の専用センター運用が避けられないとしても、食品廃棄問題を前提に卸・小売双方で在庫責任意識を共有するなどの活動が必要だろう。メーカーと流通業者がより連携を強めて売り切ることを第一の基本として取り組むこととしたい。

II. 販売先からの返品実態についてお伺いします。

1. 販売先からの返品状況についてお伺いします。

(1) 最近一年間（最近決算）の実績から見て、総販売額に占める返品金額はどれくらいの割合になっていますか。

単位(%)



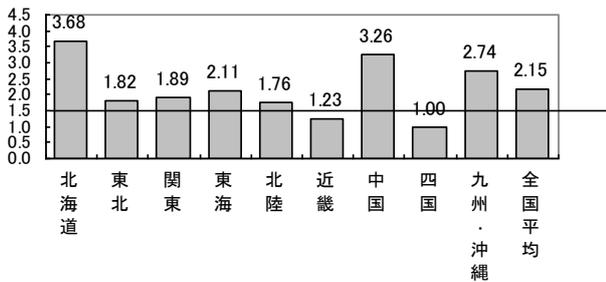
販売先からの返品状況は全国平均で総販売額の0.52%を占めている。
(前回調査は、0.86%)

(2) 販売先別に見て、年間平均でおおよそどれくらいの返品率となっていますか。

また、それぞれの大規模小売店告知の施行以降の販売先からの返品はどのように変化していますか。
前回と比較して一部の業態で返品率が微増となるも全体としては改善傾向にあり、地道な改善活動が奏効している。百貨店は依然として他の業態に比較し高い返品率となっている。

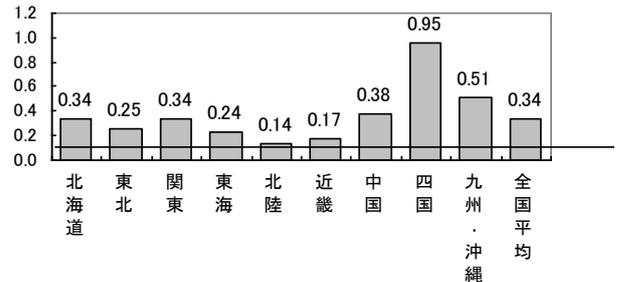
百貨店

単位(%)



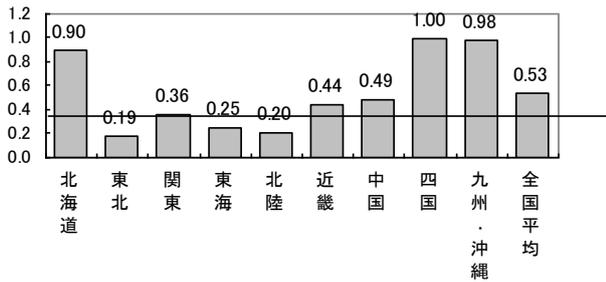
大手スーパー

単位(%)



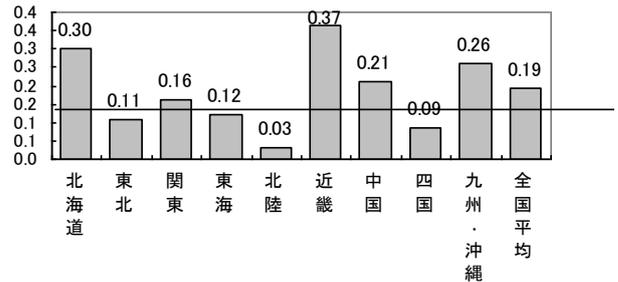
中小スーパー

単位(%)



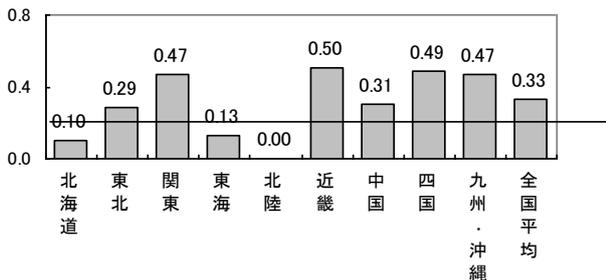
コンビニエンスストア

単位(%)



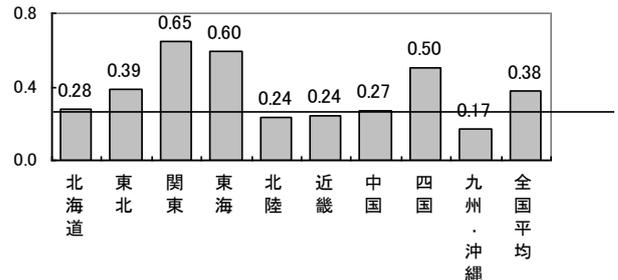
生活協同組合

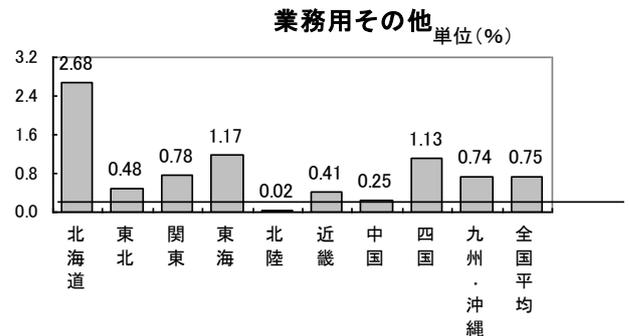
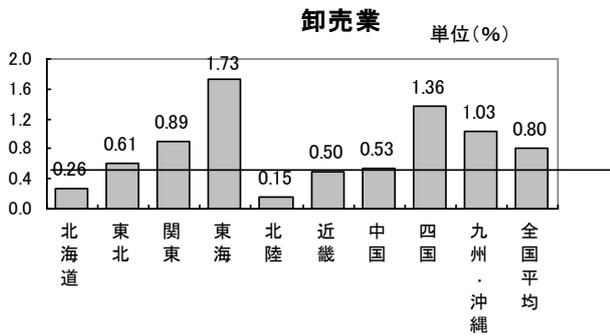
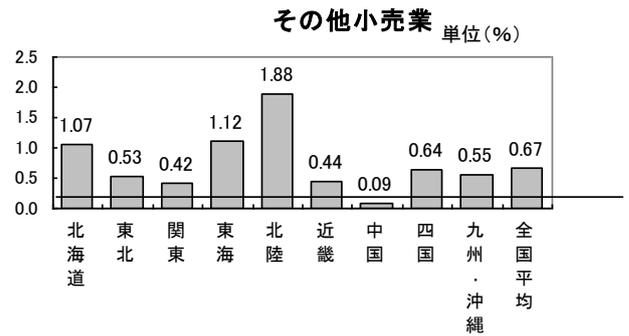
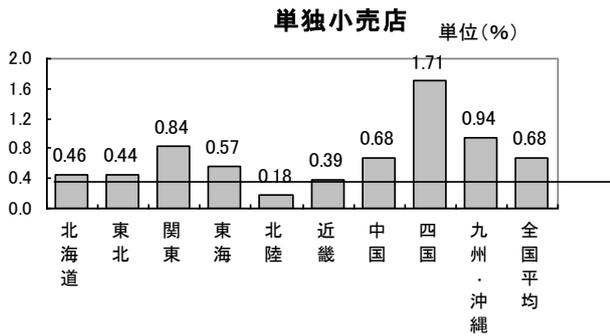
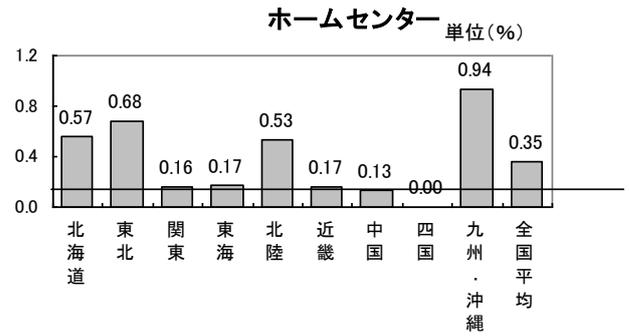
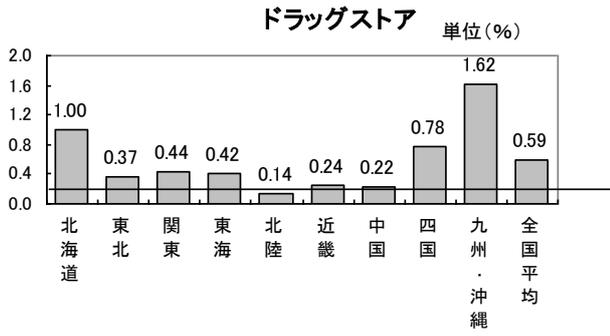
単位(%)



ディスカウントストア

単位(%)





(3) 返品された商品のうち、良品返品（そのままの状態でも再販売可能なもの）の割合を推計してください。

良品返品（再販可能）の比率 単位(%)

地域	再販可能 (%)	再販不可能 (%)
北海道	27.7	72.3
東北	38.2	61.8
関東	18.2	81.8
東海	20.1	79.9
北陸	26.3	73.7
近畿	24.1	75.9
中国	22.2	77.8
四国	29.1	70.9
九州・沖縄	20.7	79.3
全国平均	24.0	76.0

再販可能な良品返品率は、24.0%である。

□ 再販可能
□ 再販不可能

(案)

事務局発 号

(対象小売団体)

平成22年 5 月 吉日

日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
日本スーパーマーケット協会
(社)日本セルフ・サービス協会
日本チェーンドラッグストア協会
(社)日本ボランタリー・チェーン協会
(社)日本フランチャイズ協会

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

返品問題に対する改善方のお願い

謹 啓

貴 協会におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会傘下の小売企業に対して、私ども団体傘下の卸企業が、格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当協会では、従来から定期的に「返品の実態調査」を行っておりますが、平成21年度事業として上記の調査を実施し、その結果をこの度「返品問題の解決に向かって」として取りまとめましたので、ご案内申し上げます。

その結果によれば、公正取引の推進、食品ロスの削減といった取り組みから着実に改善の方向性が確認できておりますが、今後さらに返品率を極小化していくには、サプライ・チェーン・マネジメントをより一層意識した取り組みが重要ではないかと考えております。

貴団体及び貴会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のための施策に努められており、当協会として改めて感謝申し上げますところでございますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

謹 白

新型インフルエンザの発生・蔓延時における フードチェーン維持のため必要な対応について

1. 事業者が取引先との間で事前に共有することが望ましい事項

BCPあるいは行動計画に定める以下の事項のうち、取引先との関係上必要な部分(取引先に提示しても支障がない範囲で)

(1) 事業継続基本方針

- 事業継続の方向性(継続、縮小、休止)をはじめとした基本方針の全体

(2) 重要業務

- 取引先との関係で必要な内容

(3) 操業度・許容停止期間

- 操業度は、状況ごとにどう変化させるか
- 許容停止期間は、自社としてどの業務をどれ位の期間停止できると考えているか
(例) 海外発生後、備蓄特性の商い品目に生産を切り替え、蔓延するまでの時間を活用し、操業度を平常時の120%とする増産体制に入る。

(4) 事業継続戦略

- 早い段階で操業度を思い切って下げる、あえて数日間休止する等、事業を継続するための戦略

(5) 感染予防策

- 情報共有により、可能な範囲で共通化することが望ましい

2. 業界団体の主導によりフードチェーンで対処すべき事項

(1) 発生地域における業界内及び他業界との対応の共有化

- 国及び地方公共団体の情報を踏まえた対応のレベル感を合わせるための連絡体制の整備
- 過度な対応とならないための事前申し合わせの実施 等

(2) その他

事務局発 第317号
平成21年 9月吉日

会 員 各位

社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康(公印省略)

加工食品 卸売統計調査に関する件

前略 昨秋以降の金融危機は我が国の実態経済に伝播し、基幹産業分野の雇用調整や所得停滞、それに伴う消費減速などが大々的に報じられています。食品は必需品産業であり他産業と比較して安定した動きを堅持していますが、我々食品卸は小売業からの激しい値下げ圧力にさらされ決して楽観視できる状況ではありません。

このような状況下で食品流通産業に求められているのは、食品の安定的な販売・消費実態を広く社会に伝え、生活者の過剰な不安を少しでも緩和させる事ではないかと思われます。それは、生活に密着した食品流通産業の存在感と発言力を高める事にも直結します。

しかしながら、現時点では国内食品市場全体の動きを俯瞰できる公益性のある統計データは、存在しません。生産データは品群毎、販売データは小売業態毎に区分されており、食品全体のマクロな動きを捕捉することは非常に難しい現状です。商業統計は、唯一のマクロデータではありますが、その集計基準は必ずしも今日の流通実態を反映した内容ではないと思います。

食品は影響力のあるカテゴリーや販売チャネルが常に移り変わっていく市場です。その中で最も信頼性のあるマクロデータを収集・提供できるのは、フルライン・フルチャネルで活動する加工食品卸売業において他ないと思います。

会員卸各位が業界データ整備の主旨に賛同し、弊協会が卸販売統計として恒常的に集計・開示していけば、一般メディア・生活者・行政・研究機関など各方面にとってきわめて有益なマクロデータになるものと思われます。

加工食品卸売業の存在と役割を業界内外に示し、その社会性を高め、かつ公益社団法人への移行を標榜する現状、公益性を認識していただくためにも、弊協会による販売統計調査の実施についてご検討をお願いします。

ご検討いただいた結果につきましては、別紙アンケート調査票にご記入いただき、送信若しくはメールにてご返信下さい。

まずはご連絡かたがたお願いまで。

早々

以 上

平成 2 1 年度加工食品卸売統計調査

[社] 日本加工食品卸協協会

単位=百万円・%

	2 1 年 1 ~ 1 2 月	前年比	2 0 年 1 ~ 1 2 月
総卸売上高	8,310,049	99.02%	8,392,409
品 群 別 卸 売 上 高	〃		〃
常 温 品	3,855,718	98.97%	3,895,873
酒	2,188,025	97.51%	2,243,898
冷 凍 品	717,153	101.42%	707,144
冷 蔵 品	878,298	105.83%	829,886
そ の 他	670,855	93.75%	715,608
業 態 別 卸 売 上 高	8,310,049	99.02%	8,392,409
卸	1,744,751	94.81%	1,840,261
直 販	6,217,589	100.23%	6,203,322
メ ー カ ー ・	347,709	99.68%	348,826

□ 会員卸企業数 149社

◇ 統計調査参加企業数 48社

[参加企業内訳]

- ・ (株) 北海道リョーシヨク ・ 日本アクセス北海道 (株) ・ シュレン国分 (株)
- ・ (株) 福島リョーシヨク ・ 東北国分 (株)
- ・ (株) ヤグチ ・ (株) 菱食 ・ 国分 (株) ・ 三井食品 (株) ・ 日本酒類販売 (株)
- ・ (株) リョーシヨクリカー ・ 東京国分 (株) ・ 新潟国分 (株) ・ (株) 日本アクセス
- ・ 明治屋商事 (株) ・ (株) 千葉リョーシヨク ・ (株) 関東リョーシヨク ・ (株) 新潟リョーシヨク
- ・ 廣屋国分 (株) ・ 関東国分 (株) ・ 国分フードクリエイト (株) ・ 常洋水産 (株) ・ ヤマキ (株)
- ・ (株) 昭和 ・ (株) 梅澤 ・ 三重国分 (株) ・ (株) トーカン ・ 岐阜リョーシヨク
- ・ (株) 田中 與商店 ・ (株) 北陸リョーシヨク ・ 北陸国分 (株)
- ・ 加藤産業 (株) ・ 伊藤忠食品 (株) ・ 兵庫国分 (株) ・ (株) ヒメカン
- ・ 西中国国分 (株) ・ 山陰国分 (株) ・ 東中国国分 (株) ・ サンリック国分 (株)
- ・ 旭食品 (株) ・ (株) 四国リョーシヨク ・ 四国国分 (株)
- ・ コゲツ産業 (株) ・ ヤマエ久野 (株) ・ (株) 大分リョーシヨク ・ 長崎国分 (株)
- ・ 大分国分 (株) ・ 南九州国分 (株)

〔環境問題対応ワーキンググループ〕

2008年度の改正省エネ法の再改正により、加工食品卸売業においては、従来の輸配送業務に加え、倉庫における保管・荷役業務や事務所内での管理業務等、企業活動全般において省エネルギー対策を講じる必要が生じる事になった。これに対応するため日食協としては、既存の「省エネ法対応ガイドライン」を、運輸部門については大幅に加筆修正を行い、また事業部門の対応を新たに作成する事にした。

この「再改正版ガイドライン」の編集については、環境問題対応ワーキンググループのBチームで方向性を集中的に論議し、また行政サイドの資料や企業における具体的対応事例、種々の問題点等を研究し、共通認識にしたうえでまとめあげた。当協会の会員企業各社におかれては、加工食品卸売業が社会的責任ある「インフラストラクチャー」であることを再認識していただき、エネルギー使用量の削減目標を立案し、省エネ、省資源の継続的な取り組みを推進される願ってやみません。

〔EDIワーキンググループ〕

メーカー・卸間の業務合理化、効率化を目指して、EDI標準化推進の取り組み課題について調査、研究し具体的成果物としては出荷案内データに「鮮度管理情報項目」を追加し公表した。これは食に対する安全が高まっており「企業間標準システム」の出荷案内にも「鮮度管理情報」の項目を付加して、これらの情報をデータで提供可能にしたものである。また今年の活動としては、「流通BMS」の広がりを受けて、卸・小売間の標準化にも取り組み、普及拡大に向けた各企業の課題について積極的に情報の交換を行った。

〔税務問題対応ワーキンググループ〕

前期より名称を変更して、消費税の問題のみならず食品流通に関連する税務の問題を幅広く検討するワーキンググループとしたが、今年は平成22年度の税制改正で要望する事案について各委員から提出を願って検討し、結果的には前年度の要望書から「事業所税の減免」を除いて主務官庁に提出することとした。

出荷案内データ 鮮度管理情報項目追加のご案内

平成22年3月吉日

社団法人 日本加工食品卸協会
EDIワーキンググループ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。「企業間標準システム」の出荷案内データに「鮮度管理情報項目」を追加対応致します。ホームページ上のデータフォーマットも改訂しておりますので参照願います。

敬具

記

1. 追加目的

食に対する安全が高まっており「企業間標準システム」の出荷案内データにも「鮮度日付」「製造ロット番号」の項目を付加し、これらの情報をデータで提供可能にする。

2. 変更箇所及び利用方法

「出荷案内システム Version 3」 7. 明細行オプションレコードの No25 の「備考」を「鮮度管理情報項目」に割当て項目追加とします。

(変更前)

Content	Picture
備考	X(17)

(変更後)

Content	Picture	Description
商品鮮度日付	X(06)	出荷商品の賞味期限・消費期限・製造日を表示
商品鮮度日付区分	X(01)	商品鮮度日付へのセット内容の表示 1. 製造日 2. 賞味期限 3. 消費期限
製造ロット番号	X(10)	出荷商品の製造ロット番号を表示

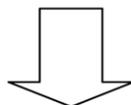
※今回追加する項目は全て任意項目であり、卸店・メーカー間で相互に協議のうえ利用する。

4. 適用日

平成22年5月1日

以上

	Content	条件	Col	Pic	format	Length	Description
25	備考	△	92	X(17)	CH	17	チェーン納品伝票の表示内容等
26	函加算金単価	○	109	9 (07)	ZD	7	
27	余白		116	X(13)	CH	13	



	Content	条件	Col	Pic	format	Length	Description
25	商品鮮度日付	△	92	X(06)	CH	6	商品鮮度日付区分に従った日付をセットする。
26	商品鮮度日付区分	△	98	X(01)	CH	1	1:製造日 2:賞味期限 3:消費期限
27	製造ロット番号	△	99	X(10)	CH	10	
28	函加算金単価	○	109	9 (07)	ZD	7	
29	余白		116	X(13)	CH	13	

7-25. 商品鮮度日付

出荷商品の製造日・賞味期限・消費期限を表示する。

※項番7-26. 商品鮮度日付区分に従った日付を表示する。

7-26. 商品鮮度日付区分

商品鮮度日付のセット内容を表示する。

1：製造日

2：賞味期限

3：消費期限

7-27. 製造ロット番号

出荷商品の製造ロット番号を表示する。

平成22年度 税制改正等に関する要望書

平成21年10月

第1 事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けが実施されておりますが、事業者間取引について、従前慣行通りの外税方式取引の継続適用及び税区分変更に伴う価格変更を行う場合並びに税率変更時の端数処理の方式の統一化をお願いします。

(理由)

1. 平成16年4月1日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第22条第1項の規定を当分の間みとめることとされておりました。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合に、「税抜き価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できますが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要する事になります。こうした事から事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示する外税方式の原則適用をお願いします。
2. 消費税の転嫁は、事業者間で有利不利があってはならず、公正取引確保の観点からも、税区分変更（外税から内税、内税から外税）による価格の変更を行う場合及び複数税率を含む税率変更を行なう場合、消費税の1円未満の端数処理方法は四捨五入に統一するようお願いします。

第2 流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律の特例措置について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に関して、加工食品卸売業者の物流拠点施設につきましても物流業者と同様に法人税・固定資産税の特例措置が受けられますようお願いします。

(理由)

1. 加工食品卸売業者が効率的物流と環境負荷の小さい物流体系の実現を目指して自前で業務施設を設ける場合、営業倉庫業者が物流総合効率化法の認定事業として得られる税制特例【①所得税・法人税の割増償却5年間10% ②固定資産税・都市計画税 課税標準の特例5年間 1/2（倉庫） 3/4（倉庫付属設備）、5/6（港湾上屋）】が得られず、甚だ不公平な実情にあり早期に是正をお願いします。

加工食品の安定供給の確保と価格の安定を図る為には、物流体制の整備は不可欠であり、政策課題に合致した物流施設の整備は、物流事業者のみが担っているものではなく、食品流通を担う製・配・販3層と物流業者が必要に応じて開発投資しているものと認識され、こうした実情に即した法律の整備が必要である。

以上

研究会活動報告

[情報システム研究会]

毎月定期的に研究会を開催し、業界内の情報システムに関連する各種団体の活動内容について情報を共有化し情報システムの標準化や効率化に向けて意見の交換を行った。今年は特に研究会の下部組織として2つの専門部会を設置し、「**情報処理コストの実態調査**」と「**商品画像の普及促進**」に取り組み具体的成果をあげる事ができた。また、10月には和歌山市紀三井寺にある株式会社サイバーリンクス社を訪問し、流通EDIの動向について課外研修を行った。

毎年恒例で全国卸売酒販組合中央会と共催している情報システム研修会は、10月28日（水）東京日暮里にあるホテルラングウッドにおいて行われた。

平成21年度情報システム研修会

今回は、流通システム標準化事業、中間流通業の鮮度管理標準化、ワークスタイル変革に関する組織改革など各社が直面する問題を取り上げたが、会員卸や賛助会員など116名(52社)が出席し、終了後、懇親会を行った。

研修会の冒頭、主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会 情報システム研究会 座長 稲垣登志男氏((株)菱食)は、最近(平成17～21年度)の研修会の内容を振り返り、「ローコスト化と生産性向上等を実現するためIT施策の議論を深めたい。」と述べた。

次いで、奥山専務理事が日食協の事業活動報告を行い、「食品ロスと取引慣行是正のための返品実態調査を行い、9月末に調査票を回収し、現在データを集計中だが、前回結果に比べ改善の手ごたえを感じている。」さらに、「昨年後半から再び、デフレに突入し、小売業からの納価引き下げ圧力、PB商品の拡大等新しい課題が浮上している。簡素でかつ透明性のある新取引制度の確立を引き続き検討していく。」環境問題への取り組みでは、「「省エネ法」再改正への対応ガイドラインを作成したので、会員卸に配布し、周知徹底を図りたい。」と述べた。

この後、(財)流通システム開発センター研究部 上級研究員 坂本真人氏が流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」の活動について講演、次に、旭食品(株)管理本部情報管理部 部長 竹内恒夫氏が「平成21年度卸研システム研究会中間報告」として中間流通向け共通鮮度管理ガイドラインの作成状況について説明した。

ついで(株)日本総合研究所 ITSコンサルティンググループディレクター兼主席研究員 佐藤哲史氏が「国際会計基準(IFRS)の適用に向けて」の情報戦略について講演。新基準の強制適用時期を「2015～16年」だろうとし「対象はおそらく上場企業。検収基準一致の観点から、その子会社と取引企業にも影響が出る」と述べる共に、「基準変更によってリベートも売上げから直接控除になる可能性がある」など現時点で想定可能な卸経営への影響を具体的に挙げた。

最後に、マイクロソフト(株)エンタープライズビジネス担当エグゼクティブアドバイザー 小柳津 篤氏が「社員力向上と組織革新」についてという演題で組織力を向上させる事例として ①組織の柔軟性を支えるコミュニケーション環境 ②組織の強靱性を実現する社員力向上 ③組織の俊敏性を支える社内システムを紹介しマイクロソフト社のIT組織の特徴について講演した。

平成21年度情報システム研修会 講師と講演内容

- (1) 「流通システム標準普及推進協議会」の活動について
(財)流通システム開発センター 研究部 上級研究員
坂本 真人 氏
- (2) 平成21年度卸研システム研究会中間報告
旭食品(株) 情報システム本部 情報管理部部長
竹内 恒夫 氏
- (3) 「国際会計基準 (IFRS) の適用に向けて」の情報戦略について
(株)日本総合研究所 ITSコンサルティンググループディレクター兼主席研究員
兼主席研究員 佐藤 哲史 氏
- (4) 「社員力向上と組織革新」について
マイクロソフト(株)エンタープライズ ビジネス担当 エグゼクティブアドバイザー
小柳津 篤 氏

[物流問題研究会]

卸経営の優先課題は、物流コストの低減策との共通認識から、各取引卸企業がハイコストで非効率的な状況にある百貨店共同物流について抜本的に再構築すべく研究会傘下にプロジェクトを設置して精力的に活動を行い、次年度の実稼動に目途をつける。

また、食品業界においては食品メーカー企業の納品伝票の様式や形態が異なるため、卸企業側が商品の受入れる物流現場において照合や保管に大変苦慮し、このことがメーカーへの商品代金支払い照合時に支障となり、支払いの保留や支払い遅延の原因にもなっている事から、弊協会では2006年にメーカー・卸間の物流業務インフラ整備を意図して「卸店・メーカー間用統一伝票」を作成し、この活用を従来から提言している。しかし昨今ではコストの低減策もあり単票式でかつプレ印刷をしない納品伝票を用いるメーカーが増加しつつあるので、「卸店・メーカー間用統一伝票様式2」として新たにフォーマットを作成した。物流問題研究会としては、食品メーカー各位にこの2つの様式のどちらかを選択して納品していただけるよう普及推進を図る。

百貨店共同配送プロジェクト参加4企業

[国分(株)・明治屋商事(株)・日本酒類販売(株)・伊藤忠食品(株)]

[商品開発研究会 (缶詰オーナーブランド会)]

当協会の団体賛助会員である(社)日本缶詰協会は、消費者が安心して商品を購入していただくための情報提供の一環として原料原産地を自主的に表示するための「**缶詰等の原料原産地表示業界自主ガイドライン**」を制定した。このガイドラインはあくまでも業界の指針であり、法的強制力を持つものではありませんが、缶詰食品はその容器形態から消費者が商品の購入時に中味を見る事ができないため、製品表示は非常に重要になる。したがってこのガイドライン

を運用し、正確で客観的な原料原産地の情報提供に努めて消費者の信頼を得て、さらなる業界の発展に寄与すべくこのガイドラインを会報 163 号に掲載し普及啓蒙を図った。また次事業年度にはこのガイドラインの研修会を行うべく具体的に日程も決定した。

[法務研究会]

基本的に2ヶ月に一回の定期開催を継続して行い、座長は持ち回りで会議の前半は債権管理に関連したテーマ、後半は流通関連の法務問題にテーマを決めて意見交換を行った。今年的主要なテーマは「公正取引委員会の不公正取引に関する取組みの現況について」「債権保全上のもんだいとしての契約条項の検討について」「循環型社会実現のためのリサイクル法について」「不動産ファンドに関して」「個人情報・営業機密情報の管理について」「独占禁止法の一部改正について」「メール便の取り扱いについて」「酒類流通における不当廉売、差別対価について」等タイムリーな業界の法務問題について意見交換を行った。

[労務管理研究会]

今年度も基本的に2ヶ月に1回の定期開催を継続し、座長は持ち回り制でテーマを決めて勉強会、意見交換会を行った。今年的主要なテーマは、「労働基準法の一部改正に関する対応について」「本年度の採用についての総括・採用選考方法と着眼点」「社員教育の重点テーマ」「社員の健康管理・安全管理」「新型インフルエンザの対応について」「リテールサポート研修企画について」「社宅制度に関して」「健康保険料の改定について」を議題として食品流通業における労務管理問題について幅広く意見の交換を行った。

[ネットワーク検討会]

第145回 ネットワーク検討会 6月11日(木)

午前10時より日食協会議室に於いて、第145回ネットワーク検討会を開催した。

当日の議題は、①日食協活動報告 ②EDIワーキンググループの活動報告 ③メーカーフーズ研究会の活動報告 ④情報システム関連の近況についての情報交換 ⑤ネットワーク検討会の運営についてであった。ここ数年は年1回の開催となっていたが、メーカー・卸間において情報システムに関連する新たな課題が、いろいろあることから会議回数を増やすべきとの提言もあり次回開催を9月3日(木)に決定して閉会とした。

第146回 ネットワーク検討会 9月3日(木)

午後13時30分より会議室に於いて、第146回ネットワーク検討会を開催した。

当日の議題は、①商品画像の利用について ②メーカー・卸間の統一伝票の利用について ③販促金EDIシステムのCRについて ④EDIワーキンググループから鮮度管理情報についてであった。メーカー・卸間のEDI等の課題について具体的に意見交換がなされ有意義な会となった。次回開催は、平成22年6月10日(木)決定して閉会とした。

平成20年度情報処理コストの実態調査について

—情報システム研究会専門部会—

(調査目的)

“EDP費の妥当性把握”

情報システム研究会専門部会は、昨年に引き続き情報システム部門の経費の妥当性を客観的に評価するため、またEDP費のトレンドを把握し情報システム部門の将来に向けての基礎情報を蓄積するため実態調査を行った。調査対象企業は、情報システム研究会参加会員卸9企業で分母となる合計売上高は連結売上高を採用した。

*調査参加会員卸9社（順不同）

- ・(株)日本アクセス・(株)トークン・三井食品(株)・伊藤忠食品(株)
- ・国分(株)・(株)菱食・加藤産業(株)・日本酒類販売(株)・明治屋商事(株)

(調査手順)

情報システム部門で管理している費用でも各社間においてEDP費目に差異があるため、経済産業省情報処理実態調査における費用分類にマッピングし、ついで各社のEDP費の金額を調査し、調査結果の報告はEDP費の分類構成毎の売上比率と構成比で実施した。尚、この実態コストの中には物流に関するシステムの直接コストと得意先とのEDI関連費用は含まれていない。

(調査結果分析)

EDP費の対売上高比率は、0.295%と昨年の0.308%よりも下回り、IT投資に対する慎重な姿勢が見られた。内容的にはハードウェア関連費用とソフトウェア関連費用がともに低減し、サービス関連費用が増加した。これはシステム業務のアウトソーシング化の進展を示している。

情報処理費用調査票（平成19年度～）
（情報システム研究会参加会員卸9企業の合計数値）

（単位：%）

費用区分	項目	平成19年度		平成20年度	
		総合計	構成比	総合計	構成比
ハードウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル/リース料、導入諸掛・その他	0.070	22.72	0.065	22.03
ソフトウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル/リース料、情報システムの企画・設計コンサルタント料、ソフトウェア作成・システム開発料、システムの機能変更・拡張などの改善費用	0.086	27.92	0.066	22.37
サービス関連費用	データ作成/入力費（データ入力委託料）等、運用・保守委託料、処理・サービス料、一般社員の教育・訓練等費用、情報処理要員の教育・訓練等費用、外部派遣要員人件費、その他サービス料	0.087	28.25	0.102	34.58
通信関連費用	電話回線使用料、ネットワーク関連通信回線使用料	0.021	6.82	0.020	6.78
人件費	情報システム部門等の社内要員（専従者）人件費	0.034	11.04	0.035	11.86
その他費用		0.010	3.25	0.007	2.38
EDP費対売上高比率		0.308	100.0	0.295	100.0

※尚 平成19年度の数字に一部計算違いが有りましたのでお詫びして訂正いたします。

2009 年度情報システム研究会画像専門部会活動の概要

昨年2月、(株)ジャパン・インフォレックス(JII)、JII参加卸、アイテムイズ加盟卸及び(株)ファイネット、(株)サイバーリンクスの参加によるJII画像分科会活動を、日食協情報システム研究会傘下の画像専門部会に移管し、2009年度も引続き ①日食協画像標準仕様ver2.0(2007年6月改訂)の普及 ②メーカーによる自発的画像登録体制確立 を目指し、卸売業全体のテーマとして活動を進めてきました。

4月に第3回の画像専門部会専門部会を開催し、以降、(株)ファイネットと連携してメーカーへの普及啓蒙活動を実施するとともに、月例で部会を開催し、普及推進方法の検討並びに各メンバーや卸各社による活動の評価を行なってきました。

具体的には、部会として共同普及推進する大手酒類・食品メーカー204社を対象とし各種の普及啓蒙。また、7月23日には日本橋公会堂にて部会参加卸各社の商品部門トップに出席いただき、メーカー向け画像登録説明会(出席153社)、10月にはメーカー13社に対し、個別面談方式で画像登録説明会、12月中旬には、2010年度春夏発売商品の画像登録依頼活動(対象187社)等を実施しました。更には、卸やメーカーの重複業務を排除するための画像確認サイトや、自社撮影できないメーカーがスムーズに画像撮影依頼のできる基盤を用意し、10月からの稼働させることができました。

またこの間、対メーカー、対卸向けの商品画像登録ガイドなどの普及啓蒙資料の作成や、Inforex加盟メーカー約3,800社に対してメールマガジンによる画像標準仕様の案内や自発的画像登録依頼を実施しました。これらの活動のなかで、新たに(株)菱食、三井食品(株)、加藤産業(株)が自社業務での活用を前提にJIIと画像データ連携を開始しました。

2010年度は、①画像登録準備のできていないメーカーへのアプローチ ②各メーカーの実態にあった普及推進活動 ③画像標準仕様を満たさない画像の改善依頼活動 などに注力し、卸が実務で使用できる画像提供の実現に向けて部会活動を進めていく予定です。

以上

日食協 画像専門部会開催履歴

開催日	部会名	検討内容
4月30日	第3回画像専門部会	必要画像の定義と具体的なEDI化推進策
5月26日	第4回画像専門部会	EDI化促進策とスケジュール
6月25日	第5回画像専門部会	活動スケジュールとメーカー説明会の内容検討
7月23日	メーカー説明会	メーカーによる自発的な画像登録要請(出席メーカー153社)
7月27日	第6回画像専門部会	メーカー説明会開催以降の進め方
8月28日	第7回画像専門部会	説明会参加以外のメーカー対応と卸向け配信ルール変更
9月24日	第8回画像専門部会	メーカー向け個別説明会の開催要領検討。 画像確認サイト、画像撮影依頼システム検討。
10月29日	第9回画像専門部会	メーカー向け個別説明会の開催結果報告。 画像撮影依頼システム稼働状況確認。
11月26日	第10回画像専門部会	重点活動メーカーの選定と活動の進め方について検討
12月17日	第11回画像専門部会	2010年春夏商品のメーカー向け画像登録依頼の進め方検討
2月5日	第12回画像専門部会 開催予定	2010年春夏商品の画像登録状況確認と活動の評価 2010年度活動計画策定
3月18日	第13回画像専門部会 開催予定	2010年春夏商品の画像登録状況確認と活動の評価

2

卸売業の方へ

卸にとって、EDIはどんなメリットがあるのでしょうか？

何が変わるのか

従来のFAX・EOS受注からEDIへ、卸から見て何が変わるのでしょうか？
オンライン対象業務とメッセージが以下のように変わります。

●EOS

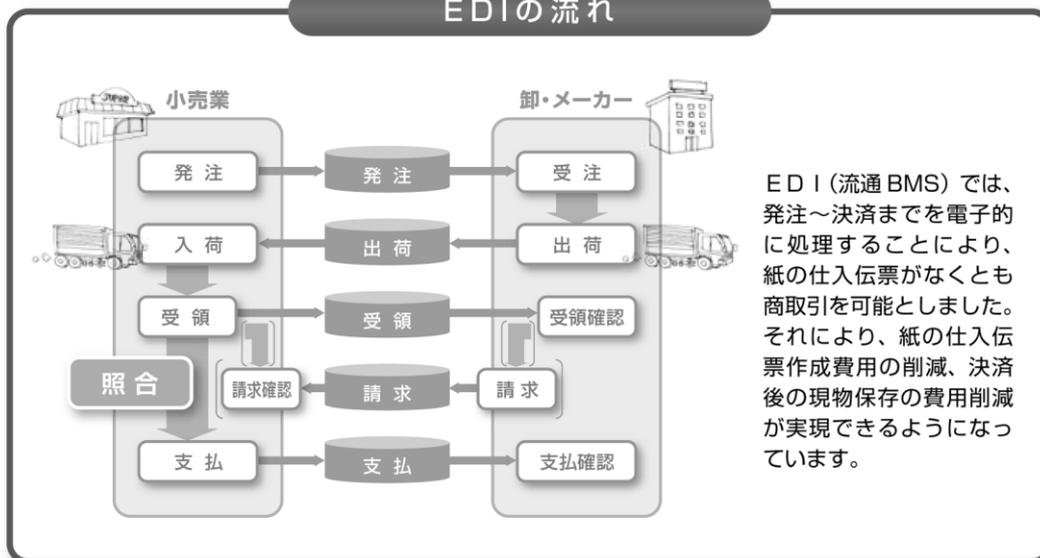
「発注」のみオンライン。主として発注業務の効率化を目的に導入されたものです。
しかし決済に関する業務は、紙等人手にたよるため効率化は不十分です。

●EDI(流通BMS)

「発注」、「出荷」、「返品」、「受領」、「請求」、「支払」など
取引のすべてがオンライン化対象です。

発注から決済まで一連の業務がすべて連続して(ターンアラウンド型)、データで行えます。
→EDIには、小売個別フォーマットで行う「個別EDI」と標準フォーマットで行う「流通BMS」があります。

EDIの流れ



EDI(流通BMS)では、発注～決済までを電子的に処理することにより、紙の仕入伝票がなくとも商取引を可能としました。それにより、紙の仕入伝票作成費用の削減、決済後の現物保存の費用削減が実現できるようになっています。

卸のメリット

卸にとっても EDI は大きなメリットがあります。

●受注フォーマット、通信手順が1本化でき接続負荷が軽減できます

EDI(流通 BMS) になれば、得意先小売との接続は1本で済みます。これまで得意先毎に発注フォーマットや通信手順が違う為、卸は受注に大変な手間がかかっていました。これが流通 BMS では1本化でき、標準フォーマット、標準手順(JX 手順等 = 参照:「用語解説」)で受注できます。

●通信コストが下がります

流通 BMS ではインターネットで通信するため、通信コストの負担が大幅に低減されます。

●通信時間が短縮されます

同様に、通信時間が大巾に短縮されます。稼動したユーザーからは 94%削減できたとの報告が上がっています。再受信しなければならないケースでも、後続処理に影響を及ぼさずに再受信できます。

●請求・入金照合の手間が省けます

出荷データを小売へ送付したのち、小売から受領データが戻ってきます。検収にあたるデータです。この受領データを基に、卸は小売へ売掛を立てることができますので「商品代金の貰いはくれ」がなくなるはずで

また、小売との相談で請求書・請求データをなくすことも可能です。出荷データ、受領データに基づいて、小売が支払データを出しますので、これをもとに入金を待ち、受領データ(=売掛データ)と照合すればよくなります。

●中小・零細卸も導入できます

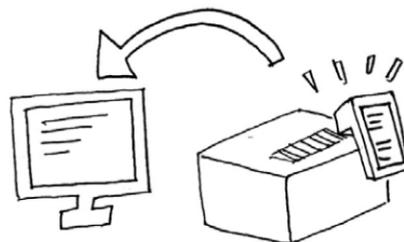
流通 BMS は、流通業の業種・業態の垣根を越えた標準仕様です。小規模卸でも EDI が導入できるようなソフトや ASP などソリューションが幅広く低価格で用意されています。

また、小売が Web 型流通 BMS を準備していれば、Web での受注～支払処理も可能です。卸向けの ASP(参照:「用語解説」)も準備されており、小規模卸にもやさしい EDI です。

●卸の社内業務の効率化を実現できます

流通 BMS でやりとりする「出荷データ」「受領データ」「支払データ」等はそのまま卸側の基幹システム(販売管理・物流管理)等に取り込んで活用することが可能です。再入力の手間が要らなくなります。

多少のしかけづくりは必要ですが、これらのデータの有効活用により、卸側の経営管理データの精度を飛躍的に向上させることも可能です。再入力やメンテナンスの人的費用・時間も節約できるわけです。



3

物流関係者の方へ

商品を、卸から店舗へ届ける人々にとって、
EOS → EDI へ変わると何が嬉しいのでしょうか。

ターンアラウンド型



EDI になると、まず 1 取引毎に「取引 NO」(伝票番号) が付きます。受注～請求・支払まで、この「取引 NO」を追ってゆけば「物の流れ」・「お金の流れ」が時系列で正確にわかるのです。当然「物=商品」や「お金=価格」が、決まったり、変更になったり、動いたりしたら、その都度「取引番号」毎のデータに、追加したり、修正したり、しなければなりません。

このように、EDI では発注～請求・支払まで、データが「取引 NO 毎に引き継がれる」という大きな特徴があります。

(参照:「ブレイクタイム①」)

標準「業務モデル」「メッセージ」



EDI では、納品形態に沿った「業務モデル」が明確になっていなければなりません。発注データを引き継いで、出荷・受領・返品・請求・支払といったアクションに応じて情報が付加されていくからです。アクションとメッセージは、不可分なものとなってきます。

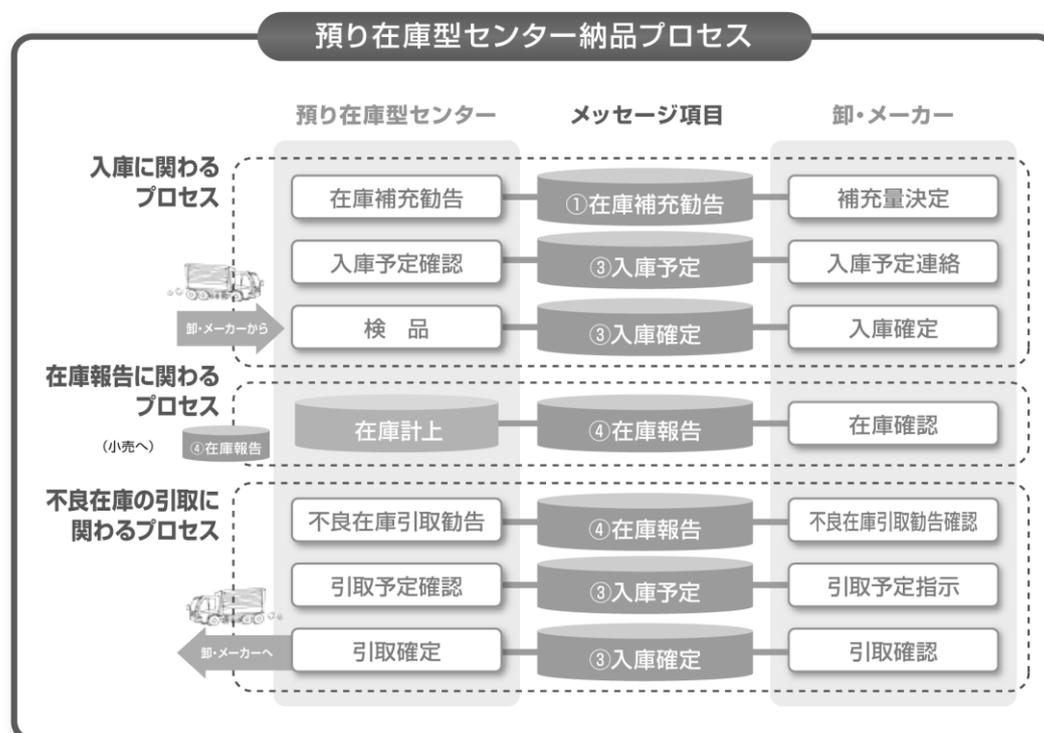
EDI 開始前に小売と卸・物流関係者の間で、取引や納品形態（業務モデル）を確認し、それに伴って必要になってくるメッセージ種とその意味あいを明確にしておく必要があります。
 小売個社別に構築される、個別 EDI ではこうした作業が必要ですが標準 EDI = 流通 BMS では、「業務モデル」「メッセージ種」ともに共通化・標準化されています。

この標準「業務モデル」「メッセージ」で納品できれば、卸・物流側としては、納品業務を共通化・標準化でき、業務効率の向上やコスト削減が可能になります。
 流通 BMS で定義されている、6つの納品プロセス（業務プロセス）は以下のとおりです。
 それぞれの業務プロセスに沿ったメッセージが策定されています。

- ① 店舗直接納品
- ② 通過型センター納品（店別仕分納品）
- ③ 通過型センター納品（総量納品1）
- ④ 通過型センター納品（総量納品2）
- ⑤ 買取在庫型センター納品
- ⑥ 預り在庫型センター納品



（詳細は流通 BMS 運用ガイドライン 参照）



出荷・梱包

「出荷」・「梱包」場面での、EDIのメリットは次のとおりです。

物流側では、発注データに対し、出荷データを小売へ返送します。

発注データに付加して小売へ返信する「出荷データ」における、主な付加項目は次のとおりです。

物流→小売

- 「出荷数量」(発注に対して、数量変更があれば訂正し返送)
- 「欠品数量」
- 「金額」(発注に対して、金額変更があれば訂正し返送)

つまり出荷プロセスで確定した情報を付加・訂正して返送します。
さらに、次の情報をやりとりする場合があります。

- 「物流ラベル印字情報」
- 「出荷荷姿メッセージ」
- 「出荷梱包メッセージ」
- 「集計表作成データ」

いずれも、ピッキング・梱包・出荷・検品を、効率化する為にやりとりする情報です。

これらの情報のやりとりにより、物流関係者側としては、**正確な出荷数量、欠品数量、金額、出荷荷姿**を把握でき、またデータ化できるので、**在庫数量、金額**を正確なデータとしておさえることができます。

また納品・検収後「受領データ」が小売から返ってきます。

この「受領データ」をもとに、取引単位(伝票単位)毎に検収・売掛をあげることができます。

「受領データ」は「出荷データ」をもとに作成されますので出荷の時点で、正確な納品数量・金額をおさえておくことが、あとで正しい売掛につながっていきます。



納品・検品

「納品」・「検品」場面での、EDIのメリットは次のとおりです。

EDIでは納品する「オリコン」「ケース」に添付されたSCMラベル（参照：「用語解説」）のバーコードをスキャンし、「出荷データ」の梱包NOを消し込みことによって、小売は個口検品を行います。開梱して検品してもらう必要はなくなります。

さらに進めて、「ノー検品」にすることも可能です。「ノー検品」にするには、「出荷データ」と納品物が高い精度でマッチングしていることを、小売に認めてもらう必要があります。

そのため、小売は定期的に卸や物流センターを訪問し出荷ラインで抜き取りチェックを行います。チェックが合格すれば、「ノー検品」で納品することが可能となります。こうして、物流関係者及び小売の、物流対応工数・時間を大巾に削減できるわけです。

納品・検品方法について

基本的な考え方

小売側はSCMラベルに印字されているバーコードをスキャンし、メッセージの梱包NOを消しこむことによって個口検品行ないます。

ただし、総量納品等でラベル印字を小売で行う場合は、商品に印字されているバーコードシンボルをスキャンし、メッセージのITF情報を消しこんでいきます。

ITF情報には「ITFコード（集合包装 GTIN）」、「出荷ケース数」、「ITF入数（集合包装 GTIN 入数）」をセットします。

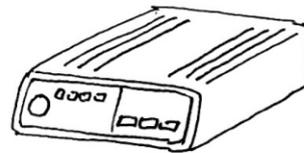


4 システム担当者の方へ

情報システムを預かる方々にとって、
新 EDI (=流通 BMS) はどんなメリットがあるのでしょうか？

従来モデムのリスク

JCA 手順などレガシー通信手順対応のモデムは、だんだんと入手困難となってきました。
また、保守対応もできなくなってきました。
故障すれば通信が途絶え、取引において重大な支障をきたしかねません。
流通 BMS が採用している、インターネットによる新しい通信方式では、
こうした通信機器陳腐化にともなうリスクを回避することができます。



通信費・通信時間

従来の公衆回線を使った JCA 手順および全銀手順では、
通信時間に応じた通信コストがかかっていました。
流通 BMS が採用しているインターネット通信であれば、従量制費用はなくなり、
トータルでの通信コストが大幅に低減されます。

通信時間も大幅に短縮されます。
流通 BMS を導入された企業からの報告によると、通信時間を 94% 短縮できた、
との実績数値が出されています。

通信時間の短縮により、店舗における発注締め時間に余裕ができるとともに、
取引先卸の物流業務においても余裕ができてきます。
取引先は、余裕時間を出荷作業など各種作業に充てることが可能となり
出荷精度の向上や、店着時刻の遵守率向上など、
業務精度の向上につながります。

通信エラーが発生しても、再送信に時間が掛からないため、
出荷業務に影響が出にくくなります。



PUSH 型通信

流通 BMS で標準とされている手順のうち、ebXML と AS2(参照 : 「用語解説」) は PUSH 型通信、JX 手順は PULL 型通信と呼ばれています。

PUSH 型通信では、小売は卸へ発生した発注データを出来次第次々と押し出す様に流すことができます。

PUSH 型通信の、小売側メリットとしては、発注データなどが発生次第卸へタイムリーに渡せます。通信の処理を分散できますので、サーバやネットワークの負荷が軽減できます。また卸のメリットとしては、通信ビジーが起りにくく、且つ受注データが出来上がり次第受け取ることができます。

PUSH 型通信にはサーバクラスが必要ですが、小売・卸双方にとってメリットが大きい通信方式です。

導入・接続

流通 BMS 対応製品は、各ベンダーよりパッケージやソリューションとして提供されており、システム導入がしやすく、導入コストを抑えることができます。

同時に小売企業が、取引先を接続追加するときの対応工数もレガシーと比べて軽減できます。取引先を追加する場合、メッセージや取り決め内容が標準化されているため、また「共通確認シート」(参照 : 「用語解説」) の利用により、小売も卸も手間がかからず迅速に取引を開始することができます。

TCO 削減

前述のとおり、通信時間、通信機器の障害対応時間、再送処理時間、プログラム開発時間、システム運用時間、取引先対応時間などが短縮され、情報システム部門の TCO(参照 : 「用語解説」) 削減をはかることができます。



5

EDI を始めるには

これから EDI を始めるには、どうすればよいのでしょうか。

EDI なら流通 BMS

これから EDI を導入するのなら「流通 BMS」です。

「流通 BMS」は、経済産業省の指導のもと「日本で唯一の標準 EDI」として策定されました。スーパー業界はもちろん、ホームセンター業界、ドラッグ業界、百貨店業界でも業界標準 EDI として採用され、普及が進んでいます。

●「流通 BMS」で EDI を始めるメリットは、以下の点が挙げられます。

- ・日本で唯一の標準 EDI であり、仕入先卸も対応準備ができてきている
- ・IT ベンダー・ASP ベンダーが、安価な「流通 BMS」製品・ソリューションを揃えている
- ・EDI の「業務モデル」が確立されており、それに見合う「メッセージ種」が充分揃っている
- ・インターネットを基盤とした EDI であり、通信速度が速く必要な機器もやすく安定供給されている
- ・物流ラベル、商品マスター等 EDI 関連業務についても、連携した標準化が進められている

●さらに、流通 BMS を採用した場合、以下の効果が上がることが報告されています。

- ・個別プログラムの削減：標準化対象の業務では個別対応ゼロ、プログラム本数では50分の1以下になりました。
- ・通信時間の削減：全体スループットで94%削減されました。
- ・伝票レスの効果：グロサリーにおける伝票レス枚数は、共同実証参加小売4社平均で1,173,000枚/月削減されました。
- ・取引先追加時の負担軽減：ガイドラインなどが整備されており、追加時の作業効率が大巾に向上しました。
- ・物流業務の効率化：出荷業務の早期取り掛かりにより余裕時間ができ、物流業務の精度向上につながりました。

つまり「流通 BMS」なら選択肢も多く、小売も仕入先卸も負担を最小限に抑えて EDI が導入出来るのです。「流通 BMS」で準備されている「EDI メッセージ」と「標準業務プロセス」(全体業務プロセス)は、以下のとおりです。この他にも、これを補完する業務プロセスとして、「生鮮納品プロセス」や「預り在庫型センター納品プロセス」等が策定され、それに見合う「標準メッセージ」が策定されています。

この「流通 BMS」を推進している「流通システム標準普及推進協議会」(略称 流通 BMS 協議会)には以下の団体が正会員として加入されています。詳細については、以下「流通システム標準普及推進協議会」(略称 流通 BMS 協議会) URL を参照下さい。

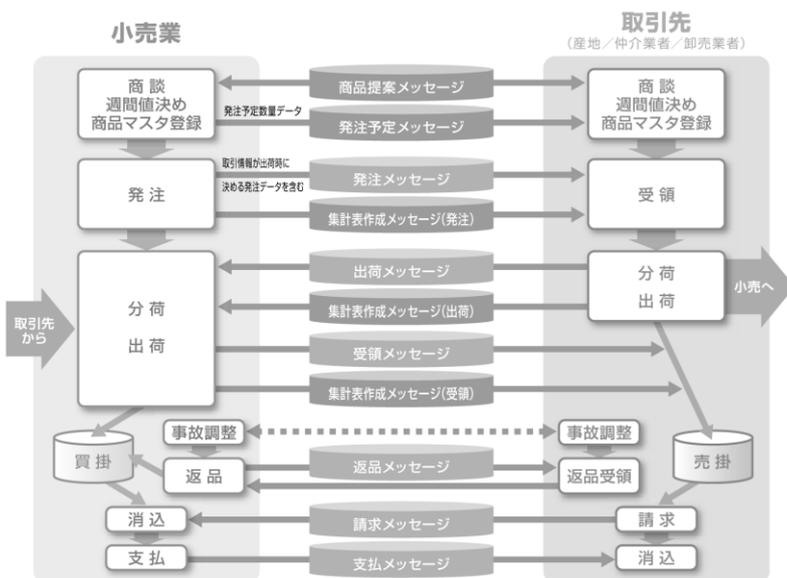
URL: <http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>



流通BMS 全体業務プロセス

メッセージ項目の標準化作業を行うにあたり、どの業務プロセスを対象とするかを定めるために、現在および将来においてデータ交換が行われると想定される業務の流れについて整理した。以下の図で色の付いているメッセージが平成20年度以降に追加された流通ビジネスメッセージ標準を示している。

(生鮮納品・預り在庫型センター納品プロセスを除く)



流通BMS 導入メリット

- 1 個別プログラムの削減** → 標準化対象業務では、個別対応ゼロ (例、個別対応 PG 本数は50分の1以下)

取引先追加時の負荷軽減 → ガイドラインの整備により作業効率向上
- 2 個別プログラムの削減** → 全体スループット 94% 削減

取引先追加時の負荷軽減 → 出荷業務の早期取り掛かりによる余裕時間 ⇒ 物流業務の精度向上
- 3 取引先追加時の負荷軽減** → グロサリーにおける伝票レス枚数は ⇒ 小売4社平均 1,172,965 枚 / 月が可能

だれに相談すればよいか

「流通 BMS」は、だれに相談すればよいか、以下にその窓口をご案内します。

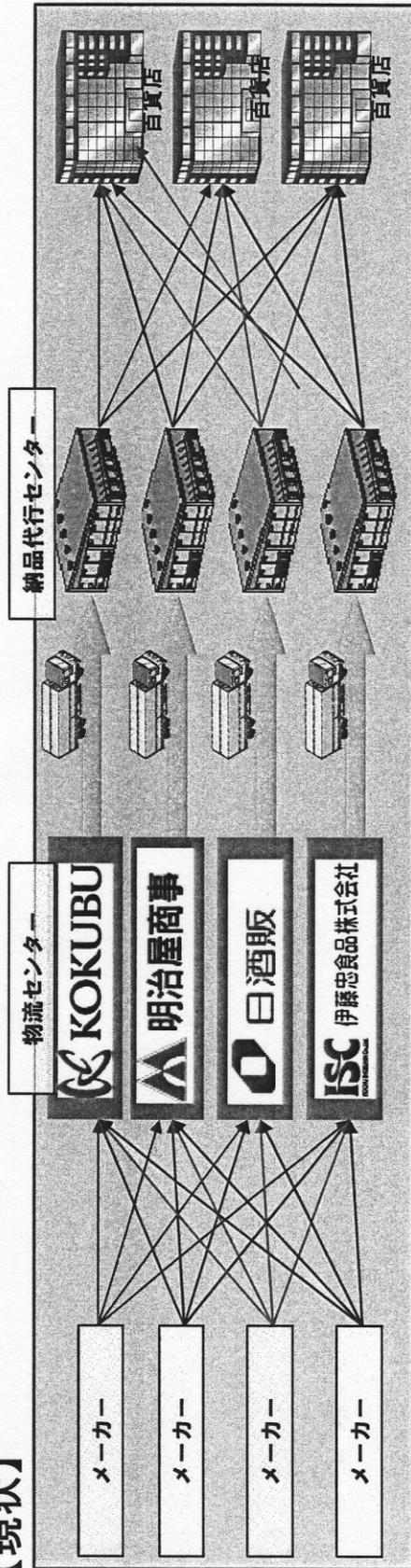
- ◎ 流通 BMS の導入・構築に関する問い合わせ先
 - ・「流通システム標準普及推進協議会」(略称 流通 BMS 協議会) 支援会員 一覧

- ◎ 流通 BMS の仕様、事例等に関する問い合わせ先
 - ・「流通システム標準普及推進協議会」(略称 流通 BMS 協議会)

URL: <http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/mailto:ryutsu-bms@dsri.jp>

百貨店納品の現状から共同配送へのシフト

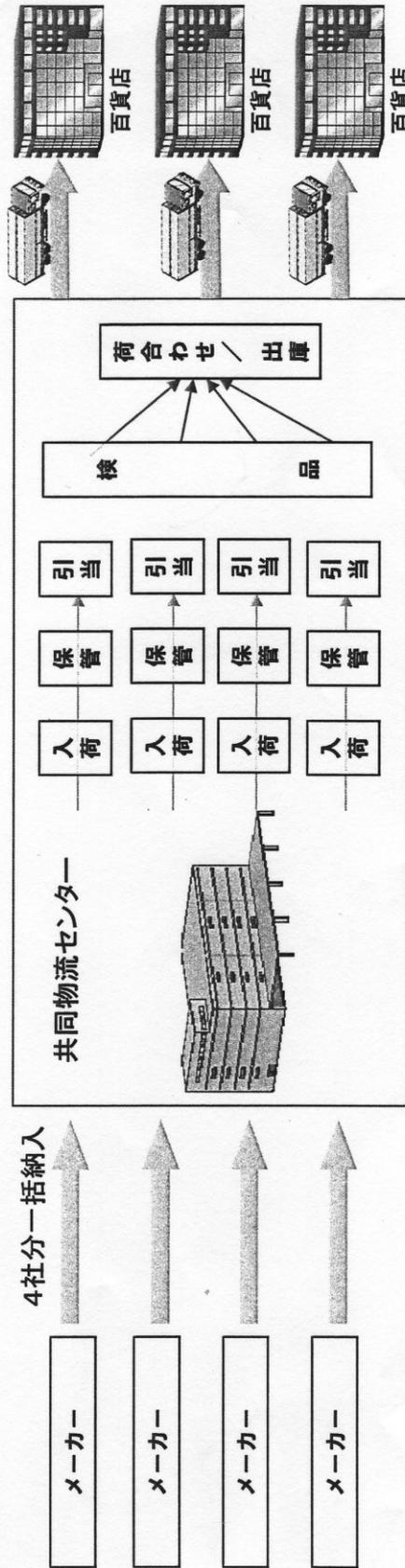
【現状】



- ◎ 配送車両の削減
- ◎ 環境改善
- ◎ 物流コスト削減

共同配送へシフト

【共同配送】



卸店・メーカー間用統一伝票様式2

(お得意様→出荷事業所)

製品受領通知書

住所				時間指定				
店名				摘要				
TEL								
帳合先				出荷日		出荷No	整理No	
様				年 月 日				
受注No	所管事業所	帳票コード	販売店1	販売店2	直送店コード	特定ルート	御発注No	
輸送手段			重量					
品名 / 規格			品名コード	数量		備考		
						社印をご使用ください 受領印		
上記の通り受領しました				合計				
<委託者>				<受託者>				

(お得意様)

製品送り状

住所				時間指定				
店名				摘要				
TEL								
帳合先				出荷日		出荷No	整理No	
様				年 月 日				
受注No	所管事業所	帳票コード	販売店1	販売店2	直送店コード	特定ルート	御発注No	
輸送手段			重量					
品名 / 規格			品名コード	数量		備考		
上記の通りお送りいたしましたからお受け取り くださいますようお願いいたします				合計				
<委託者>				<受託者>				

■ドライ出荷指図書 仕様書

項目名称	桁数 (半角)	データ取得元	編集仕様	特記事項
注意書き1	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 " (お得意様一出荷事業所) " をセット	
社内処理表記	10	新配車システム / 出荷伝票データ / 社内処理区分	社内処理区分 = "S" のときに " *社内処理* " という固定文字をセット その他はブランク	
引取指図 1	14	新配車システム / 出荷伝票データ / 伝区	伝区 = "2" のときに "*****" という固定文字をセット	
引取指図 2	14	新配車システム / 出荷伝票データ / 伝区	伝区 = "2" のときに " *戻り* " という固定文字をセット	
引取指図 3	14	新配車システム / 出荷伝票データ / 伝区	伝区 = "2" のときに "*****" という固定文字をセット	
帳票タイトル1	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "製品受領通知書" をセット	
社名表示	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "〇〇株式会社" をセット	
配送ルート	4	新配車システム / 出荷伝票データ / 配送ルートNo	固定文字 "R" + 配送ルートNo 配送ルートNoがブランクの場合は "R" だけ印字	
号車	4	新配車システム / 出荷伝票データ / 号車	固定文字 "G" + 号車 号車がブランクの場合は、"G" だけ印字	
住所タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "住所" をセット	
住所	48	新配車システム / 届け先マスタ / 直送店住所漢字	直送店コードで読んだ届け先Mの直送店住所(漢字) 出荷日と住所変更日を比較して新旧を判断	
店名タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "店名" をセット	
店名	42	新配車システム / 届け先マスタ / 直送店名漢字	直送店コードで読んだ届け先Mの直送店名称(漢字) 出荷日と店名変更日を比較して新旧を判断	
TELタイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "TEL" をセット	
TEL	16	新配車システム / 届け先マスタ / 電話番号 ※電話番号は、市外局番、局番、番号で構成	直送店コードで読んだ届け先Mの電話番号を 市外局番 + "-" + 局番 + "-" + 番号 で編集 出荷日と電話番号変更日を比較して新旧判断	現状と表示方法変わります 現状 → TEL<XXXXXX>XXXX-XXXX
時間指定 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "時間指定" をセット	
時間指定	9	新配車システム / 出荷伝票データ / 時間指定開始 および / 出荷伝票データ / 時間指定終了	半角でMMHH-MMHH と編集	
備考Noタイトル	8	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷摘要コード	出荷摘要コード<ブランクの時に "備考NO" という固定文字を セット	
備考No	3	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷摘要コード	出荷摘要コード<ブランクの時に、そのコードをセット	
出庫明細区分	1	新配車システム / 出荷伝票データ / 出庫明細区分	そのままセット	
摘要タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "摘要" を縦書きでセット	
備考1	30	新配車システム / 出荷伝票データ / 摘要1	そのままセット	
備考2	30	新配車システム / 出荷伝票データ / 摘要2	そのままセット	
備考3	25	新配車システム / 出荷伝票データ / 摘要3	そのままセット	
訂正伝票タイトル	10	新配車システム / 出荷伝票データ / 被訂正伝票No.	被訂正伝票No.<ブランクの時に、固定文字で "被訂正伝票No." ブランクのときブランク	
被訂正No.	10	新配車システム / 出荷伝票データ / 被訂正伝票No.	そのままセット	
被訂正日	8	新配車システム / 出荷伝票データ / 被訂正伝票 年月日	被訂正伝票年月日<ブランクの時に、 YYYY + "-" + MM + "-" + DD で編集	
帳合先タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "帳合先" をセット	
帳合先	40	新配車システム / 販売店マスタ / 店名漢字(新)	大口店コード⇒準特店コード⇒特準店コード⇒特約店コードの順に セットされているので大口店コードの場合は大口店で読んだ届け 先マスタの直送店名称(漢字)をセット 準特店コード、特準店コード、特約店コードの場合は販売店基本情 報テーブルの店名漢字をセット 出荷日と店名変更日を比較して新旧判断 ※準特店コード、特準店コードの場合は直送店コード(2~7バイト) と同じときはブランクとみなす。 ※特約店コードの場合は直送店コード(2~7バイト)と同じときは帳 合店名はブランクとする。	
様表示	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "様" をセット	
出荷日タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "出荷日" をセット	
出荷年	4	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷年月日	出荷年月日の頭4桁をセット	
年表示	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "年" をセット	
出荷月	2	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷年月日	出荷年月日の5桁目から6桁目をセット	
月表示	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "月" をセット	
出荷日	2	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷年月日	出荷年月日の末尾2桁をセット	
日表示	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "日" をセット	
出荷Noタイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "出荷No" をセット	
出荷No	8	新配車システム / 出荷伝票データ / 出荷No	そのままセット	
整理Noタイトル	6	なし	帳票印刷時に固定文字 "整理No" をセット	
整理No	8	新配車システム / 出荷伝票データ / 整理No	そのままセット	
受注Noタイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "受注No" をセット	
受注No	12	新配車システム / 出荷伝票データ / 受注No および受注分割No	受注No、受注分割No(1桁目)をXXXXXXXX(X)で編集	
所管事業所 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "所管事業所" をセット	
所管事業所 コード	3	新配車システム / 出荷伝票データ / 所管事業所	所管事業所をそのままセット	
帳票コード タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "帳票コード" をセット	
帳票コード	2	新配車システム / 出荷伝票データ / 帳票コード	そのままセット	
販売店1 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "販売店1" をセット	
販売店1コード	6	新配車システム / 出荷伝票データ / 特約店コード	そのままセット	
販売店2 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "販売店2" をセット	
販売店2コード	6	新配車システム / 出荷伝票データ / 準特店コード	そのままセット	
直送店タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "直送店コード" をセット	
直送店コード	7	新配車システム / 出荷伝票データ / 直送店コード	"0" + 直販店コード = 直送店コードのとき ブランク その他のとき直 送店コードをセット	

特定ルート タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "特定ルート"をセット	
特定ルート	2	新配車システム ／出荷伝票データ／特定ルート	そのままセット	
〇〇〇〇〇 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "〇〇〇〇〇"をセット	
〇〇〇〇〇区 分	1	新配車システム ／出荷伝票データ／配協区分	そのままセット	
御発注No タイトル	8	なし	帳票印刷時に固定文字 "御発注No"をセット	
得意先伝票No.	8	新配車システム ／出荷伝票データ／得意先伝票No.	そのままセット	
輸送方法 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "輸送方法"をセット	
輸送方法	28	ドライ運賃システム ／運送会社マスタデータ／運送会社名称(漢字)	運送会社コードで読んだ運送会社Mの運送会社名称(漢字)をセット	
重量 タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "重量"をセット	
重量	5	新配車システム ／出荷伝票データ／重量合計(Kg)	重量合計(kg)／1000 小数第3位四捨五入 99.99でセット	
温度帯	6	新配車システム ／出荷伝票データ／温度帯区分	温度帯区分によってセット A:"ドライ", C:"チルド", D:"冷凍"	
中越専用番号	18	新配車システム ／出荷伝票データ／業者連番	そのままセット	
品名タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "品名／規格"をセット	
品名	50	商品基本マスタ ／商品付加基本情報／正式商品名漢字(FDB業界DB登録) 統合品名マスタ ／商品基本テーブル／品目名称	棚卸区分=0,'1'のとき商品付加情報基本テーブルの正式商品名漢字(FDB業界DB登録)をセット (出荷日と名称変更年月日と比較して新旧判断) 棚卸区分≠0,'1'のときは、商品基本Tの品目名称をセット (新旧比較はなし。カナ表示)	6行繰返し
明細備考	5	<ミホ>	新配車システム ／出荷伝票データ(TL604SHIPMENTS LIP)／勘定科目 ブランク意 外のときは、<ミホ>表示	
荷姿	8	商品基本マスタ ／商品基本情報／荷姿新	棚卸区分=0,'1'のとき商品基本情報Tの荷姿をセット (出荷日と名称変更年月日と比較して新旧判断) 棚卸区分≠0,'1'のとき (新旧比較はなし)	
品名コード タイトル	10	なし	帳票印刷時に固定文字 "品名コード"をセット	
品名コード1	5	新配車システム ／出荷伝票データ／品名コード ※品名コードは、棚卸区分+品名コード	全角でセット	
品名コード2	1	新配車システム ／出荷伝票データ／品名コード ※品名コードは、年度コード+"0"	全角でセット	
数量タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "数量"をセット	
数量	6	新配車システム ／出荷伝票データ／数量(ケース) もしくは数量(バラ)	棚卸区分=1'のとき数量(バラ)、棚卸区分≠1'のとき数量(ケース) の値を数量を全角でセット	
数量単位	4	新配車システム ／出荷伝票データ／数量(ケース) もしくは数量(バラ)	棚卸区分により全角でセット・・・0:"CS", 1:"PS", 5:"枚" それ以外はブランク	
備考タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "備考"をセット	
注意書き2	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "受領印"をセット	
注意書き3	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "社印をご使用ください"をセット	
注意書き4	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "上記の通り受領しました。"をセット	
合計タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "合計"をセット	
合計	7	なし	6明細の数量の合計を印字	
作成時間	4	新配車システム ／出荷伝票データ／伝票発行時刻	時分をMMSS(:は入れずに)セット	
委託者表記	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "委託者"をセット	
社名表記	14	なし	帳票印刷時に固定文字 "〇〇株式会社"をセット	フォントは通常フォントとする
受託者表記	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "<受託者>"をセット	
受託者名称	50	新配車システム ／出荷伝票データ／配送事業所	配送事業所(上3桁)で、統合事業所マスタを参照。 統合事業所Mの出荷元事業所名出力=1'のとき、 1)ロケーションカテゴリーを参照。 010. 配送センターの場合は、 〇〇物流サービス株式会社+スペース+統合事業所M 漢字事業 所名セット 020. 自工場の場合は、 〇〇株式会社+スペース+統合事業所M 漢字事業所名セット その他のときは、 ブランク+統合事業所M 漢字事業所名セット	
受託者郵便No	11	新配車システム ／出荷伝票データ／配送事業所	配送事業所(上3桁)で読んだ統合事業所Mの出荷元事業所名出力 =1'のとき、頭に"〒"印をつけ、"- "で結んだ形で 統合事業所M 郵便番号をセット その他のときブランク	
受託者住所	62	新配車システム ／出荷伝票データ／配送事業所	配送事業所(上3桁)で読んだ統合事業所Mの出荷元事業所名出力 =1'のとき、統合事業所M 住所漢字セット その他のときブランク	
受託者電話番号	21	新配車システム ／出荷伝票データ／配送事業所	配送事業所(上3桁)で読んだ統合事業所Mの出荷元事業所名出力 =1'のとき、統合事業所Mの電話番号を TEL (XXXXXX)XXXX-XXXX という形式でセット その他のときブランク	
キャンペーン コード	4	新配車システム ／出荷伝票データ/ キャンペーンコード	キャンペーンコードがブランク以外のとき キャンペーンコードを"(XX)" という表記でセット その他のときブランク	
キャンペーン名	20	新配車システム ／出荷伝票データ/ キャンペーンコード	キャンペーンコードがブランク以外のとき キャンペーンコードで読んだキャンペーンマスタのキャンペーン名を セット	

注意書き5	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "(お得意様)"をセット	
帳票タイトル2	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "製品送り状"をセット	背景は黒塗りとする
品名タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "品名"をセット	背景は黒塗りとする
規格タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "規格"をセット	背景は黒塗りとする
品名コード タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "品名コード"をセット	背景は黒塗りとする
備考タイトル	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "備考"をセット	背景は黒塗りとする
注意書き6	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "上記の通りお送りしましたからお受け取り"をセット	
注意書き7	固定	なし	帳票印刷時に固定文字 "くださいますようお願いいたします"をセット	

※その他は上に準拠

支 部 活 動

平成21年度 各支部総会及び研修会内容

- 6月3日(水) 東北支部 支部総会
- 6月8日(月) 近畿支部 支部総会
- 6月9日(火) 中国支部 支部総会及び研修会
研修会講師 フロンティアマネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏
「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」
- 6月17日(水) 東海支部 支部総会及び研修会
研修会講師 スポーツジャーナリスト 長田 渚左氏
「トップアスリートから何を学ぶか」
- 6月23日(火) 関東支部 支部総会
- 7月2日(木) 四国支部 支部総会及び研修会
研修会講師 フロンティアマネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏
「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」
- 7月3日(金) 九州沖縄支部 支部総会及び研修会
研修会講師 (株)プリモリサーチジャパン 代表 鈴木 孝之氏
「小売業界の現状と課題」
- 7月7日(火) 北海道支部 支部総会及び研修会
研修会講師 フロンティアマネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏
「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」
- 7月28日(火) 北陸支部 支部総会
- 11月4日(水) 東海支部 セミナー
講師 (株)エスワイフードサービス 代表取締役会長 山本 重雄氏
「明るく、元気に、ちょっと変、立派な変人たれ」
- 11月10日(火) 関東支部 経営実務研修会
講師 (株)流通システム研究センター 代表取締役社長 初谷 誠一氏
「効率的食品流通取引の先進事例について」
講師 (株)FOUR-SEEDS 代表取締役 岡村 洋次氏
「消費再起動に向けた食品流通のプログラム」
- 11月12日(木) 東北支部 経営実務研修会
講師 (株)流通システム研究センター 代表取締役社長 初谷 誠一氏
「効率的食品流通取引の先進事例について」
講師 フロンティアマネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏
「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」
- 11月19日(木) 北陸支部 経営実務研修会
講師 (株)流通システム研究センター 代表取締役社長 初谷 誠一氏
「効率的食品流通取引の先進事例について」
講師 (株)FOUR-SEEDS 代表取締役社長 岡村 洋次氏

- 「消費再起動に向けた食品流通のプログラム」
- 11月27日（金） **北海道支部** 経営実務研修会
講師 （株）流通システム研究センター 代表取締役 初谷 誠一氏
「効率的食品流通取引の先進事例について」
講師 （株）FOUR-SEEDS 代表取締役社長 岡村 洋次氏
「消費再起動に向けた食品流通のプログラム」
- 2月18日（木） **近畿支部** 新春講演会
講師 （株）菱食 特別顧問 廣田 正氏
「これからの食品産業」

各支部の総会内容

[東北支部]

6月3日（水）出席予定者が全員早めにお揃いになったので定刻より早い11時20分よりホテル仙台プラザにおいて東北支部の総会が開催された。事務局で副支部長店の東北国分(株)の網倉正巳氏の司会進行で、本日の日程と定足数の確認があった後、支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。「地域の責任者の方々にお集まり頂き、厳しい状況と同じ視点で考えることが重要である。」と述べ、日食協活動の重要性や前期の活動内容を踏まえた今期の活動予定について説明された。

この後、支部長が議長席について、審議に入った。

- ① 第1号議案 平成20年度事業報告及び決算報告を事務局が行い、ついで会計監事の阿部吉伸氏（明治屋商事(株)）が監査報告を行い、拍手で承認された。
- ② 第2号議案 平成21年度事業計画及び予算について事務局が説明し、これも拍手で承認された。
- ③ 第3号議案 その他として、昨年に引き続き今秋に予定される経営実務研修会の講師の選定や工場見学の候補地等について検討された。

ついで奥山専務理事から、日食協の活動報告として本部総会の内容を報告した。これで支部総会は終了し、この後各会員から食品卸の地域における現状の課題や本部に対する要望事項などの意見が交換された。

昼食後、賛助会員の参加を得て、賛助会員連絡会が開催された。

司会は、引き続き、網倉正巳氏（東北国分(株)）が担当し、最初に、東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を述べ、ついで賛助会員を代表して泉 邦彦氏（味の素ゼネラルフーズ(株)）からご挨拶をいただいた。

この後、奥山専務理事が、日食協活動報告を行い、14時15分に賛助会員連絡会は終了した。

[近畿支部]

6月8日(月)午後1時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催されたが、これに先立ち午前中に大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が行われ奥山専務が報告を行った。

これは昨年から日食協の普及、啓発事業として近畿支部の賛助会員や同業会の皆さんに日食協の活動状況を説明しているもので、今回も120名以上の方に参加をいただいた。

支部総会は、事務局の野間道康氏(伊藤忠食品(株))の司会進行で、最初に支部長の濱口泰三氏(伊藤忠食品(株))が、次のように開会の挨拶を述べた。

「一年前は、いろんな原料の高騰から価格の値上げがされたが、今年は一変している。マスコミも経済情勢低迷、企業業績低下、雇用問題等々を取り上げ、消費者心理に大きなマイナスとなり、影響を与えている。家計支出の全ての項目が節約され、生活防衛の対象となっている。平成時代になって卸と密接な関係にある分野が大きく変化している。卸も変化に対応しなければ存続出来ない。日経の「経営の視点」の欄で卸が取り上げられた。「どっこい卸は生きている。流通革命の隠れた主役」中堅スーパーが非常に元気で成長しているのは、卸が支えているからという記事内容。卸は、生活者、メーカー、小売という主役を支える脇役として機能を高め、評価と価値を高めることを念じる。」

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長が、議長席に着いて議案の審議に入った。

①第1号議案 平成20年度事業報告の件 ②第2号議案 平成20年度収支決算の件及び監査報告(会計監事 山下 明(五大物産(株)))を事務局が報告し、いずれも拍手で承認された。

続いて、③第3号議案 平成21年度事業計画(案)の件 ④平成21年度収支予算の件を事務局から説明し、いずれも拍手で承認し閉会となった。

[中国支部]

中国支部総会を6月9日(火)15時よりホテルグランヴィア広島に開催。中国支部事務局の磯田英之氏(中村角(株))の司会進行で、最初に定足数と配布資料の確認を行い、ついで中国支部長の中村成朗氏(中村角(株))が議長席について、開会の挨拶として公益法人制度改革の対応方針の現状について解説し、支部会員に一層の団結を訴えた。

その後、議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告に関する件 ②第2号議案 平成20年度決算報告に関する件を一括して事務局から説明し、監査報告を会計監事の碓 豊樹氏(国分(株)中国支社)が行い、いずれも承認された。

ついで、③平成21年度事業計画(案)に関する件 ④平成21年度収支予算(案)に関する件を一括して事務局が説明し、承認された。⑤第5号議案 役員改選に関する件は全員留任の意見が出され満場一致で承認された。

続いて、15時30分より、会場を移して、賛助会員も加わって合同研修会が開催された。会に先立ち、中村支部長が挨拶して、研修会が始まり、最初に、奥山専務理事が、「本部活動報告」を行い、ついで講演会に入り、フロンティア・マネジメント(株)代表取締役 松岡 昌宏氏が「日本の流通業の実情とM&A時代の対応」という演題で講演した。先生は、問屋や商社といった中間流通が日本の小売業界の健全な競争を支えて、日本の物価安が実現されていると述べた。

終了後、懇親会を行い、開宴の挨拶と乾杯を副支部長の豊田直之氏((株)桑宗)が行い、中締

めを碓 豊樹氏（国分(株)中国支社）が行って閉会した。

平成21年度 中国支部 新役員名簿

支部長	中村 成朗	中村角(株)	代表取締役社長
副支部長（県幹事）	大岡 滋太郎	藤徳物産(株)	代表取締役社長
副支部長（県幹事）	豊田 直之	(株)桑宗	代表取締役社長
副支部長（県幹事）	角 博之	西中国国分(株)	代表取締役社長
幹事	江口 均	伊藤忠食品(株)	中国支店 支店長
幹事	前川 恭廣	明治屋商事(株)	中国支社 執行役員支社長
会計監事	碓 豊樹	国分(株)	中国支社 支社長

[東海支部]

6月17日（水）午後1時より名古屋観光ホテルにおいて「第31回定時総会」を開催した。事務局の山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞社）の司会進行で定足数を確認した後、支部長の永津邦彦氏（トーカン(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。

「食品業界を取り巻く状況も一層厳しさをましている。食品業界には安心・安全をはじめとして様々な問題があるが、日食協本部は卸やメーカー各社と協力し解決に向けた取り組みを行っている。今後も引き続き連携して問題解決を目指していきたい。」

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告書承認の件 ②平成20年度収支決算書承認の件 ③平成21年度事業計画案承認の件 ④平成21年度収支予算案承認の件をいずれも拍手で承認し、⑤第5号議案 役員改選の件は、全員の重任を承認した。

全ての議案を審議した後、奥山専務理事から協会の事業活動の報告が行われた。

閉会に際して東海支部は、引き続き中部食料品問屋連盟と協力し加工食品の流通業界の発展を目指すなど、今後の方向性を再確認し13時45分に終了した。

その後、午後3時40分より中部食料品問屋連盟との共催による研修会が行われ、奥山専務理事から「日食協本部事業活動報告」、続いてスポーツジャーナリストの長田渚左女史を講師に迎え「トップアスリート達から何を学ぶか！」をテーマとした講演が行われ、競泳の北嶋康介選手の強さが紹介された。

また、講演終了後には「北嶋選手のような育成方法は他の選手でも有効か」等の質問にも応えていた。

平成21年度 新役員名簿

支部長店	(株)トーカン	代表者 永津 邦彦
副支部長店	(株)梅 澤	代表者 鈴木 重一
会計幹事店	西山商事(株)	代表者 西山 徹
幹事店	(株)北村商店	代表者 北村 篤司

同	三重国分(株)	代表者 坂本 潤一
同	伊藤忠食品(株) 東海営業本部	代表者 大釜 賢一
同	国分(株) 中部支社	代表者 佐々木 満
同	明治屋商事(株) 中部支社	代表者 大澤 洋行
同	(株)菱食中部支社	代表者 小林 義典

[関東支部]

6月23日(火)11時30分より東京大手町レベル21東京會館 オリオンルームに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、直ちに吉野芳夫関東支部長((株)日本アクセス)の司会進行で議事に入り、午後から開催される定時総会の議案内容についての確認や各県ブロック代表から本部活動に対する要望事項等の意見が述べられた。

その後13時より会場をスタールームに移して定時総会が開催された。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

定刻 奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭 関東支部長吉野芳夫氏((株)日本アクセス)より、次の如き挨拶がなされた。

吉野支部長挨拶

ご紹介頂きました支部長を担当しております日本アクセスの吉野でございます。

総会開催前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中を、ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また平素は当支部の会員の皆様そして特に賛助会員の皆様方には協会活動に対しまして、物心両面にわたりまして大変お世話になっておりますことを、あらためて御礼申し上げたいと存じます。

まずは、私自身 日食協の本体の副会長も仰せつかっておりますので、本部の活動もお知らせし、ご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

当協会は昭和52年5月に設立致しまして今年で32年目になります。現在の会員数は、全国の有力卸150社、事業所会員148事業所、賛助会員として国内有力メーカー133社、合計434名の会員により構成された、我が国の加工食品卸売業の代表的な全国組織であります。

活動内容は、加工食品流通全般の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善の促進、加工食品流通の安定向上と生活者の利便に益することを目的として活動しております。

当関東支部は、53社・47事業所が加盟している最大の支部組織で、支部活動の中でも主に実践活動を主体に、中心的な役割を果たしております。

物流コストのアップ・センターフィ問題・物流の効率化等のハードな問題や消費者庁の新設・改正省エネ法・食品リサイクル法等ますます厳しくなる環境行政への対応、更には食の安心・安全対策等々、申し上げるまでもなく、卸を取り巻く環境は大変厳しい状況では有りますが、これらの課題を自らの問題と捉え、ひとつひとつ解決に取り組んでいきたい。

具体的には、継続事業としての物流費のコスト構造の調査分析業務の実施に加えて次の点に留意した活動を行う予定です。

- ① インフラ整備による食品流通の効率化促進

- ② 環境問題対応
- ③ コンプライアンス対応

デフレ基調への回帰やPB商品の増大傾向から適正流通価格の構築・維持にはメーカーと卸が一体となって問題解決に鋭意努力する。また、リサイクル法や食品ロスの観点から、返品問題等の実態調査も実施いたします。

本日お集まりの会員、賛助会員の皆様方のご理解を賜り、尚一層のご指導とご支援をお願いできれば有難いと思っております。

簡単であります、開会の挨拶に代えさせていただきます。

有難うございました。

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約により吉野支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、伊藤忠食品株式会社殿とコンタツ株式会社殿を指名し、承認され、議事に入った。

第1号議案 平成20年度事業報告に関する件

第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月29日(金)に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報Vol.159号と別冊レポート「加工食品卸売業の“信頼性向上自主行動計画”～5つの基本原則～」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を資料(別添)として次の如く報告を行った。

1. 本部活動報告

2. 関東支部

事務局より、具体的な活動状況として、① 概況、② 関東支部流通業務委員会活動報告、③ 関東支部の収支決算(前期繰越額2,257,282円、当期収入合計1,204,214円、当期支出合計1,546,489円、次期繰越収支差額1,915,007円、各予算費と内容概要)。

議長は会計監事吉田学文氏(明治屋商事(株))に監査報告求め、吉田会計監事は「4月14日(火)に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成21年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成21年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、

別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額1,915,007円、当期収入合計1,002,000円、当期支出合計1,905,000円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 一部役員変更の件

議長は、総会の前に開催した幹事会にて役員改選期ではないが、会社の都合により役員の変更案を検討したので、事務局に説明を求めた。

事務局より今期は役員改選期ではないが、役員企業の人事異動により交代せざるを得ないことと後任の推薦があったので候補者リスト作成し、幹事会において承認を得たことを報告した。

議長は幹事候補者の就任の承諾の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

第6号議案 その他

議長は会場の出席者に問題提起を求めたが、無かったので、本日の総会が終了した事を告げた。事務局は閉会を告げた。14時15分であった。

関東支部 新役員名簿

(平成21年6月23日)

[社] 日本加工食品卸協会
関東支部 (敬称：略)

役員	社名	役職	氏名	備考
支部長	(株)日本アクセス	代表取締役会長	吉野 芳夫	留任
副支部長	国分(株)	常務取締役関東支社長・東北支社担当	北見 賢	新任
副支部長	廣屋国分(株)	代表取締役副会長	濱口吉右衛門	留任
副支部長	三井食品(株)	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	川村 哲夫	留任
副支部長	(株)サンヨー堂	代表取締役社長	三枝 皓祐	留任
副支部長	(株)菱食	常務執行役員関東エリア代表兼東京支社長	中村 稔	新任
会計監事	明治屋商事(株)	執行役員東京支社長	吉田 学文	留任
幹事	日本酒類販売(株)	代表取締役社長	松川 隆志	留任
幹事	(株)ヤグチ	取締役執行役員原料部統括部長	佐々木 隆一	新任
幹事	伊藤忠食品(株)	東日本営業本部営業第一部部長	佐藤 保美	新任
幹事	(株)梅澤	取締役関東支社長	牧野 和義	留任

幹事	コンタツ(株)	物流統括部部长	三角悦雄	新任
幹事	(株)升喜	商品政策部部长	秋庭修	留任
幹事	(株)新潟リョーシヨク	代表取締役会長	高島文治	留任
幹事	(株)マルイチ産商	取締役	仁科圭右	留任
幹事	国見商事(株)	代表取締役社長	国見悦朗	留任
幹事	関東国分(株)	代表取締役社長	小松崎寿文	留任
幹事	ヤマキ(株)	代表取締役社長	山口茂	留任
幹事	ユアサ・フナシヨク(株)	代表取締役会長	上田弘	留任
幹事	関東国分(株)	代表取締役会長	大久保和政	留任
幹事	武田食品(株)	代表取締役社長	武田與光	留任
幹事	常洋水産(株)	取締役営業本部长	照沼泰斗	留任
幹事	群馬県卸酒販(株)	代表取締役社長	萩原哲夫	留任
常任幹事	日食協	専務理事	奥山則康	留任

関東支部流通業務委員会事業活動報告



流通業務委員会は、関東支部のワーキンググループとして平成21年度の事業計画に基づき、調査研究の継続事業として、①物流コストに関する調査と分析 ②返品実態に関する調査と分析 ③在庫回転日数に関する調査と分析 ④「備車及び物流動向」に関する調査と分析を行った。以下に4事業の調査結果を掲載する。

◆ 平成20年度新物流コスト実態調査（平成20年4月～平成21年3月）

（社団法人 日本加工食品卸協会 関東支部 流通業務員会）

平成20年度を対象とする物流コストについて、8月に関東支部流通業務委員会企業11社から回収した新物流コスト実態調査票を集計し、分析を行った。担当は、渡辺 徹氏（三井食品(株)）。今回の調査は、前半と後半の経済社会情勢が大きく様変わりした異常な状況の中で、どのようにコスト構造が変化したか大変結果が注目された。尚、調査対象企業は、前年から1社減少した11社となる。

*平均ケース単価は、平成18年度を底に上昇に転じ、多くの商品群で価格改定が実施された今年度は大幅な回復を示し前年から249円上昇した2,667円となった。

*ケース当たりの物流コスト(CF除く)は、昨年から7.0円減少の124.04円となる。したがっ

て平均ケース当たりの物流コスト比率は、平均ケース単価の上昇の寄与もあって前年から0.76%減少した4.65%となった。内容的には、データ処理費、設備は堅調に推移し、ウエイトの高い流通加工費は、景気後退に伴う庫内作業の件費の時間当たり単価が減少したのが寄与し前年から11.2円の減少し、物流コスト低減の主因となる。

また物流コストにおける最大費用の配送費は、上半期における燃料高騰が大きく影響し前年から5.08円上昇した56.21円となった。

今年度の物流コストの実態は、ケース単価の上昇とコストの削減という加工食品卸の経営改善を端的に表す結果となるが、この物流コスト以外にセンターフィの負担があり、このコストも加えて物流費トータルの管理を行い、経営構造の強化に努めたい。

(センターフィの項目は、現状各企業で処理科目が異なり調査結果から除外している。)

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

物流コスト	平成20年度		平成19年度		平成18年度		20/19		19/18	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	増減額	増減率	増減額	増減率
ケース単価	2,667円		2,418円		2,407円		249.0	9.33	11.0	0.45
データ処理料	11.48	0.43	12.82	0.53	12.58	0.52	-1.34	-0.12	0.24	0.18
設備費	22.59	0.85	22.13	0.91	22.33	0.93	0.46	0.02	-0.2	-0.15
流通加工費	33.76	1.26	44.96	1.86	38.98	1.62	-11.2	-0.33	5.98	4.57
配送費	56.21	2.11	51.13	2.11	61.25	2.54	5.08	0.09	-10.12	-7.73
合計	124.04	4.65	131.04	5.41	135.14	5.61	-7.0	-0.06	-4.1	-3.13

◆平成21年度返品実態調査報告（調査期間：平成21年6月～8月）

平成21年6月から8月までの3ヶ月間の返品実態調査を実施し、集計と分析を行った。調査対象企業は、関東支部流通業務委員会企業10社であり、担当は小島敏裕氏（株）梅澤。

21.10.28

返品実態調査集計表(平成21年度/平成20年度)

返品実態調査集計表（平成21年度/平成20年度）

流通業務委員会
単位：千円

スーパー用

	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	21	26,973,841	28,502,358	27,930,620	82,501,835	27,500,612	72,183	158,830	78,130	303,868	101,289	0.37%
	20	31,644,153	33,923,528	31,243,663	96,811,344	32,270,448	63,777	129,675	133,781	327,233	109,078	0.34%
PB商品	21	152,109	184,163	163,520	407,503	135,834	565	707	1,398	2,207	736	0.54%
	20	410,718	523,376	323,444	1,257,538	419,179	2,519	908	647	4,074	1,358	0.32%
ギフト商品	21	3,259,766	4,066,814	913,583	8,165,320	2,721,773	8,631	57,379	35,477	100,835	33,612	1.23%
	20	3,399,159	4,683,283	1,794,366	9,876,808	3,292,269	8,235	13,665	75,588	97,488	32,496	0.99%
合計	21	30,385,718	32,753,335	29,007,723	91,074,658	30,358,219	81,379	216,917	115,015	406,908	135,636	0.45%
	20	35,454,030	39,130,187	33,361,473	107,945,690	35,981,897	74,531	144,248	210,016	428,795	142,932	0.40%

百貨店用

単位:千円

	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	21	1,727,203	2,185,630	769,829	4,683,662	1,561,221	23,967	40,083	93,826	157,877	52,626	3.37%
	20	1,742,254	2,212,907	816,784	4,771,945	1,590,648	23,399	26,057	65,113	114,569	38,190	2.40%
PB商品	21	746	3,810	7,355	11,911	3,970	0	71	235	306	102	2.57%
	20	2,538	1,426	1,018	4,982	1,661	48	60	356	464	155	9.33%
ギフト商品	21	4,803,868	4,881,632	1,125,332	10,810,832	3,603,611	12,557	62,576	153,431	228,564	76,188	2.11%
	20	4,314,354	4,481,109	575,581	9,771,044	3,257,015	16,146	38,556	118,240	172,942	57,647	1.77%
合計	21	6,531,817	7,072,072	1,902,516	15,506,405	5,168,802	36,526	102,730	247,491	386,747	128,916	2.49%
	20	6,059,146	6,695,442	1,393,383	14,547,971	4,849,324	39,593	64,673	183,709	287,975	95,992	1.98%

- ・結果的に百貨店PBを除く全てのチャンネルで返品率が上がる結果となった。
- ・本来の意味での一般スーパーでは返品は減少傾向にあるように思うが、他事業形態(ドラッグストア・DS等)も数字に含まれている為正確な数字は見えてこない。今後このカテゴリーから特化したドラッグなどの業態を別計上する必要性を含め考えていかなければならない
- ・経済不況と天候不順が数字を押し上げている。夏物商品の売行き鈍化に加え、シーズンを逃した商材の返品が押し寄せた結果が目に見える形となった。今後は環境問題にも配慮しながら、製配販でしっかりとした販売計画を予測しながら返品を無くす方向で動いていかなければならない。

◆平成21年度在庫回転日数調査(調査期間:平成21年1月~12月)

「平成21年度の在庫回転日数調査」を実施し、2月に分析報告を行った。担当は、田崎 卓氏(明治屋商事株)

調査は、関東支部流通業務委員会企業11社、拠点72ヶ所を対象に、関連する項目についてアンケートを実施した。

(1) 調査対象企業数及び対象拠点数/総坪数

今回調査対象となった拠点は72ヶ所で昨年と同数、総坪数は1,681坪減少したが、食品スペースが2,753坪減少したのに対し、酒のスペースは1,072坪増加する結果となった。

(2) 年間平均在庫回転日数

年間倉出金額は11社合計で、
 食品 2,340億円(前年 2,371億円)
 酒類 2,209億円(前年 2,292億円)
 合計 4,549億円(前年 4,663億円)
 年間平均在庫金額は11社合計で、
 食品 66.1億円(前年 66.6億円)
 酒類 45.9億円(前年 46.6億円)
 合計 112.0億円(前年 113.2億円)

以上の結果から、年間平均在庫回転日数(年間平均在庫金額÷(年間倉出金額÷365日))は、食品10.3日(前年10.2日)、酒類7.6日(前年7.4日)、合計9.0日(前年8.9日)であり、前年より0.1日長期化する結果となった。

尚、調査対象企業11社のうち、食品・酒類合わせた在庫回転日数が改善された企業は6社、長期化した企業が5社であった。

(3) 坪当たり倉出金額・坪当たり在庫金額

坪当たり倉出金額は、
 食品4,715千円(前年4,526千円) 対前年比 4.0%
 酒類6,630千円(前年7,108千円) 対前年比 -7.2%
 坪当たり在庫金額は、
 食品 133千円(前年 127千円) 対前年比 4.5%
 酒類 138千円(前年 154千円) 対前年比 -4.9%

という結果であった。

今回の調査結果から、「年間平均在庫回転日数」は、食品が0.1日、酒類が0.2日それぞれ長期化し、結果、食品酒類合計で9.0日となり前年より0.1日長期化した。

また、効率面では、酒類の年間倉出金額が減少した事と、酒類の坪数増加が相俟って、坪当たり倉出金額は、酒類が-7.2%と悪化、坪あたり在庫金額も酒類が-4.9%といずれも酒類の効率が悪化する結果となった。

尚、今回の調査結果で在庫回転日数が長期化したことと、効率が悪化したことの要因が、酒類の倉出売上減及び坪数増に起因する結果となったが、拠点内での食品と酒類の在庫スペース比率に不明瞭な点が残る、在庫スペース比率=倉出売上構成比とする案もあるので次回調査時の参考としたい。

平成21年度在庫回転日数調査結果

調査項目		平成21年度			前年との比較				平成20年度		
		企業数	対象拠点72		対象拠点 ±0				企業数	対象拠点72	
			単純合計値	該当企業平均値	単純合計値	前年比%	該当企業平均値	前年比%		単純合計値	該当企業平均値
年間倉出金額 ＜百万円＞	食品	11	234,009	21,274	-3,122	-1.3%	-284	-1.3%	11	237,131	21,557
	酒類	8	220,884	27,611	-8,324	-3.8%	-5,134	-18.6%	7	229,208	32,744
	合計/平均	11	454,893	41,354	-11,446	-2.5%	-1,041	-2.5%	11	466,339	42,394
年間平均在庫金額 ＜百万円＞	食品	11	6,605	600	-50	-0.8%	-5	-0.8%	11	6,655	605
	酒類	8	4,592	574	-69	-1.5%	-92	-16.0%	7	4,661	666
	合計/平均	11	11,197	1,018	-119	-1.1%	-11	-1.1%	11	11,316	1,029
年間平均在庫日数 ＜日＞	食品	11	10.3	10.6	0.1	0.6%	-0.5	-4.3%	11	10.2	11.1
	酒類	8	7.6	8.3	0.2	2.2%	0.4	5.0%	7	7.4	7.9
	平均	11	9.0	9.5	0.1	1.4%	-0.1	-0.8%	11	8.9	9.5
坪当り倉出金額 ＜千円＞	食品	11	4,715	5,086	188	4.0%	391	7.7%	11	4,526	4,695
	酒類	8	6,630	6,403	-479	-7.2%	-1,192	-18.6%	7	7,108	7,594
	平均	11	5,484	6,041	-26	-0.5%	43	0.7%	11	5,510	5,998
坪当り在庫金額 ＜千円＞	食品	11	133	149	6	4.5%	5	3.5%	11	127	143
	酒類	8	138	142	-7	-4.9%	-24	-16.8%	7	145	165
	平均	11	135	154	1	0.9%	2	1.6%	11	134	151
対象拠点総坪数 ＜坪＞	食品	11	49,635	4,512	-2,753	-5.5%	-250	-5.5%	11	52,388	4,763
	酒類	8	33,317	4,165	1,072	3.2%	-442	-10.6%	7	32,245	4,606
	合計/平均	11	82,952	7,541	-1,681	-2.0%	-153	-2.0%	11	84,633	7,694

◆平成 21 年度 備車及び物流動向調査に関する分析結果

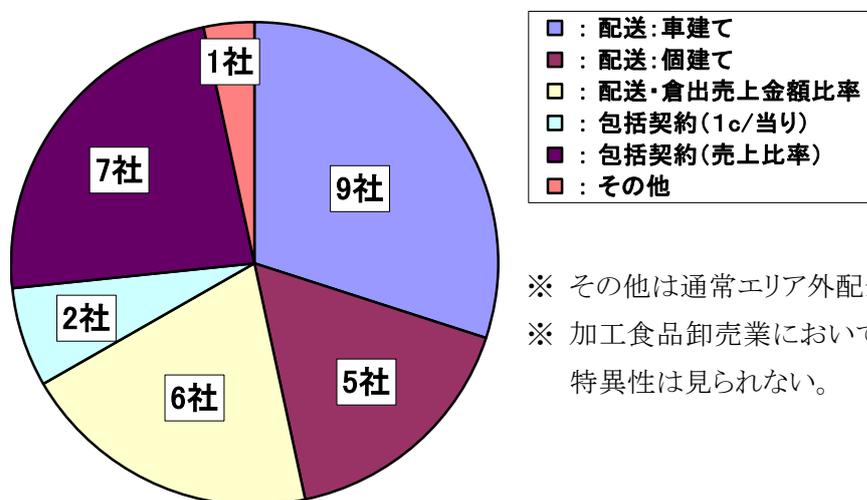
平成 21 年度 備車及び物流動向調査の分析を平成 22 年 3 月に行った。担当は小林一之氏(株菱食)
アンケート調査対象企業:11 社に依頼し、全 11 社より回答戴きました。

1. 備車動向について

1) 前提

- ① 対象物流センター数 175ヶ所 ・増加2社 ・変化なし 5社 ・減少 4社
 - ② 契約運送会社数 143社 ・増加2社 ・変化なし 7社 ・減少 2社
 - ③ 出入り運送会社数 290社強 ・増加1社 ・変化なし 8社 ・減少 2社
- ※ 実際に入出入りしている運送会社数は把握が困難な場合がある。

2) 契約形態



- ※ その他は通常エリア外配送についての実費精算
- ※ 加工食品卸売業においては、契約形態に突出した特異性は見られない。

3) 契約単価について

- ① 今年度の結果 コストアップ 0社 据置 6社 コストダウン 4社 不明1社
- 単価の前年対比は、▲0.01%～▲13.0%とさまざま。

② 物量、及び支払運賃

前年対比	物量	支払運賃
80%以上-85%未満	2社	2社
85%以上-90%未満	1社	1社
90%以上-95%未満	1社	4社
95%以上-100%未満	5社	2社
100%以上-105%未満	1社	1社
105%以上-	1社	1社

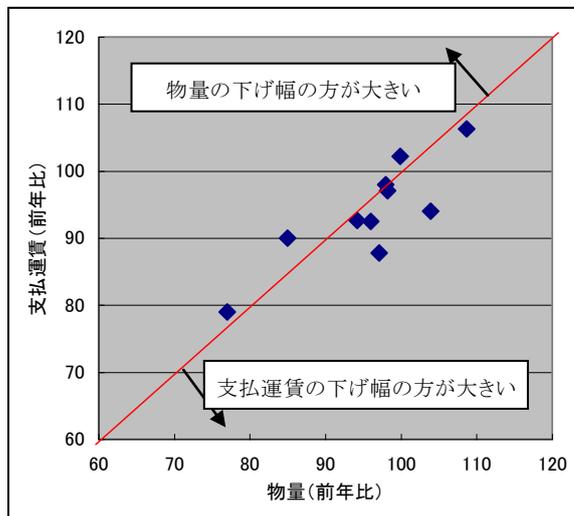
※ 物量と支払運賃の相関関係

物量の伸び > 支払運賃の伸び 6社

物量と支払運賃がほぼ比例 1社

物量の伸び < 支払運賃の伸び 3社

不明 1社

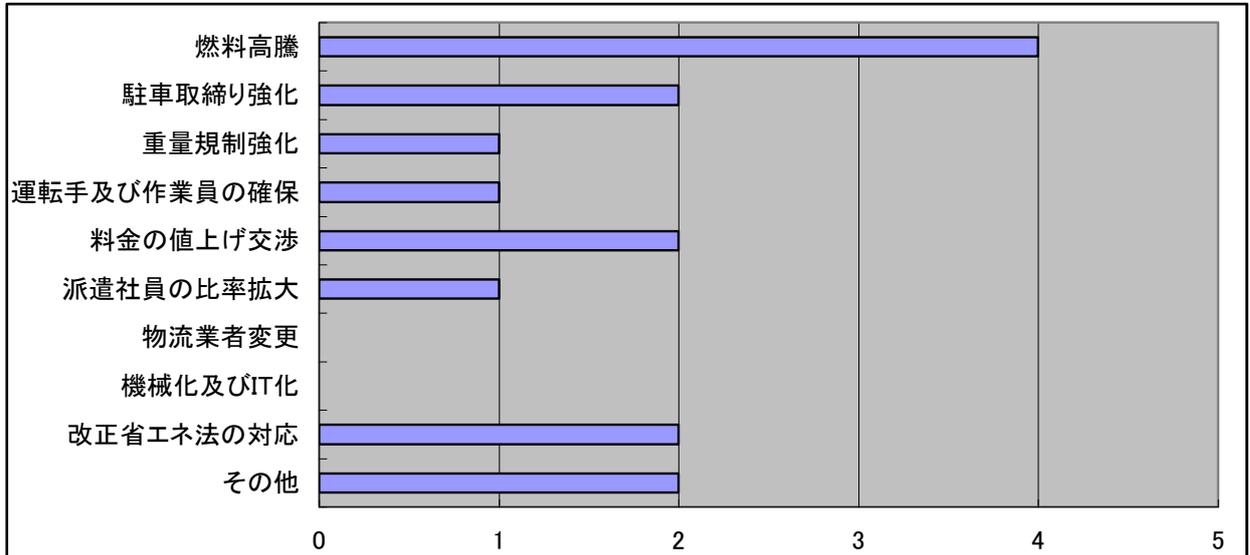


③ 来年度のコスト予測 コストアップ 0社 据置 7社 コストダウン 4社
 単価の前年対比は、▲0.02%～▲10.0%とさまざま。

2. 物流動向調査(複数回答可)

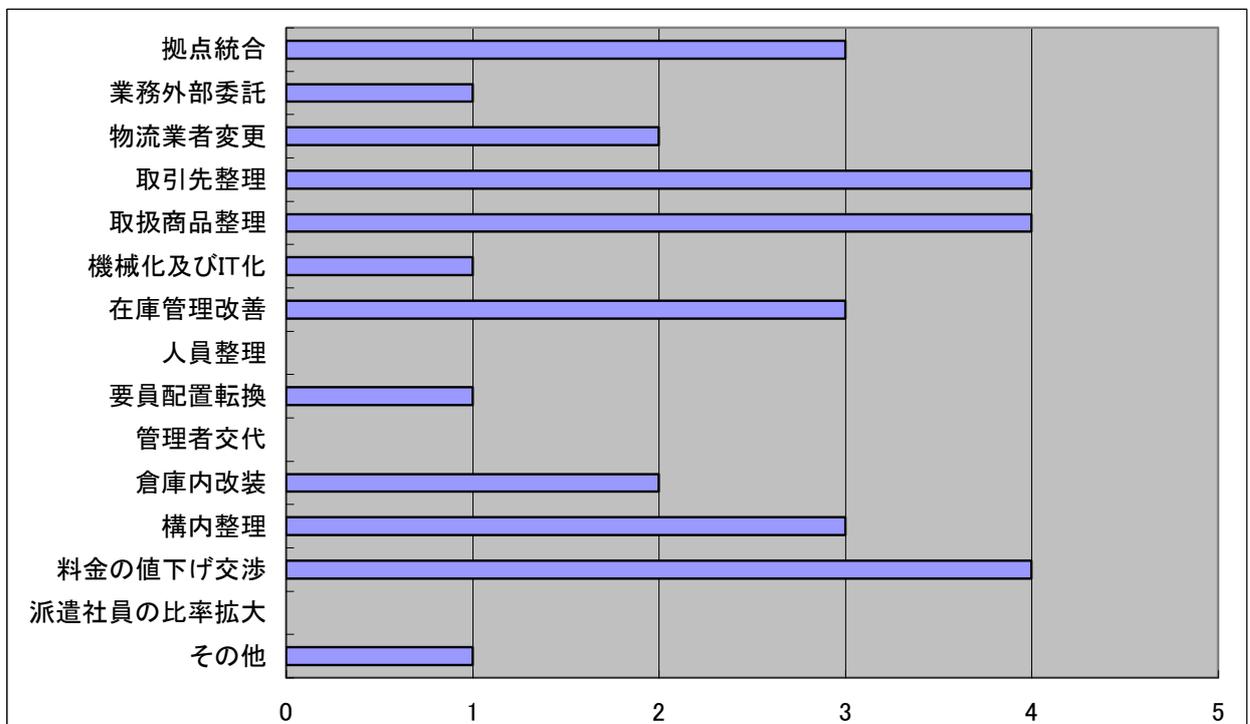
1) 平成 21 年度

○ コストアップ要因



※ その他＝遠隔地納品の増加、センターフィ増大、物量減 が挙げられた。

○ コストダウン要因



※ コストアップの要因では、依然として「燃料高騰」が尾を引いていることが伺える。

※ コストダウンのために、在庫管理改善のほか、取引先や取扱商品の整理、庫内改装や整理と委託料金の値下げ交渉、拠点統合等、さまざまな施策を打っている。

2) 平成 22 年度に抱えている問題点と改善点

物量の増減、帳合増減	(4社)
鮮度管理強化に伴う返品、廃棄問題	(2社)
在庫管理徹底(在庫総額、不動在庫、過剰在庫)	(2社)
専用センター化によるコスト変化	(2社)
拠点統合、配送エリア拡大	(2社)
業務契約形態の変更	(2社)
小口配送への対応(別途請求検討)	(1社)
物流品質の向上とローコスト運営の両立	(1社)
事故やトラブルの撲滅	(1社)
センター納品増加	(1社)
小分け商品の増大	(1社)

※ 物流の基本業務である在庫管理を徹底しても、物量の増減(受注減や帳合増減)の影響を懸念する企業が多い。

以 上

[四国支部]

7月2日(木)午前11時より、今年から会場をリーガホテルゼスト高松に移しての四国支部総会を開催した。

総会に先立って役員会、会員会を行い、事務局から当日の議案内容を説明し、本部からの連絡事項等を確認、また四国エリアの経営環境についての意見交換を行った。昼食後、12時30分より賛助会員も参加して支部総会を開催した。

最初に、事務局の渡辺国雄氏(旭食品(株))から配布資料の確認がなされ、ついで四国支部長の竹内克之氏(旭食品(株))が、開会の挨拶を述べた。

「企業を取り巻く環境は大きく変化した。個人消費が上向くことは考えにくく、民間の設備投資も抑えられる。したがって政府主導型で公共投資を前倒して、2、3年分を一気に使うような構造になっている。将来的には借金が増える結果になりかねない。個人消費、民間の設備投資、公共投資の3つの輪が前に回りだしてはじめて日本経済の活力が出てくる。高速道路の値引きで高知県は交流人口が増えており、経済効果が期待されている。」

ついで議案審議に入り、事務局から以下の案件について説明した。

- ①第1号議案 平成20年度事業報告と会計報告の件並びに会計監事の田中 尚氏(明治屋商事(株))からの監査報告 ②第2号議案 平成21年度収支予算の件 いずれも拍手で承認された。
③第3号議案 役員改選の件は事務局から役員全員の重任を提案しこれも拍手で承認された。

その後、「本部活動報告」を奥山専務理事が行い、13時25分に総会は終了した。その後13時35分からフロンティア・マネジメント(株)代表取締役 松岡 真宏氏から「日本の流通業界の実情とM&A時代の対応」という演題で講演会が行われた。

平成21年度 四国支部 新役員名簿

支部長	竹内 克之	旭食品(株)	代表取締役会長
副支部長	枝松 孝	四国リョーショク(株)	代表取締役社長
監 事	夜久 正人	四国国分(株)	代表取締役社長
会計監事	田中 尚	明治屋商事 中四国支社 高松支店	支店長

[九州沖縄支部]

7月3日(金)午前11時よりANAクラウンプラザにおいて、九州沖縄支部の第61回幹事会が開催された。主要な議題は、午後に開催される定時総会の議案に関する内容の確認であるが、研修会等の支部活動について各地域の代表の方々から具体的意見が多く出され有意義な幹事会となった。

昼食後、午後1時から第32回定時総会が開催された。

司会進行は、事務局の白土恵一氏(コゲツ産業(株))が担当し、最初に、定足数の確認をした後、開会の言葉を、副支部長の柳川 信氏(ヤマエ久野(株))が述べ、ついで支部長の本村 道生氏(コゲツ産業(株))が開会の挨拶を述べた。

「大きな変化の時代であり厳しい状況が続いているが、食品業界はその中でも比較的堅調と認識する。アメリカを代表するようなタイプの違う巨大企業が二つも経営破綻したのを見ると今後日本の企業はどういう経営がいいのかと考える。社会には揺り戻しがあって今は共同体意識の必要性を求める動きも出ている。厳しい競争社会においても日食協のようなお話し合いができる場、共同体の組織は必要であると考え。」

この後、本村支部長が議長席に着いて議事録署名人の選出をして議案の審議に入り、①第1号議案 平成20年度事業報告並びに収支決算報告書承認の件並びに会計監事の梶山 尚志氏(三井食品(株))による監査報告 ②第2号議案 平成21年度事業計画並びに予算案承認の件をいずれも拍手で承認した。③第3号議案 (1)取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告を福岡地区協議会の中村 隆氏(ヤマエ久野(株))が以下のように報告した。

1. 調達物流について

- ・現在13社の内5社で調達物流を行っています。調達物流を行う事により、各社に入ってくる路線便のトラック台数を削減できる。倉庫内での効率化が促進され入荷後のコストダウンにも繋がる。コストの問題等もあり、ここ一年進んでいなかったが、環境問題にも貢献できるので、メーカー様にも理解をいただきながら、今後積極的に検討したい。

2. 返品問題について

- ・返品については、大手量販店、スーパーが改善の方向にある中、依然として商習慣の違いからドラッグストアの返品率が改善されていないのが現状。今後は特に、ドラッグストアについて、情報交換を密にして先方への申し入れも協議しながら、返品率の低減に努めたい。
- ・メーカー様側から回収依頼に伴う返品が発生しておりますが、これについての問屋の費用負担についての意見交換を実施した。返品にかかる費用負担の対応については、問屋・メーカー様でバラバラである。問屋に起因しない返品については、今後、メーカー様のご協力をお願いしていきたい。
- ・これら返品問題については我々問屋にとっても、またメーカー様にとってもコスト増にもなる。環境問題への取組み、また食品ロスの削減の観点からも、今後とも返品率改善に向けて

継続して検討していく必要があると考えています。

(2) 商品展示会特売会の本年度自粛の継続については、議長より本年度も自粛したい旨の説明があり、拍手で承認された。

以上で、全ての議案の審議が終了し、その後奥山専務理事から「日食協本部活動報告」がなされた。

14時30分から、(株)プリモリサーチジャパン 代表 鈴木 孝之氏に講師をお願いして「小売業界の現状と課題」という演題で特別講演が行われた。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、6月5日(金)午後3時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井 俊彦氏((株)静岡メイカン)の司会進行で開会し、最初に、会長の山口 茂氏(ヤマキ(株))が挨拶し、「一般的な経済状況を悲観して嘆くことなく、堅実な食品産業としてしっかりやっていきましょう。」と呼びかけた。

次いで議事に入り、平成20年度事業報告・会計報告・会計監査報告・平成21年度事業計画を審議し、全て拍手で承認された。

この後、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」がなされ、終了後懇親会が行われた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は6月25日(木)午後4時半より、横浜ロイヤルパークホテルにて定時総会を開催し、平成20年度事業報告・平成20年度会計報告及び会計監事報告・平成21年度計画案を全て可決し、役員改選も原案通り、会長店 国分(株)神奈川支社 執行役員支社長 田場正美氏、副会長店横浜乾物(株)代表取締役社長 斉藤 米造氏等を承認した。

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行って総会を終了した。その後賛助会員も参加して、達川 光男氏(前 広島東洋カーブ監督)を講師にお招きして講演会が行われた。

◆長野県食品問屋連盟

長野県食品問屋連盟は平成22年3月9日に松本市のホテル翔峰に於いて第41回の定時総会を開催した。09年度事業、決算報告を承認し、取引改善、社員研修などを盛り込んだ新年度の事業計画、予算を決めた。

会長の仁科圭右氏((株)マルイチ産商)は、「賀詞交換会に続く主要事業で、相互の意思疎通を高めて欲しい。現在、食品の現場から離れ財務を担当しているが、会計基準も2年後には国際会計基準に移行する。これに伴い利益や売り上げの捉え方も変わりそうで対応について検討を始めたところ。また、政界も再編の動きがみられ、変化が各方面で続くのではないか。幅広い視点、切り口から意見交換をお願いする。」と挨拶した。

来賓の奥山則康(社)日本加工食品卸協会専務理事は「経済の停滞、消費の減少、生活防衛、価値観の変化、高齢化と少子化など、厳しい環境の下で、需要に適した供給、安全・安心を確保し、

市場価格の正常化、資源保護に努めるスタンスがより重要。」と祝辞を述べた。また、同協会が09年度事業で実施した「返品の実態調査結果」について詳細を解説、返品にかかわる経費、廃棄ロスなどに対する意識の変革を求めた。ついで賛助会員を代表して羽生友治味の素長野営業所長が「取引改善に向けた取り組みに敬意を表する。長野の生活者への貢献を目指したい。」と挨拶した。続いて、記念講演会に移り、講師に料理・オリーブオイル研究家で出張料理人の小暮 剛氏をお招きして「子供の食育、大人の食育」と題して講演が行われた。

事務局活動

[関連官庁・諸団体]

農林水産省

- ・「食」に対する消費者の信頼向上のため平成20年度に立ち上げた「フード・コミュニケーション・プロジェクト」(FCP)に参加し、取組成果内容について普及啓発を図る。
 - ① 展示会・商談会シート
 - ② FCP共通工場監査項目
- ・政策推進室のご協力をいただき「新型インフルエンザ対策・事業継続計画(BCP)」策定の実践講習会を開催。
- ・「新型インフルエンザ」対策として新型インフルエンザの発生・蔓延時におけるフードチェーン維持のため必要な対応についての意見交換会に参加。
- ・「緊急災害時対応食糧供給体制整備調査」に対応し全国32企業から資料を提出。
- ・2008年度環境自主行動計画調査票を提出。食品産業における環境自主行動計画の進捗状況を確認。
- ・平成22年度税制改正等の要望書を提出。
- ・「返品問題の解決に向かって」(返品実態報告書)を提出。
- ・「食品関連産業の将来展望研究会」委員に会員卸企業を推薦。

経済産業省

- ・「省エネ法」再改正への対応ガイドラインのまとめにご指導をいただく。
- ・「カーボンフットプリント制度」に関する、「流通・販売のCO₂見える化」WGに参加。
- ・平成21年度流通・物流システム等基盤整備事業の卸・小売業間の取引に関する実態調査に協力。
- ・「モーダルシフト等推進官民協議会」に参加。
- ・「返品問題の解決に向かって」(返品実態調査報告書)を提出。

環境省

- ・「平成21年度食品廃棄物等の発生抑制対策推進調査」検討会委員会に委員を派遣。

公正取引委員会

- ・「改正独占禁止法」の説明会に参加。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・副会長店として機構の運営に参加、また「食料品物流円滑化推進協議会」主催の研修会に参加。

(財)食品産業センター

- ・食品団体連絡協議会に参加（年6回）
- ・当センターが事務局である「食農連携機能高度化検討委員会」に委員として、全国食料産業クラスター協議会の運営について参加。

事故米穀経営支援協議会

- ・平成22年3月末現在の交付金状況は、累計で149企業に対し、6,912,697,590円を交付した事を確認。

(社)食品需給研究センター

- ・当センターが事務局である「流通効率化推進協議会」の委員として新技術活用ビジネスモデルの実証事業及び通い容器地方推進体制構築事業へ参加。

(社)日本缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただき、また缶詰関係団体専務会を主宰いただき定期的に情報交換会を行う。
- ・「環境問題検討会」の委嘱を受ける。
- ・「市場活性化委員会」の委嘱を受ける。
- ・缶詰業界の賀詞交換会の実質的な事務局を依頼。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・「表示審査委員会」の委嘱を受け、「食品缶詰試買検査会」に参加。

(財)食品環境検査協会

- ・当協会の評議員の委嘱を受け評議員会の参加。

(財)流通システム開発センター

- ・「流通システム標準普及推進協議会」の副会長店として、流通BMSの普及拡大推進に努める。

一般社団法人 日本卸売協会

- ・会員として加盟、会長が理事に就任。
- ・当協会が事務局である「卸売業・小売業連携のモデル検討委員会」に委員として参加。
- ・「リテールサポート研修会（初級）」を共催。

東京23区清掃協議会

- ・「ペットボトル回収事業に係わる打ち合わせ会」に参加。

(財)日本貿易関係手続簡素化協会

- ・「EDIFACT日本委員会」の委員委嘱を受ける。

日本製罐協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本パインアップル協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本ロジスティクスシステム協会

- ・ロジスティクス環境会議のグリーン物流研究会に会員として参加し、物流の環境問題について情報の提供をいただく。

(財)日本情報処理開発協会

- ・次世代EDI推進協議会（JEDIC）に参加しEDIに関する情報提供を受ける。

(株)流通システム研究センター

- ・当センターが事務局である「効率的食品流通取引基盤確立推進事業」の検討委員会に委員として参加。また共催でこの事業の研修会を4ヶ所を実施。

異業種交流委員会

- ・年2回の定期開催に参加し情報交換を行う。2月の例会は当協会が当番幹事として主宰。

[庶務事項]

◆会報発行

Vol. 159. May. 29. 2009

Vol. 160. Jul. 30. 2009

Vol. 161. Oct. 30. 2009

Vol. 162. Jan. 1. 2010

Vol. 163. Mar. 23. 2010

◆平成21年度日食協HPお知らせ掲載情報一覧（H21/4～H22/3）

（関連省庁・関連団体のリンク情報）

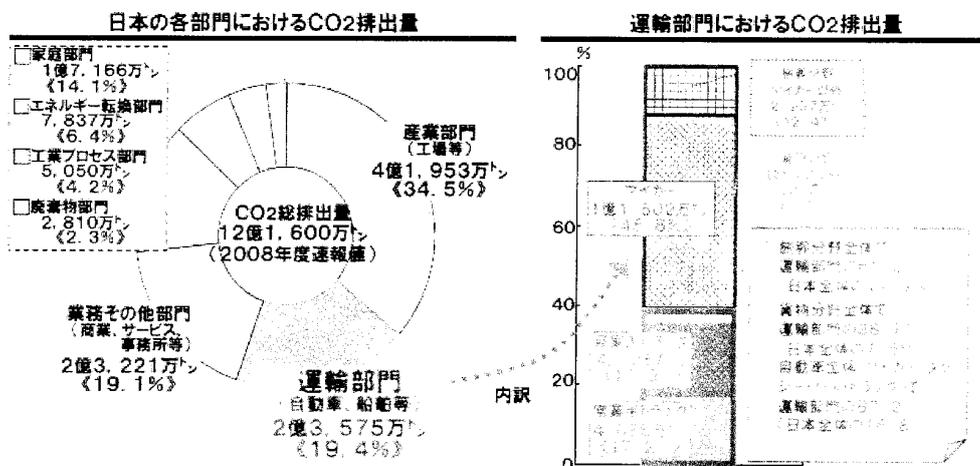
No.	内 容	関連省庁・関連団体
1	「GTINに関するお知らせ」	流通システム開発センター
2	「流通システム標準普及推進協議会」の会報No3	流通システム開発センター
3	「卸売り市場の将来方向に関する研究会」報告	農林水産省総合食料局

モーダルシフト等推進官民協議会 ～ 設立趣旨について～

2010年3月30日
経済産業省・国土交通省

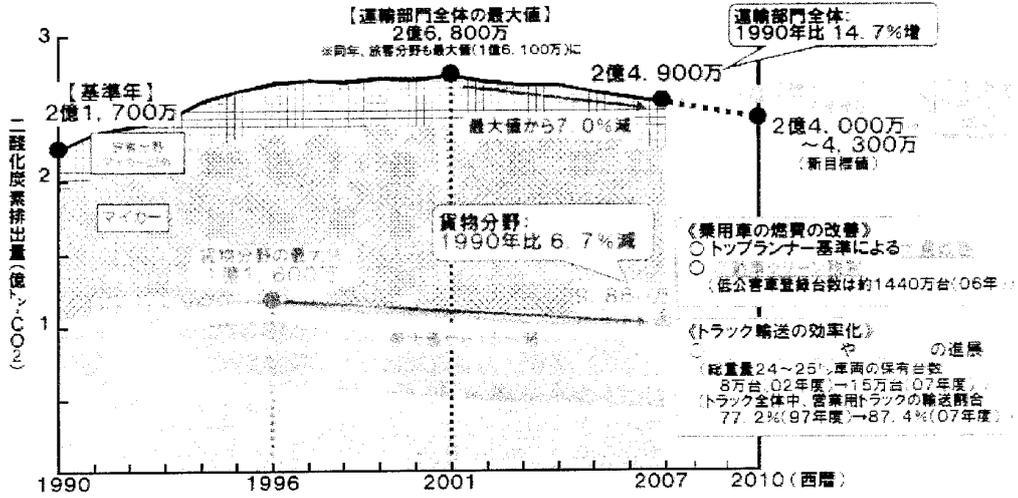
部分別のCO2排出量（2008年度速報値）

- 日本のCO2排出量のうち、運輸部門からの排出量は約19%。
- 国内産全体では運輸部門の87.2%（日本全体の16.8%）、航空が対象に限ると国内産の約40%（日本全体の6.7%）を排出。



※ 電気事業者の発電の伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量はそれぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分
 ※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」及び環境省「温室効果ガス排出量」より国土交通省政策統括官付作成

- 2001年以降、運輸部門からの排出量は減少傾向。
- 貨物分野は1996年をピークに減少し、2007年は9,860万トン（基準となる1990年比で8.7%減）。トラックの大型化や自営転換等の取組が効果をあげている。

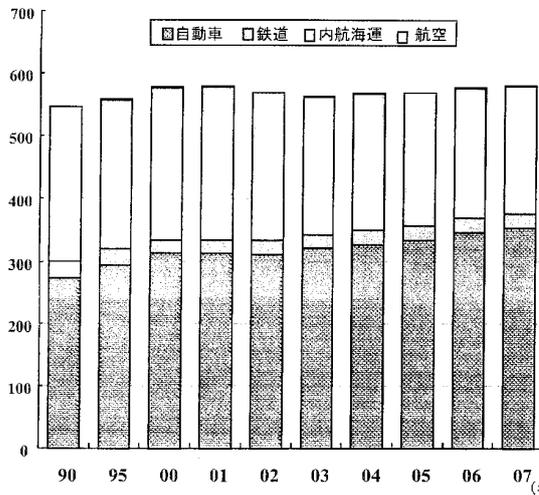


※ 旅客：マイカー以外及び貨物：トラック以外には「バス・タクシー・鉄道・船舶・航空が含まれる」
※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」及び環境省「温室効果ガス排出量速報」より国土交通省 政策統括官の作成

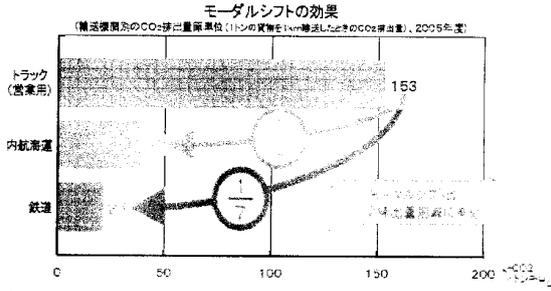
モード毎の輸送分担率とCO2排出量比較

- モーダルシフトを推進する中、鉄道・内航海運を活用した輸送は横ばい。輸送の50%以上を自動車(自営・営業)が占めている。
- CO2排出量の観点から、トラック輸送と比較して鉄道は1/7、内航海運は1/4とその効果は高く、輸送手段のシフトに向けた具体的施策の検討が喫緊の課題。

(十億トンキロ)



2007年度	国内輸送シェア (トンキロ)
自動車	61%
内航海運	35%
鉄道	4%



開催主旨

- これまで「グリーン物流パートナーシップ会議」の普及事業を通じモーダルシフトを促進してきたが、さらなる推進を図るためには、荷主と物流事業者が連携し、現状における鉄道・海運の利用促進、関係者の取組強化、将来のインフラ整備等について検討し、実現していくことが必要。
- 昨年12月に開催された「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省によるワーキングチーム」における検討から、「モーダルシフト等推進官民協議会」を設置し、民間事業者と関係省庁との意見交換の場を設けることで、環境負荷低減に資するモーダルシフトや更なる輸送効率化等を推進する上で不可欠な施策を進めるための検討を実施。

検討事項

<短期的取組>

- ・現状における最大限の鉄道・海運の利用促進等に向けた課題整理、課題解決策の検討
- ・モーダルシフト等の取組の現状分析のためのデータの入手方策の検討

<中長期的取組>

- ・モーダルシフト等を促す関係者へのインセンティブ等の検討
- ・モーダルシフト等に向けた関係者の自主的な目標設定や行動計画の策定
- ・将来に向けたインフラ整備の検討

加工食品卸業界におけるモーダルシフトへの取組と課題

(団体名：社団法人日本加工食品卸協会)

1、モーダルシフトへの取組の現状

現状はほとんど実績はありません。

2、今後の取組課題

加工食品卸売業の物流は調達輸送と販売輸送の2つの側面がある。販売輸送は小売業を中心とした配送が主体なのでモーダルシフトは難しいが、メーカーからの仕入れである調達輸送については今後検討すべき課題ではある。ただ加工食品といえども鮮度管理がもとめられる状況から、どうしても積み替えが発生する時間ロスをどうするかが課題といえる。また卸の在庫も保管、貯蔵型から流通型に変わってきており発注から調達までのリードタイムの短縮も課題。

3、モーダルシフトの更なる推進のための要望

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に関して、加工食品卸売業者の物流拠点施設につきましても物流業者と同様に法人税・固定資産税の特例措置がうけられますよう要望します。加工食品卸売業者が効率的物流と環境負荷の小さい物流体系の実現を目指して自前で物流業務の施設を設ける場合、営業倉庫業者が物流総合効率化法の認定事業として得られる税制特例を得られず、甚だ不公平な実情にあり早期に是正をお願いする。

一般社団法人日本卸売協会について

日本卸売協会の沿革と事業

日本卸売協会の発足

平成8年6月、卸売業の近代化、合理化を目的に任意団体「日本卸売業協会」が発足しました。

平成に入ってわが国の卸売業界をめぐる環境は一段と厳しさを増し、それに対処するために代表的な消費財卸売業界が連携し、協会の発足させたものであります。

同協会は、事務局を全国卸全国卸商業団地協同組合連合会（商団連）に委嘱し、主に会員を対象に調査、セミナー・講演会等の事業を実施してきました。

しかし近年、多くの卸売業、特に中小規模卸売業は一段と厳しい経営状態に見舞われ、その危機克服と活性化が緊急の課題となっています。さらに、新たな地域商店街活性化の観点からも、卸売業の活性化の重要性が提起されてきました。

日本卸売協会として再スタート

そこで、平成21年5月より「日本卸売協会」と名称変更し、事務局運営ならびに事業計画を財団法人流通経済研究所に委託して、再出発いたしました。

さらに今後、より多くの業種の卸売業、ならびに中間流通機能などの企業の広範囲な要請に応え、かつ公的な視点からの調査研究、教育等の業務をより積極的に推進していくために、新たに「一般社団法人格」を取得いたしました。

平成21年7月から「一般社団法人日本卸売協会」として再スタートしたものであります。

具体的な事業方向

当協会では、「わが国の卸売業の近代化、合理化ならびに卸売機能の高度化を図り、もってわが国経済の発展と国民生活の安定と向上に寄与すること」を目的とし、その目的を達成するため、主に次のような事業を推進します。

- ・卸売業ならびに卸売機能に関する調査研究
- ・卸売業ならびに卸売機能に関する情報の収集と提供
- ・各種卸売機能（マーチャンダイジング機能、リテール・サポート機能、物流機能等）の高度化の推進と指導
- ・商店街活性化と卸売機能に関する調査研究、指導
- ・卸売経営技法に精通した人材の育成
- ・商店街組織、ボランティアチェーン組織等の育成、指導
- ・卸売団地、卸売集団化における共同化事業に関する調査研究、指導
- ・卸売業をめぐる環境問題、リサイクル問題などへの対応、指導

現在、日本卸売協会では、「人材育成・研修事業」や「モデル開発事業」について、全国商店街支援センター※の委託事業として実施しています。詳しくは、8ページをご参照ください。

※全国商店街支援センター・全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の4団体によって、地域商業の抱える問題を解決するために共同設立されました。人材育成事業や、専門家による商店街支援事業などににより商店街活性化をサポートします。

平成22年3月

フード・コミュニケーション・プロジェクトチーム

1. FCPの概要

(1) フード・コミュニケーション・プロジェクト(FCP)は、農林水産省が、「食」に対する消費者の信頼向上のため、平成20年度から立ち上げた取組み

(2) 消費者ニーズが多様化するなか、一律の規制ではなく、意欲的な食品事業者の取組みの活性化により、消費者の信頼向上を図ることを提案

(3) FCPでは、食品事業者の行動の「見える化」をテーマに取組みを推進

- ・あらゆる場面で、意欲的な食品事業者等の主体的な参画を働きかけ
- ・食品事業者等が、着目すべき行動のポイントを取りまとめ(「協働の着眼点」)
- ・食品事業者の行動について、「協働の着眼点」に則した情報の受発信を活性化
- ・意欲的な行動が適正に評価される機会を増大、フードチェーン全体で透明性向上

2. 平成20年度の取組

(1) 多様な関係者と農林水産省との間で「情報ネットワーク」を構築

- ・FCPの基本的な考え方に賛同する食品事業者等と情報を共有し、意見募集等を実施
- ・平成20年6月から募集を開始し、本年3月23日現在で、537社/団体が参画

(2) 作業グループによる「協働の着眼点(第1版)」を策定

- ・製造、卸売、小売の業種別、観点別に9つの作業グループを編成。計70社が参画して、計42回会議を開催
- ・「食に携わる関係者が、それぞれの立場で、また連携して消費者の信頼を高めていくために着目すべきポイント」を、現場の知恵を積み上げて作成

(3) 「協働の着眼点」の活用方策を「研究会」で検討し、提言をとりまとめ

- ・「企業行動の情報発信」「アセスメント」「地域活性化」の3テーマで、計88社/団体が参画して、計16回会議を開催
- ・平成21年度以降、FCPが推進すべき(自らも参加を希望する)研究会や実行可能性調査(パイロット事業)について、農林水産省に提言

3. 平成21年度の取組

平成21年度は、平成20年度に整えた仕組み(「協働の着眼点」)の活用事例を創ることを推進。

さらに、食品事業者等の具体的な活動を消費者、食品事業者等に伝えていく動きも本格化。

(1) 食品事業者等に対して「協働の着眼点」の活用を働きかけ

- ・パンフレット、ベーシック16等の説明資料を開発し、あらゆる機会を捉えて、FCPの主旨や取組内容を情報発信
- ・地方公共団体等と連携した普及活動や情報共有NW参加者の協力を得た説明会を重点的に実施

(2) テーマ別の研究会やパイロット事業で具体的な活用例を創出

- ・情報共有NW参加者を対象に、「協働の着眼点」の具体的な活用に関する以下のテーマ別研究会、実行可能性調査を実施

【研究会】

- 「消費者との対話のあり方」「失敗から学ぶ情報発信のあり方」「マスメディアとの意見交換のあり方」
- 「工場監査項目の標準化・共有化」「商品情報の効率的なやりとり」「フード・コミュニケーション企業行動マネジメント規格の策定」「企業力向上の場としてのマッチングフェア・商談会の活用促進」「岩手ランチ」「三重ランチ」「愛媛ランチ」「和歌山ランチ」

【実行可能性調査】

- 「FCPポータルサイトの構築・運用」「セルフアセスメントシートの開発・運用」「人材育成プログラムの開発・運用」「業務評価基準の開発・運用」等

(3) 食品事業者等の中の「協働」の取組を活性化

- ・情報共有NW参加者の中で情報共有、意見交換を活性化し、消費者の信頼向上のための調査・研究など、業種を越えた「協働」の取組が展開される機運を醸成
- ・FCPの活動を対外的に表明する基本理念、行動指針、ロゴマーク等を策定

(4) 「協働の着眼点」の持続的な改善

- ・食品事業者等と消費者、農水省等が参加する「対話」の場を試行することなどにより、「協働の着眼点」を持続的に改善する仕組みを検討
- ・情報共有NW参加者に参加を呼びかけ、「協働の着眼点(第2版)」の策定について作業グループを開催

出展企業紹介

出展企業名(19)			
年間売上高(20)		従業員数(21)	
代表者氏名(22)			
メッセージ(23)			顔写真
ホームページ(24)			
会社所在地(25)			
工場所在地(25)			
担当者(26)		e-mail(26)	
TEL(26)		FAX(26)	

製造工程（農林水産品の場合は、生産工程）等アピールポイント (27)

工場写真 (外観)	工場写真 (内部)	工場写真 (清掃状況)

品質管理情報

商品検査の有無(28)	有・無（「有」の場合⇒検査項目：_____）	
衛生管理への取組(29)	製造工程の管理	
	従業員の管理	
	施設整備と管理	
危機管理体制 【担当者・連絡先／記録】(30)		

※()内数字は、シート項目の通し番号。

展示会・商談会シート項目と着眼点との関連
 (生産者・加工業者からみたシート項目の記入目的等について)

シート項目	番号	目的と記入項目	着眼点項目
商品特性と取引条件			
実際の取引を検討する場合には、今後、下記の項目以外にも多くの項目を示していく必要がある。ここで取り上げるのは、最初の出会い(ファーストコンタクトレベル)で最低限必要とされるものである。			
商品名	(1)	【基本情報】 商品の基本情報を示す。 また、展示会・商談会では、出展商品の「アピールポイント」が何であるかを明確に示すことが必要である。 これまでの展示会・商談会では、明示されることが少なく、かつ来場者にとって、大きな関心のある項目である「最もおいしい時期」(旬)を設けている。これは、イベントで活用できる時期等でも商品の特性が最も明確になる時期が良い。	
最もおいしい時期	(2)		
賞味期限・消費期限	(3)		
主原料産地(漁獲場所)	(4)		
JANコード	(5)		
内容量	(6)		
希望小売価格	(7)		
1ケースあたり入数	(8)		
保存温度帯	(9)		
発注リードタイム	(10)		
販売エリアの制限	(11)		
最低ケース納品単位	(12)		
ケースサイズ(重量)	(13)		
認証・認定機関の許認可(商品・工場等)	(14)	【目的】 食に関わる認証・認定機関の許認可の情報を示す。 【記入項目】 該当があれば、○で囲む。 ・有機JAS、HACCP、ISO、JGAP、その他	4-(1) (2) (3) 5-(1) (2) (3) (4) (5) (6)
ターゲット	(15)	【目的】 商品をどういったお客様に販売したいのか明確ではない場合が多くみられる。展示会・商談会の来場者に、商品のターゲットを示すことで、商談の効率化等が図られる。 記述内容は、販売先(フードサービス、商社・卸、メーカー、小売、ホテル・宴会・レジャー)、性別、年齢層等どういったお客様を主な対象と考えているかを明示する。(例えば、「全て」の場合にはその根拠も。) 【記入項目】⇒自由記入 ・該当があれば、○で囲む。 (フードサービス、商社・卸、メーカー、小売、ホテル・宴会・レジャー、その他 ※FOODEX JAPANによる分類を援用した。) ・年齢・性別等属性ターゲット	6-(1) (2) 12-(1) (2) 13-(1) (2)
利用シーン	(16)	【目的】 出展商品の利用シーンを記述する。記述内容は、商品の利用方法(食べ方、関連イベント、調理例等)等、どういった利用シーンを考えているかを明示する。 【記入項目】⇒自由記入 ・利用方法 ・調理例 他	

※着眼点項目の番号は、「大項目番号－(中項目番号)」である。

シート項目	番号	目的と記入項目	着眼点項目
商品特徴	(17)	<p>【目的】 出展商品の商品特徴を記述する。記述内容は、原材料や使用した副材料の特徴、商品開発にあたり最も工夫した点、開発にまつわるエピソード等を明示する。商品に関連する着眼点の項目の記述も考えられる。</p> <p>【記入項目】⇒自由記入 ・原材料の特徴 ・開発において工夫した点 他</p>	
商品写真・一括表示	(18)	<p>【目的】 商談会・展示会に出品した商品について、バイヤー等来場者が後日確認等をしやすくするために商品写真を貼付する。 また、適切な表示を行っていることを一目で示すため、一括表示の写真を貼付する。</p> <p>【記入項目】 ・商品写真 ・一括表示(栄養分析・アレルギー表示が含まれる)</p>	5-(2) 12-(1) (2)
<p>出展企業紹介 企業名や企業規模といった基本情報に加え、「食の安全・安心」、「商品開発」への思いを示し、バイヤー等来場者が取引してみたいと考える「魅力」を伝える必要がある。</p>			
出展企業名	(19)	<p>【基本情報】 ファーストコンタクトのレベルで、多くの企業情報が要求されることはないが、「売上高」、「従業員数」は企業紹介情報として必須である。</p>	
年間売上高	(20)		
従業員数	(21)		
代表者氏名 (顔写真)	(22)	<p>★協働の着眼点との関連に特に留意する項目。</p> <p>【目的】 商談会・展示会においては、将来の取引相手として、「商品」と共にどんな「企業」であるかを示し、商品開発にかける「思い」を伝える必要がある。 また、特に消費者の「食の安全・安心」に係る取組への関心は高く、消費者からの信頼を得るために、どのような経営姿勢、基本方針、社内体制を採っているかを明確に示すことが重要である。</p> <p>【記入項目】 ・代表者の氏名 ・顔写真 ・企業理念 ・食品事業者としての基本方針 ・法令遵守への取組方針 ・食の安全・安心に関する理念 ・お客様とのコミュニケーション方針 ・食育などの取組方針</p>	1-(1) (2) (3) 2-(1) (2) (3) 3-(1) (2) (3) (4) 10-(1) (2) (3) (4) 13-(1) (2)
来場者へのメッセージ	(23)		
ホームページ	(24)	<p>【基本情報】</p>	
会社所在地	(25)		
工場所在地			
担当者、e-mail、TEL、FAX	(26)		

シート項目	番号	目的と記入項目	着眼点項目
製造工程(農林水産品の場合は、生産工程)等アピールポイント	(27)	<p>★協働の着眼点との関連に特に留意する項目。</p> <p>【目的】 食の安全・安心に係る取組等、出展企業がアピールしたい点について記述する。特に、工場内の整理整頓状況、清掃備品の取扱状況は継続的な取引を考慮する場合に重要なチェックポイントとなることを念頭にアピールできる点を整理する必要がある。</p> <p>例えば、展示会・商談会レベルから食の安全・安心のための「見える化」を意識して、バイヤー等来場者に製造工程あるいは生産工程について、フロー図を示したり、別途、貼付しても良い。</p> <p>また、関連する「協働の着眼点」項目について意識し、衛生管理への取組状況と共に、「工場写真(外観)」、「工場写真(内部)」、「工場写真(清掃状況)」等を示しても良い。この他に、品質管理に関わり、アピールポイントとなる様な設備(金属探知機、X線検査装置等)の状況を示しても良い。</p> <p>【記入項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程図 ・工場写真(外観・内部・清掃状況) ・設備投資の状況 他 	3-(1) (3) (5) 4-(3) 5-(1) (2) (3) (4) (5) (6)
<p>品質管理情報</p> <p>展示会・商談会レベルにおいても、基本的な衛生管理情報を示すことで、取引の出来る食品事業者であることを示す必要がある。記述できない項目については、今後、どの様な対応を進めていくかについて、食品事業者は検討しておく必要がある。</p>			
商品検査の有無	(28)	<p>【目的】 衛生管理に係る検査項目につき、検査結果を示し、製造現場、生産現場の安全性を示す。</p> <p>【記入項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有」の場合、検査項目 	3-(5) 5-(1) (4) (5) (6)
衛生管理への取組	(29)	<p>★協働の着眼点との関連に特に留意する項目。</p> <p>【目的】 製造現場、生産現場が安全かつ適切な食品を供給し、危害の発生を防止するための体制が整っていることを示す。</p> <p>【記入項目】⇒自由記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の管理 ・従業員の管理 ・施設整備と管理 	3-(5) 5-(1) (4) (5) (6)
危機管理体制	(30)	<p>★協働の着眼点との関連に特に留意する項目。</p> <p>【目的】 緊急時(事件及び事故発生時)における、社内体制やお客様とのコミュニケーション方法の取り決め等について示す。</p> <p>【記入項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者 ・緊急時における担当者と連絡先 ・原因究明を容易にする情報(原材料情報、品質検査記録等)の記録及び管理方法 	14-(1) (3) 16-(1) (2)

FCP 共通工場監査項目

第1.0版(試行用)

平成21年11月10日作成

FCP事務局

目次

1. FCP 共通工場監査項目概要	P. 2
(1) 前書き	
(2) 特徴	
(3) 補足	

2. FCP 共通工場監査項目	P. 5
-----------------	------

別紙： 協働の着眼点[業種別]製造版 樹形図

● 前書き

「FCP共通工場監査項目 Ver-1」は、平成21年度フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）におけるアセスメント研究会：工場監査項目の標準化・共有化分科会における成果物として策定しました。近年の食品業界における事件・事故の増加とそれに伴う消費者不安の高まりを背景に、自社や取引先の工場監査を実施する機会は増大する傾向にあります。また、各々の企業が実施している監査項目については、その目的や基本的な考え方は共通することが多いものの、その手法、項目等が監査を行う者や場面によって多種多様であり、監査を受ける側、監査を実施する側の双方にとって負担が大きくなっている傾向があります。こういった状況を受けて、当分科会ではFCPに賛同する事業者のうち、監査の効率化に関心のある事業者が集まって研究会を実施し、この成果物を協働で策定しました。監査に関わる事業者同士が、この成果物を活用することによって、相互理解を深めつつ、監査の効率化に役立てていただければ幸いです。また、この成果物は「協働の着眼点」に準じて整理しております。事業者間の共通認識のベース（土台）にたって、持続的かつ発展的な関係を構築しつつ、消費者の信頼確保に向けての活動に役立てて頂けることを願っております。

なお、多忙な中で貴重な時間を割き研究会の膨大なディスカッションに積極的な参加を頂いた事業者の皆様には厚く感謝を申し上げます。

FCP 事務局

● 特徴

1. FCP「協働の着眼点（第1版）」に準じた記述としております。
→「各監査項目の目的」については「協働の着眼点」を参考にしてください。
2. 各項目の表現はすべて“体言止め”の表現としております。
→そのままチェックシート（○×つけ等）としてご利用頂けます。
3. 抽象的と思われる表現については、基本的に以下の解釈で整理しております。
→言葉の解釈はあくまでFCP共通工場監査項目限定である旨をご了承下さい。
「業務ルール」：業務を遂行するに当たって、円滑に実施できるように定めたルール。
(大項目3「安全かつ適切な食品を提供するための体制整備」内のみに使用しております。)
(FCP共通監査項目 11番、12番、14番※1、18番)
「(個別の)ルール」：個別の業務を遂行するに当たって、円滑に実施できるように定めたマニュアル、作業手順及び基準等。
(FCP共通監査項目 56番、60番、61番、78番、79番、93番、114番)

「マニュアル」：作業の目的及び、作業方法等が記載された書類等。

(FCP 共通工場監査項目 89 番、111 番)

「作業手順」：作業の目的を達成するにあたって、個別の作業を具体的に定めたもの。(作業現場での掲示や、文書化した作業手順書等)

(FCP 共通工場監査項目 9 番、10 番、31 番、52 番、73 番、101 番)

「整備」：(書類等が) 整っている状態であること。

(FCP 共通工場監査項目 9 番、71 番、72 番、85 番、106 番、111 番、115 番、116 番)

「管理」：(書類等が) 整っている状態であるのみならず、更新をしていること。コントロールをしていること。

(FCP 共通工場監査項目 23 番、27 番、80 番、98 番、109 番)

「設定」：業務を遂行するにあたって、ルール、マニュアル、作業手順等を定めること。

(FCP 共通工場監査項目 23 番、25 番等)

※実施状況を“現場確認”することが現実的に難しい場合にも使用(「設定」状況のみの確認)

(FCP 共通工場監査項目 78 番、114 番)

4. ※印や、注釈にて用語の定義、解釈を記載しております。

→各監査項目について、より一層の理解を深めるための参考となります。

※＝「用語の定義」：FCP 共通工場監査項目の全項目に共通する用語の定義

注＝「用語の説明」：該当項目のみに関しての用語の説明

● 補足：工場監査の目的

工場監査というと、「合格点が取れたか?」「前年より点数が上がったか?」「多大なチェック項目をなんとか今年はクリアできた!」などと一喜一憂してしまうものですが、本来の工場監査の目的を見失ってしまえば、せっかくの投入した手間や時間、資金も、何の効果も得られなくなってしまうかもしれません。

人にそれぞれ特徴があるように、食品事業者は多様な商品を製造しており、またその製造方法もさまざまです。似たような商品を製造する場合であっても、自動化の進んだ製造ラインや、むしろ人の手をかけた製法もあります。離乳食・病院食のようなリスクに弱い方たちのための商品もあり、それぞれの現場によって必ず違いがあるものです。ましてや、商品のライフサイクルはますます短くなってきています。マーケットの変化に応じて、製品やそれを作る工場とその抱えるリスクは、常に変化するものであるという事を肝に銘じておかなければなりません。

さらに、工場を管理する人(工場長、現場のライン長等)や、製造ラインで働く人(パートやアルバイトも含む現場従事者)も、未来永劫同じ人がその業務に従事しているわけではありません。どれだけ立派な施設があっても人次第でリスクは大きく変化します。

このように多種多様で変化するリスクを、商品を消費者に届けるまでに適切に低減するためには、それぞれの事業者が自らの商品とその製造現場の情報に基づいて、自律的

にマネジメントをする必要があります。事前に想定されるリスクを把握し、そのための対策をあらかじめ講じることが必要になってきます。

「賞味期限・消費期限が短い製品（チルド品等）を安定的に製造・供給するためには」

「温度変化に弱い製品（冷凍食品）を安定的に製造・供給するためには」

「工場を管理する人の管理方法はどうなっているのだろうか」

「現場では、パートやアルバイトにいたるまでPDC Aが浸透しているだろうか」

定められたことが定められた通りできているか、その管理方法で十分にリスクを低減できているか、そういったことを現場で確認するのが工場監査の目的であります。

つきつめれば、工場監査の最終目標はお客様（消費者）の信頼確保かもしれません。最近は、「お客様基点」「コンプライアンス基点」の姿勢が問われるようになってきていますが、その基本はまず製造現場での取り組みを正直に提示することです。

このように考えると、工場監査とは単に監査結果の点数ではなく、取引を通じた事業者間の持続性・信頼性の確保につながるものでなければならぬと気づかされるのではないのでしょうか。製造業者のみならず、卸売業、小売業も含めたサプライチェーンが「消費者の信頼確保」に向けて、共通の目線・認識をもって日々の事業活動に臨んでいただけることを、心から願っております。

：工場監査項目の標準化・共有化 分科会 ファシリテーター 杉浦嘉彦

F C P 共通工場監査項目 試行版

2009年11月10日

F C P 事務局

【協働の着眼点・大項目1】 『お客様を基点とする企業姿勢の明確化』			
(1) 【経営姿勢の社内外への明示】			
① 経営者が、お客様を基点とする基本的考え方に基づいて、安全かつ適切な食品を提供する責任を認識しており、その姿勢を社内外に示している			
1	経営者または工場長などがお客様を基点とする考えを持っており、その姿勢についての社内外への明示		
【協働の着眼点・大項目2】 『【コンプライアンスの徹底】			
(1) 【基本方針の保持】			
① 法令遵守に真摯に取り組む方針を示している			
2	法令遵守の取組みの社内外への明示		
(2) 【遵守事項の明確化及び遵守の確認体制の整備】			
① 遵守しなければならない法令及び基準を明確にしている			
3	遵守義務のある法令及び基準の明確化		
② 明確化した遵守しなければならない法令及び基準について随時、適切に更新している			
4	遵守義務のある法令及び基準の更新		
③ 責任者を明確にして、遵守事項の管理及び遵守の確認を行っている			
5	遵守事項の管理及び遵守の確認を行う責任者の設置		
(3) 【従業員教育】			
③ 従業員のコンプライアンスに対する意識を高める活動を行っている			
6	従業員のコンプライアンスに対する意識向上活動の実施		
【協働の着眼点・大項目3】 『安全かつ適切な食品の提供をするための体制整備』			
(1) 【方針及び業務ルールの策定及び更新】			
① 企業理念または方針の中に、安全かつ適切な食品の提供に取り組む姿勢を盛り込んでいる			
7	安全かつ適切な食品の提供に取り組む姿勢を盛り込んだ企業理念や会社方針等の策定		
8	策定した企業理念や会社方針等の周知の実施		
② 安全かつ適切な食品の提供のための業務ルールを定めている			
9	仕様書等（製品仕様書、原材料・資材規格書、製造標準書、作業手順書等）の整備		
10	仕様書等（製品仕様書、原材料・資材規格書、製造標準書、作業手順書等）の必要に応じた更新		
11	開封原料・仕掛品・製品リパックなどの工程戻しの業務ルールの設定		
③ 食品の安全性及び適切性に関する新しい情報を常に収集している			
12	関連法規等の改正に伴う業務ルールの見直しの実施		
13	情報収集のための担当者の設置		
(2) 【方針の周知及び業務ルールの教育体制の整備】			
② 安全かつ適切な食品の提供のための業務ルールを従業員に教育する体制を整備している			
14	教育・研修プラン（※1）の設定と教育の実施		
※1 研修プラン： 一般的な業務ルール、新人教育、階層別教育、衛生に関する教育、製造に関する教育などのプラン			
15	教育・研修の実施記録の保管		
(3) 【業務の適切な実施を確認する体制の整備】			
① 業務ルールに基づいて業務が行われているかについて、日常的に確認を行っている			
16	日常的に確認すべき項目の明確化		
17	責任者（現場責任者など）による業務実施記録の確認		
18	業務ルールからの逸脱時の対応方法の明確化、及び逸脱が発生した場合には記録の保管		
② 業務ルールに基づいて業務が行われているかについて、自社内の別担当または第三者機関が監査を行っている			
19	確認すべき監査項目の明確化		
20	内部監査の実施		
(4) 【方針及び体制の社外への公開】			
① 安全かつ適切な食品を提供するための方針及び社内体制を、社外に公開している			
21	安全かつ適切な食品を提供するための方針の社内外への明示（※2）		
※2 明示の方法は、各会社による（ホームページ・パンフレットなど）			
(5) 【危害要因の分析及び管理方法の選定】			
② オペレーションを工程図にし、現場の実態と合っているか確認し随時更新している			
22	工程図があり、現場の実態と合っていることの確認		
③ 調達物資の調達から食品の製造、販売までの過程の危害要因を洗い出し、分析し、管理方法を定めている			
23	原材料の受け入れから製品の出荷までの重要な問題が発生しそうな点の洗い出しと、管理方法の設定		

【協働の着眼点・大項目4】 『調達における取組』			
(3) 【調達物資の保管及び管理】			
① 調達物資に応じた条件下で保管及び管理している			
24	防虫・防鼠対策の実施		
25	調達物資（原材料など）の必要に応じた保管条件 ^(※3) の設定		
26	調達物資（原材料など）の必要に応じた保管条件 ^(※3) の遵守		
※3 保管条件とは、「温度管理」「湿度管理」「アレルギー物質を含む特定原材料との交差汚染の防御措置」「その他製品特性によって定めた項目」など。			
27	不良品、返品との区分管理の実施		
② 調達物資の適切な保管及び管理を行うために、適切な施設または設備を備え、管理している			
28	温度計の校正の実施		
29	保管施設の清掃の実施		
③ 調達した原材料の使用期限を、設定及び管理している			
30	先入れ、先出しなどの仕組みの設定		

【協働の着眼点・大項目5】 『製造における取組』			
(1) 【製造工程の管理】			
① 食品製造用の設備及び器具の食品接触面を清潔に保っている			
31	製造機器・器具・備品の食品接触面の清掃・洗浄の作業手順の設定		
32	製造機器・器具・備品の食品接触面の清掃・洗浄の定期的な実施		
② 食品製造で使用する水は飲用適であり、安全な方法で処理及び維持管理している			
33	食品製造で使用する水の供給方法の把握（上水、井水、地下水、貯水タンク、直結など）		
34	食品製造で使用する水の定期的な水質検査の実施		
③ 食品に応じた加熱、冷却、乾燥及び包装を適切な条件下で行えるよう管理している			
35	加熱、冷却、乾燥及び包装の管理基準 ^(※4) の設定		
※4 管理基準とは「科学的根拠を持った安全を担保できる基準」を言う。			
36	加熱、冷却、乾燥及び包装の管理記録の保管		
37	加熱、冷却、乾燥及び包装の条件逸脱時の対応記録の保管		
④ 異物混入の防止、異物の検出及び異物の除去に取り組んでいる			
38	備品類の混入防止対策の実施		
39	工場入室時の毛髪・埃除去作業（粘着ローラー、エアシャワーなど）の実施		
40	異物検知時の除去、および再発防止対策の確認		
41	製造工程中におけるカビの付着・結露水・ホコリ等による汚染防止対策の実施		
42	製造工程中の機器・設備の破損やねじ等の脱落がないことの確認		
⑤ 微生物及びアレルギー誘起物質の交差汚染を防ぐ対策をとっている			
43	アレルギー物質の把握		
44	交差汚染が起きにくいような、原材料・製品・包材の動線の確保		
⑥ 製造工程中の食品の品質及び衛生検査を行っている			
45	原材料の品質検査 ^(※5) 及び必要な場合は衛生検査の実施		
46	最終製品の品質検査 ^(※5) 及び必要な場合は衛生検査の実施		
※5 品質検査とは、「製品により本来保持すべき品質を確認するために、目視・官能・理化学分析・微生物分析など、製品に応じて設定する検査」			
47	品質検査記録、衛生検査記録の保管		
48	施設・設備の衛生検査の実施		
(2) 【適切な表示の実施】			
① 適切に設定された、賞味期限または消費期限を食品に表示している			
49	科学的根拠に基づいた賞味期限表示・消費期限表示の実施		
② 原材料の情報及び製造した食品の情報のリンクを適切に行っている			
50	原材料及び製品に関する表示のための情報入手の実施		
51	製品等のロットごとのサンプルの保管		
③ 包装への印字を適切に行うよう、製造した食品及び印刷機の管理を行っている			
52	ラベル表示が正しく行われるための作業手順の設定		
53	印刷機を使用している場合、印刷機の点検の実施		
④ 印字された表示が適切であることを確認している			
54	ラベル表示が正しく行われているかの確認作業の実施		
55	ラベルのサンプルの保管を実施		

(3) 【食品の保管及び管理】			
① 食品に応じた条件下で保管及び管理している			
56	保管のルール（直置き禁止、先入れ・先出し、アレルゲン物質区分など）の設定		
② 出荷前に食品の品質検査及び衛生検査を行っている			
57	品質検査 ^(※5) 及び必要な場合は衛生検査のルールの設定		
<small>※5 品質検査とは、「製品により本来保持すべき品質を確認するために、目視・官能・理化学分析・微生物分析など、製品に応じて設定する検査」</small>			
58	品質検査 ^(※5) 時の判定責任者の設定		
59	品質検査記録、衛生検査記録の保管		
③ ロット間の誤混入が起らないよう食品を取り扱っている			
60	保管及び保管状態の点検についてのルールの設定		
61	保管及び保管状態の点検についてのルールの実施		
62	工程・倉庫内における整理整頓の実施（区分管理、先入れ・先出しの実施などを含む）		
63	製品ロットごとに原材料ロットをトレースできる手順の明確化		
64	原材料のロット記録の保管		
65	製品のロット記録の保管		
(4) 【工場での従業員の衛生管理】			
① 健康状態が適切でない従業員が、工場内に立ち入らない対策をとっている			
66	健康診断の定期的な実施		
67	検便検査の定期的な実施		
68	入室時の個人衛生状況の確認の実施		
69	個人衛生管理に関する教育の実施		
70	体調不良者への正しい対処の実施		
② 従業員の衛生状態が維持されるよう、工場での衛生管理を行っている			
71	入室時の手洗い設備の整備		
72	トイレの手洗い設備の整備		
③ 工場での食品汚染を招きかねない行為を明確に禁止している			
73	作業者の衛生的な入室手順の遵守		
74	作業場内での飲食・喫煙の禁止		
75	個人所持品の持ち込みの禁止		
76	指定外の工具・文具の持ち込み制限の実施		
77	食品衛生に関する従業員教育の実施		
78	作業服・靴の運用ルールの設定		
④ 工場への訪問者は、従業員と同等の個人衛生規定を守らなければ入場できないよう取り決めている			
79	加工場内入場者への対応ルールの設定		
80	侵入防止のためのセキュリティー管理（施錠など）の実施		
(5) 【施設及び設備の設置】			
① 施設の立地（土壌、水質及び空気）が重大な汚染にさらされていないことを確認している			
81	工場・施設周辺に悪臭・煙・塵埃の発生源がないことの確認		
82	使用する水の定期的な水質検査の実施		
② 施設の内部構造、及び窓やドア等の付属品を、耐久性に優れ、メンテナンスがしやすく、必要な場合には消毒可能なものになっている			
83	施設の清掃・洗浄方法の設定		
84	施設の清掃・洗浄方法の実施		
③ 工場内に換気設備を設置している			
85	空調システムを結露とカビの発生を抑えられるよう整備		
④ 衛生的な作業に十分な照明設備を設置している			
86	照明器具についての破損対策の実施		
87	作業に十分な照度を有する照明の設置		
⑤ 食品製造に使用する設備は、衛生的な取り扱いに適したものを選定し、配置している			
88	衛生的（消毒作業が容易など）かつ異物混入（塗装など）の原因とならない機器の設置		
89	機械の洗浄マニュアルの設定		
⑥ 施設、設備及び器具のメンテナンスのための用具を設置している			
90	装置に適した洗浄機器の設置		
91	メンテナンスのための洗剤・薬剤・用具の保管設備の設置		

(6) 【施設及び設備の管理】			
① 有害小動物（鼠及び昆虫等）の駆除及び侵入防止を行っている			
92	有害小動物の外部からの進入防止策の実施		
93	有害小動物の駆除についてのルール（効能、残留性、作業手順など）の設定		
94	有害小動物の駆除作業（専門業者への委託も含む）の定期的な実施		
95	有害小動物の駆除の実施記録の保管		
96	廃棄物保管庫内の清掃の実施		
97	モニタリング結果に基づいたベストコントロールの実施		
② 有害小動物の駆除及びクリーニング用等の薬剤について、適切な保管及び使用用途の管理を行っている			
98	薬剤類は施錠可能な場所に保管するなどの、定位置管理の実施		
99	薬剤類の管理責任者の設定		
100	薬剤類の使用記録の保管		
③ 食品の汚染が起こらないように排水及び廃棄物の処理を行っている			
101	排水設備ならびに廃棄物保管庫の衛生的な清掃の作業手順の設定		
102	排水設備の定期的な清掃の実施		
103	廃棄物は密閉管理を行い、原材料・半製品・製品とは別区画での保管		
104	排水処理の検査記録の保管		
105	マニフェスト（廃棄物処理業者の記録）の保管		

【協働の着眼点・大項目10】『お客様とのコミュニケーションのための体制整備』			
(3) 【情報の収集、管理及びお客様対応体制の整備】			
② お客様対応担当とその関係者が連携して対応する体制を整備している			
106	お客様対応窓口と関連部署との連携体制の整備		
④ お客様から収集した個人情報の保護措置をとっている			
107	お客様から収集した個人情報の保護措置の実施		
(4) 【情報提供体制の整備】			
① お客様に情報提供する責任者を明確にしている			
108	お客様に情報提供する責任者の設定		

【協働の着眼点・大項目11】『お客様からの情報収集、管理及び対応』			
(2) 【収集した情報の管理】			
① お客様から収集した情報を集約して管理している			
109	お客様から収集した情報の集約管理		
(3) 【適時、適切なお客様対応】			
① お客様からの問い合わせに対して、正確な情報を提供できるように対応している			
110	お客様からの問い合わせに対する正確な情報提供の実施		
② お客様からのクレームに適切に対応している			
111	お客様からのクレームへの対応についてのマニュアルの整備		
112	お客様からのクレームへの対応記録の保管		
113	責任者によるクレーム終了確認の実施		

【協働の着眼点・大項目14】『緊急時を想定した自社体制の整備』			
(1) 【緊急時対応体制の整備】			
① 緊急時における社内の各担当の責任及び役割をあらかじめ定めている			
114	事件・事故などの緊急時の対応ルールの設定		
115	緊急時の社内連絡体制の整備		

【協働の着眼点・大項目15】『緊急時の自社と取引先との協力体制の整備』			
(2) 【協力して取り組むための緊急時対応体制の整備】			
② 緊急時対応中における情報交換が適時、的確にできるための連絡体制を整備している			
116	緊急時の取引先との連絡体制の整備		

平成21年度活動内容

日食協 平成21年度業務日誌 社団法人 日本加工食品卸協会

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
4月1日			主務官庁担当者新旧交替挨拶・業界新聞取材
4月2日	物流問題研究会PJ		理事会資料作成・各委員会案内配信
4月3日	EDI W・G		環境数値標準化実務打合
4月6日			理事会資料作成・新規加入会員要請
4月7日	商品開発研究会		環境数値算定標準化実務打合
4月8日			会長業務報告まとめ・委員交替挨拶
4月9日			会長業務報告・理事会提出資料校正
4月10日			日食協市場活性化委員会
4月13日	環境数値実務委員会		理事会・総会案内文書作成・会員台帳メンテナンス
4月14日	業務監査・情シ研専門部会	関東支部業務監査	一般紙取材対応・理事会資料作成・原稿入稿
4月15日	労務管理研究会		食品団体連絡協議会
4月16日			公益法人制度改革セミナー・環境問題検討委員会
4月17日			経産省下請法取引適正化説明会・理事会準備
4月20日			公益法人移行準備打合・理事会会場打合
4月21日	物流問題研究会		会長業務打合・理事会資料作成
4月22日			定時総会案内準備・関東支部総会案内準備
4月23日	正副会長会議・理事会		定時総会案内準備
4月24日		関東支部流通業務委員会	定時総会案内発送・関東支部定時総会案内資料作成
4月27日			業界新聞取材対応・理事会議事録作成
4月28日			流通システム標準普及推進協議会設立総会
4月30日	執行運営委員会		環境数値協議会委員長業務打合

5月1日			公益法人制度改革移行準備業務打合
5月7日			システム標準化事業打合・委員新旧交替挨拶
5月8日	情報システム研究会		全国食品缶詰公正取引協議会常任理事会
5月11日			政策委員長業務打合・環境システムベンダー業務打合
5月12日			政策委員会・賛助会員幹事店会資料準備
5月13日	政策委員会・賛助会員幹事店会	・EDI W・G	賛助会員幹事店会まとめ
5月14日	システム専門部会		缶詰関係団体専務会・総会準備資料校正
5月15日			会長業務報告・日本チェーンストア協会総会
5月18日	百貨店共同配送PJ・新型インフルエンザ対策PJ		理事会・総会資料準備
5月19日	環境数値実務委員会		販促金EDIプレゼン・会計ソフトバージョンアップ
5月20日		北海道支部W・G交流会	理事会・総会資料準備
5月21日			公認会計士アドバイザー業務・総会準備打合
5月22日			農水省FCP業務打合・支部会計決算書類作成
5月25日		関東支部流通業務委員会	会長業務打合・理事会総会資料送付準備
5月26日	環境数値実務委員会		政策委員長業務打合・日食協総会・缶詰公取協総会
5月27日	法務研究会		証明書電子管理・効率的食品流通取引基盤事業打合
5月28日			外食品卸協会30周年式典
5月29日	理事会・定時総会		年会費請求準備・会計入力

6月1日			食料品都市内物流円滑化協議会総会・会報発送準備
6月2日			取材対応・ファイネットユーザー会
6月3日		東北支部総会	理事会・総会議事録作成
6月4日	環境数値実務委員会		支部決算書作成・効率的食品流通取引基盤事業委員会
6月5日	環境数値実務委員会		静岡食品卸同業会総会
6月8日		近畿支部総会	関東支部総会準備
6月9日		中国支部総会	関東支部幹事会準備

6月10日			新会計基準変更業務打合・議事録作成
6月11日	情報システム研究会・ネットワーク検討会		議事録作成・事業活動報告作成
6月12日			社員研修会講師・関東支部総会準備資料作成
6月15日			缶詰関係団体専務会・関東支部長業務打合他
6月16日	情報システム研究会専門部会		業界紙取材対応・効率的流通基盤事業打合
6月17日		東海支部総会	議事録作成・団体連絡協議会
6月18日	EDI W・G		全米販業務打合・
6月19日	労務管理研究会		食品検査協会評議員会
6月22日			関東支部定時総会準備・労働保険料振込事務
6月23日		関東支部総会	年会費入金処理
6月24日			監査法人アドバイザリー・東京23区清掃協議会
6月25日			米トレサ法説明会・神奈川食品卸同業会総会
6月26日	返品実態調査委員会		関東支部定時総会議事録作成
6月29日	物流問題研究会		事業報告書提出・eBASEプレゼン
6月30日	執行運営委員会		流通効率化推進協議会

7月1日			振込記帳・行事日程表作成
7月2日	環境数値実務委員会	四国支部総会	展示会研修・会計伝票記帳
7月3日		九州沖縄支部総会	新バージョン予算表作成・保存資料整理
7月6日			ファイネット業務打合・HP情報公開記事作成
7月7日		北海道支部総会	BCP実務研修会開催案作成
7月8日	法務研究会		ふるさと食品全国フェア実行委員会
7月9日			経産省取引実態調査打合・アドバイザー業務
7月10日			取引慣行改善に関する打合・日経取材対応
7月13日	返品実態調査委員会		缶詰関係団体専務会・各委員会会議用資料作成
7月14日	情報システム研究会		会報原稿入稿・給料事務
7月15日	環境数値実務委員会		事故米穀経営支援協議会総会・日本総研・三菱総研打合
7月16日			展示会・食品産業文化振興会セミナー
7月17日			業界新聞取材対応・年会費入金確認
7月21日	環境数値実務委員会		セミナー案内準備・返品実態調査用紙準備
7月22日	EDI W・G		セミナー打合・企業団体連絡協議会・会長業務打合
7月23日		関東支部流通業務委員会	会報原稿校正・改正省エネ法ガイドライン編集
7月24日	情報システム研究会専門部会		取引慣行ヒアリング・会報原稿校正
7月27日			関東支部商品研修会準備
7月28日		北陸支部総会	会報配布準備作業
7月29日	環境問題対応W・G		会報原稿校正・会報発送準備
7月30日			有識者との意見交換・案内文書配布準備
7月31日			公益法人移行セミナー

8月3日		環境数値実務委員会	会報及びセミナー案内・アンケート発送準備
8月4日			農水省局次長新任挨拶・流開センター取材対応
8月5日			アドバイザー業務・フードディフェンス打合
8月6日			情報システム研究会企画打合・講演原稿起稿
8月7日	執行運営委員会		物流コスト算出書込表作成・新会計基準予算インプット
8月10日			メーカー・卸間統一伝票打合・環境関連業務打合
8月11日			講演原稿起稿・セミナー会場打合
8月12日			資料整理・セミナー参加者名簿メンテ
8月13日			WLB推進事業打合・卸売統計調査資料作成
8月14日			BCP研修会準備
8月17日			日スパ専務理事業務打合・事故米穀協議会打合
8月18日			返品アンケートまとめ打合・講演会企画打合
8月19日			熊本親熊会講演・親物流コストまとめ
8月20日			セミナー受講者メンテ・新会計入力

8月21日			新会計入力業務
8月24日			ネットワーク検討会準備打合・フーデックス打合
8月25日		流通業務委員会	新物流コスト実態調査資料作成・会員向け情報配信
8月26日	EDIW・G		メーカー・卸間統一伝票業務打合
8月27日	労務管理研究会		日本卸売協会事業に関する打合・BCPセミナー準備
8月28日			環境調査票記入・セミナー受講準備
8月31日			省エネ法再改正への対応に関する業務打合
9月1日			省エネ法再改正への対応に関する業務打合
9月2日			國分会長業務打合・農水省食品環境対策室打合
9月3日	ネットワーク検討会		商品研修会実施計画打合・セミナー次第作成
9月4日	物流問題研究会		環境調査票記入作成・催事案内作成
9月7日			缶詰関係団体専務会・セミナー案内作成
9月8日			BCP実践セミナー・食品環境対策室業務打合
9月9日	執行運営委員会		JEDIC総会・研修会案内作成
9月10日	情報システム研究会		情報システム研修会企画打合
9月11日			業界新聞取材対応・小売業団体BCP打合
9月14日			税務問題対応W・G議案検討・事務局会議準備
9月15日		東北支部商品研修会	研修会案内送付準備
9月16日	法務研究会		各種委員会開催案内作成配信・郵送
9月17日	情報システム研究会専門部会		流通経済研究所セミナー講師
9月18日	税務問題対応W・G		卸小売連携モデル開発研究会・パイン開拓研究会
9月24日			農林水産省食品流通昨日合理化支援事業打合
9月25日			全国食料産業クラスター協議会・ふるさと食品全国フェア
9月28日			食品ロス削減に向けた国民フォーラム
9月29日		流通業務委員会	省エネ法改正ガイドライン作成打合
9月30日	EDI W・G		効率的食品流通取引基盤確立推進事業検討委員会
10月1日			環境自主行動計画調査票作成・デジタルジャパン講演会
10月2日			アドバイザー業務・日本卸売協会業務打合
10月5日			環境数値算定標準化協議会
10月6日			所管省定款案提出・環境調査票案提出
10月7日			缶詰関係団体専務会・JII業務打合・展示会見学会
10月8日			会長業務打合・返品実態調査問い合わせ
10月9日			第26回異業種交流委員会・流通システム研究センター打合
10月13日	執行運営委員会		公益認定等委員会提出資料作成
10月14日			企業・団体連絡協議会、会報原稿起稿・税制改正要望書作成
10月15日	返品実態調査委員会		フードチェーンの維持に向けた検討会
10月16日	情報システム研究会専門部会		研修会場打合
10月19日			政策委員会資料作成・講演原稿起稿
10月20日			公益認定等委員会窓口相談・賛助会員幹事企業打合
10月21日	政策委員会・情報システム研究会		研修会資料準備
10月22日		関東支部商品研修会	会計データ入力
10月23日			流通システム標準普及推進協議会業打合・業界ヒアリング
10月26日	業務監査		理事会資料準備・返品実態調査最終データエントリー
10月27日	労務管理研究会		情報システム研修会資料準備・返品実態調査資料集計
10月28日	情報システム研修会		会報発送準備
10月29日	商品開発研究会		会報発送準備
10月30日			会長業務打合・会報発送
11月2日			卸売勉強会・理事会資料準備
11月4日			理事会資料準備・実務研修会資料作成
11月5日	正副会長会議・理事会		HPデータ届け・会計伝票入力

11月6日			返品実態調査の数値精査作業
11月9日	物流問題研究会		缶詰関係団体専務会・流通雑誌取材対応
11月10日	全国事務局会議	経営実務研修会	会計元帳出力
11月11日	政策委員会・賛助会員幹事店会		研修会資料作成
11月12日		東北支部経営実務研修会	理事会議事録作成
11月13日			新会計基準入力
11月16日		東海支部共催合同懇談会	賛助会員幹事店会資料まとめ
11月17日	法務研究会		賛助会員幹事店会資料まとめ
11月18日		関東支部流通業務委員会	地域物流円滑化セミナー・フードチェーン維持検討会準備
11月19日		北陸支部経営実務研修会	年末調整説明会参加
11月20日	情報システム研究会専門部会		賛助会員幹事店会意見交換会名簿作成
11月24日			会報原稿起稿・議事録署名押印
11月25日			卸研フォーラム・エコストアのあり方に関する打合
11月26日	EDI W・G卸研賛助会員合同意見交換会		地方銀行フードセレクション
11月27日		北海道支部懇談会	日程調整・会計事務
11月30日			日本卸売協会フォーラム・鮮度管理ヒアリング

12月1日		九州沖縄支部協議会	返品実態調査まとめ
12月2日	執行運営委員会		福島県観光交流局業務打合・臨時理事会案内作成
12月3日	情報システム研究会		独占禁止法改正説明会・菓子生販合同セミナー
12月4日			会報原稿起稿・返品実態まとめ
12月7日			フードチェーンの維持に向けた検討会
12月8日			会報原稿起稿・返品実態分析
12月9日			食品関連団体連絡協議会・RFIDに関する打合
12月10日			会長業務打合・返品実態調査分析
12月11日	返品実態調査委員会		会報原稿入稿
12月14日			卸売業・小売業連携のモデル検討委員会
12月15日	情報システム研究会専門部会		返品実態調査地域別分析
12月16日		関東支部流通業務委員会	年末ご挨拶対応・BCP対策資料作成
12月17日	労務管理研究会		物流実態調査取材対応
12月18日			缶詰関係団体専務会・公益社団法人移行業務打合
12月21日			公益社団法人認定申請書類作成・書類整理
12月22日			米トレサ法説明会・書類整理
12月24日			返品実態調査総まとめ
12月25日			返品実態総まとめ・会報発送準備
12月28日			EDP費調査分析・関東支部返品調査レポート
12月29日			会報発送・返品実態調査分析
12月30日			年末業務納め・年末挨拶回り

1月5日	賀詞交換会		新年業務開始・新年挨拶回り
1月6日			缶詰業界新年賀詞交換会
1月7日			返品実態調査校正・流通BMS業務打合
1月8日			流通システム標準化事業打合・返品実態調査レポート案配布
1月12日			缶詰団体専務会・業界標準化業務打合
1月13日			JILS賀詞交換会・在庫回転日数調査集計
1月14日			日本外食品卸協会・日本VC協会・流開センター賀詞交換会
1月15日	返品実態調査委員会		日本チェーンストア協会新年賀詞交換会
1月18日	物流問題研究会		業界団体広告打合・返品実態調査総まとめ
1月19日			優良経営食料品全国コンクール表彰式
1月20日	法務研究会		在庫回転日数調査まとめ・支部予算書き込み表作成
1月21日	EDI W・G		商品展示会研修・JF新年賀詞交換会
1月22日		関東支部流通業務委員会	返品実態調査資料印刷打合
1月25日	臨時理事会・執行運営委員会		役員改選のご意向調査について

1月26日	情報システム研究会		公益認定等委員会窓口相談
1月27日			研修会講師選定リスト打合・緊急災害時の供給体制調査
1月28日	情報システム研究会専門部会		統一伝票に関する業務打合・異業種交流会準備
1月29日			異業種交流委員会準備・リテールサポート研修会受講案内

2月1日			FCP業務打合・Mdb業務打合・卸売統計調査依頼文作成
2月2日			所管省監査・会長業務打合・FUDEX案内
2月3日			経産省業務打合・業界新聞取材対応
2月4日			アドバイザー業務打合・執行運営委員打合
2月5日			異業種交流委員会・会計事務
2月8日			升喜偲ぶ会・業務監査準備
2月9日			缶詰団体専務会・共同広告打合
2月10日			所管省監査・トレードショー参観
2月12日			収支予算準備資料作成
2月15日			新年度事業計画案策定・研修会名簿作成
2月16日			フードチェーン維持のための検討会
2月17日			展示会参観・リテールサポート研修会準備
2月18日		近畿支部講演会	方針説明会・クレーム集計
2月19日	EDI W・G		研修企画打合・
2月22日			日本卸売協会臨時総会・災害時供給リストまとめ
2月23日			講演会テープ起こし・会計事務
2月24日		関東支部流通業務委員会	委員引継ぎ挨拶・関東支部予算案作成
2月25日	執行運営委員会		商品クレーム集計作成
2月26日	労務管理研究会		緊急災害時供給リスト作成

3月1日			講演会テープ起こし・委員会案内作成
3月2日			容り法に関する普及啓発打合・銀行記帳
3月3日			連合広告企画打合・講演会テープ起こし
3月4日			リテールサポート研修会・流通効率化推進協議会
3月5日			缶詰試買検査会・公益認定業務
3月8日	情報システム研究会		缶詰関係団体専務会
3月9日			長野県食品問屋連盟定時総会
3月10日	情報システム研究会専門部会		収支予算表作成
3月11日	物流問題研究会		百貨店共同配送PJ・会長業務報告打合
3月12日	商品開発研究会		政策委員長業務打合・収支予算案作成
3月15日			中食連W・G業務打合・緊急災害時の書類メンテ
3月16日	法務研究会		経済産業省業務打合
3月17日	環境問題対応W・G		政策委員会資料作成
3月18日			食農連携機能高度化検討委員会
3月19日			食品流通構造改善促進機構臨時理事会
3月23日	EDI W・G		食流機構臨時理事会議事録押印・会報配送業務
3月24日	政策委員会		賛助会員幹事展開準備資料作成
3月25日			卸・小売連携モデル検討会
3月26日		関東支部流通業務委員会	支部別新年度活動予算
3月29日			会長業務打合・経済産業省流通効率化に向けた打合
3月30日			効率的食品流通取引基盤確立推進事業検討委員会 モーダルシフト等推進官民協議会
3月31日			事業報告書作成

会 員 動 向

会 員 ・ 事 業 所 会 員 ・ 賛 助 会 員 動 向 表

会 員 ・ 事 業 所 ・ 賛 助 会 員 動 向 推 移 表
平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 現 在
社 団 法 人 日 本 加 工 食 品 卸 協 会

年 度	会 員	前 年 増 減 数	事 業 所	前 年 増 減 数	賛 助 会 員	前 年 増 減 数	団 体 会 員	前 年 増 減 数	合 計	前 年 増 減 数
平成22年	1 4 9	▲ 1	1 3 6	▲ 1 2	1 3 3	0	3	0	4 2 1	▲ 1 3
21年	1 5 0	▲ 7	1 4 8	▲ 6	1 3 3	1 3	3	0	4 3 4	0
20年	1 5 7	▲ 8	1 5 4	▲ 4	1 2 0	▲ 1	3	0	4 3 4	▲ 1 3
19年	1 6 5	▲ 6	1 5 8	6	1 2 1	2	3	0	4 4 7	2
18年	1 7 1	▲ 7	1 5 2	4	1 1 9	1 8	3	0	4 4 5	1 5
17年	1 7 8	▲ 1 1	1 4 8	▲ 2 1	1 0 1	▲ 1	3	0	4 3 0	▲ 3 3
16年	1 8 9	▲ 3	1 6 9	▲ 2	1 0 2	0	3	0	4 6 3	▲ 5
15年	1 9 2	▲ 8	1 7 1	▲ 1 0	1 0 2	▲ 1	3	0	4 6 8	▲ 1 9
14年	2 0 0	▲ 6	1 8 1	1	1 0 3	0	3	0	4 8 7	▲ 5
13年	2 0 6	▲ 2	1 8 0	3 3	1 0 3	▲ 2	3	0	4 9 2	2 9
12年	2 0 8	▲ 1 8	1 4 7	1	1 0 5	▲ 1	3	0	4 6 3	▲ 1 8
11年	2 2 6	▲ 2 1	1 4 6	3	1 0 6	▲ 5	3	0	4 8 1	▲ 2 3
10年	2 4 7	▲ 1 5	1 4 3	8	1 1 1	1	3	0	5 0 4	▲ 6
9年	2 6 2	▲ 1 1	1 3 5	▲ 1	1 1 0	0	3	0	5 1 0	▲ 1 2
8年	2 7 3	▲ 1 3	1 3 6	5	1 1 0	▲ 2	3	0	5 2 2	▲ 1 0
7年	2 8 6	▲ 7	1 3 1	▲ 1 8	1 1 2	0	3	0	5 3 2	▲ 2 5
6年	2 9 3	▲ 1 3	1 4 9	1	1 1 2	▲ 1	3	0	5 5 7	▲ 1 3
5年	3 0 6	1	1 4 8	1 0	1 1 3	▲ 3	3	0	5 7 0	8
4年	3 0 5	2	1 3 8	0	1 1 6	0	3	0	5 6 2	2
3年	3 0 3	0	1 3 8	3	1 1 6	0	3	0	5 6 0	3
昭和62年	2 9 7	▲ 1 8	1 3 6	0	1 1 5	▲ 2	4	0	5 5 2	▲ 2 0
55年	3 3 3	----	1 3 5	----	1 1 6	----	4	----	5 8 8	----

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H21. 04. 01現在	150	148	133	3	434
新規加入	2	10	0	0	12
退会	3	22	0	0	24
H21. 09. 30現在	149	136	133	3	421

支部別会員及び事業所会員内訳

平成22年 3月31日現在

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員
北海道	北海道	1 1	9	近畿	京都	—	2
	(計)	(1 1)	(9)		大阪	1 0	1 2
東北	青森	1	—		奈良	1	—
	秋田	1	—		和歌山	—	—
	岩手	—	1		滋賀	—	—
	山形	1	—		兵庫	4	2
	宮城	3	9		(計)	(1 5)	(1 6)
	福島	4	1		中国	鳥取	—
(計)	(1 0)	(1 1)	島根			1	1
関東	東京	3 1	1 4			岡山	3
	神奈川	1	6	広島		4	1 0
	千葉	3	3	山口		3	—
	埼玉	1	5	(計)	(1 1)	(1 2)	
	栃木	3	1	四国	香川	2	5
	群馬	2	2		徳島	—	1
	茨城	3	2		愛媛	—	1
	長野	2	6		高知	1	2
	山梨	2	1		(計)	(3)	(8)
	東海	静岡	3	5	九州 沖縄	福岡	4
新潟		2	—	佐賀		3	—
(計)		(5 3)	(4 5)	大分		3	—
北陸		愛知	9	1 0		長崎	3
	三重	1	2	熊本		2	—
	岐阜	2	—	宮崎		4	1
	(計)	(1 2)	(1 1)	鹿児島		3	1
北陸	石川	4	6	沖縄		5	1
	富山	1	2	(計)		(2 7)	(1 6)
	福井	2	—	合 計		1 4 9	1 3 6
	(計)	(7)	(8)				

平成21年度入・退会会員一覧表

(平成21年 4月 1日～平成22年 3月31日)

[入 会 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
21. 07. 01	関東	神奈川	横浜乾物(株)	副会長店交代
21. 10. 01	九州・沖縄	熊本	(株)中九食品	社名変更

[退 会 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
21. 06. 30	関東	神奈川	国見商事(株)	副会長店交代
21. 10. 01	九州・沖縄	熊本	九州伊藤忠食品(株)	社名変更
22. 03. 31	近畿	大阪	中央乾物(株)	M&A

[入 会 事 業 所 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
21. 04. 01	四国	香川	(株)菱食高松支店	
〃	北海道	札幌	加藤産業(株)北海道支社	名称変更
〃	東北	宮城	〃 東北支社	〃
〃	関東	東京	〃 東京支社	〃
〃	東海	愛知	〃 中部支社	〃
〃	近畿	兵庫	〃 西近畿支社	〃
〃	中国	広・岡・香	〃 中四国支社	統 合
〃	九州・沖縄	福・長	〃 九州支社	〃
〃	近畿	大阪	(株)梅澤西日本支社	名称変更
〃	九州・沖縄	福岡	〃 九州支社	〃

[退 会 事 業 所 会 員]

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
21. 04. 01	近畿	京都	(株)菱食京都支店	
〃	中国	山口	〃 山口支店	
〃	北海道	札幌	加藤産業(株)札幌支店	名称変更
〃	東北	宮城	〃 東北支店	〃
〃	関東	東京	〃 東京支店	〃
〃	東海	愛知	〃 中部支店	〃
〃	近畿	兵庫	〃 阪神支店	〃
〃	中国	広島	〃 広島支店	〃

〃	中国	岡山	〃 岡山支店	〃
〃	四国	香川	〃 高松支店	〃
〃	九州・沖縄	福岡	〃 福岡支店	〃
〃	〃	長崎	〃 長崎支店	〃
〃	近畿	大阪	(株)梅澤関西支社	名称変更
〃	九州・沖縄	福岡	〃 福岡支店	〃
〃	関東	神奈川	(株)升喜神奈川支店	統合
〃	中国	岡山	伊藤忠食品(株)岡山支店	〃
〃	四国	香川	〃 営業第8部	〃
〃	関東	長野	国分(株)長野支店	〃
〃	〃	新潟	〃 新潟支店	〃
21.06.30	東海	三重	(株)菱食三重支店	統合
21.07.31	関東	東京	廣屋国分(株)東東京支店	譲渡
21.08.31	関東	神奈川	(株)関東リョーシヨク	統合

[入会賛助会員]

届出月日	所在地	企業名	備考
22.01.05	東京都	テーブルマーク(株)	社名変更

[退会賛助会員]

届出月日	所在地	企業名	備考
22.01.05	東京都	(株)加ト吉	社名変更

平成 21 年度 収支計算書

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会 費 収 入	[54,559,000]	[54,491,000]	[68,000]
会 員 会 費 収 入	(54,559,000)	(54,491,000)	(68,000)
正 会 員 会 費 収 入	27,965,000	27,660,000	305,000
事 業 所 会 費 収 入	1,470,000	1,390,000	80,000
賛 助 会 費 収 入	22,524,000	22,821,000	△ 297,000
団 体 賛 助 会 費	2,600,000	2,600,000	0
加 入 金 収 入	0	20,000	△ 20,000
雑 収 入	[30,000]	[427,240]	[△ 397,240]
雑 収 入	(30,000)	(427,240)	(△ 397,240)
受 取 利 息	30,000	27,240	2,760
雑 収 入	0	400,000	△ 400,000
事業活動収入計	54,589,000	54,918,240	△ 329,240
2. 事業活動支出			
事 業 費	[33,556,500]	[32,127,174]	[1,429,326]
調 査 研 究 費	(21,811,500)	(21,616,804)	(194,696)
調 査 研 究 費	21,811,500	21,616,804	194,696
教 育 研 修 事 業 費	(6,614,000)	(5,319,147)	(1,294,853)
人 材 育 成 事 業 費	5,110,000	4,180,442	929,558
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	1,504,000	1,138,705	365,295
知 識 啓 発 事 業 費	(5,131,000)	(5,191,223)	(△ 60,223)
啓 発 事 業 費	3,982,000	4,042,123	△ 60,123
宣 伝 事 業 費	1,149,000	1,149,100	△ 100
管 理 費	[24,680,000]	[23,396,254]	[1,283,746]
人 員 報 酬	(14,460,000)	(14,287,258)	(172,742)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,750,000	3,750,000	0
福 利 厚 生 費	1,200,000	1,027,258	172,742
会 議 費	(2,120,000)	(2,024,065)	(95,935)
会 議 費	2,120,000	2,024,065	95,935
事 務 諸 費	(8,100,000)	(7,084,931)	(1,015,069)
旅 費 交 通 費	740,000	541,160	198,840
通 信 運 搬 費	500,000	354,479	145,521
消 耗 品 費	1,720,000	1,219,995	500,005
光 熱 水 借 品 費	160,000	154,013	5,987
賃 借 品 費	4,690,000	4,680,144	9,856
備 品 費	100,000	0	100,000
雑 費	100,000	78,860	21,140
交 際 費	90,000	56,280	33,720
事業活動支出計	58,236,500	55,523,428	2,713,072
事業活動収支差額	△ 3,647,500	△ 605,188	△ 3,042,312
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特 定 資 産 取 得 支 出	[658,500]	[658,500]	[0]
退 職 引 当 資 産 取 得 支 出	658,500	658,500	0
投資活動支出計	658,500	658,500	0
投資活動収支差額	△ 658,500	△ 658,500	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0

科 目	予算額	決算額	差 異
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	[1,000,000]	——	[1,000,000]
当期収支差額	△ 5,306,000	△ 1,263,688	△ 4,042,312
前期繰越収支差額	27,844,991	27,844,991	0
次期繰越収支差額	22,538,991	26,581,303	△ 4,042,312

貸借対照表

平成22年 3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,287,841	27,743,219	△ 1,455,378
現 金	4,018	93,919	△ 89,901
普 通 預 金	21,283,823	22,649,300	△ 1,365,477
定 期 預 金	5,000,000	5,000,000	0
仮 払 金	390,012	390,012	0
流動資産合計	26,677,853	28,133,231	△ 1,455,378
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退 職 給 付 引 当 預 金	3,040,324	2,381,824	658,500
特定資産合計	3,040,324	2,381,824	658,500
固定資産合計	3,040,324	2,381,824	658,500
資産合計	29,718,177	30,515,055	△ 796,878
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	0	178,500	△ 178,500
仮 受 金	96,550	109,740	△ 13,190
流動負債合計	96,550	288,240	△ 191,690
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	3,040,324	2,381,824	658,500
固定負債合計	3,040,324	2,381,824	658,500
負債合計	3,136,874	2,670,064	466,810
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	26,581,303	27,844,991	△ 1,263,688
正味財産合計	26,581,303	27,844,991	△ 1,263,688
負債及び正味財産合計	29,718,177	30,515,055	△ 796,878

計算書類に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、定期預金及び仮払金から仮受金を差し引いたものとする。尚、前期末及び当期末残高は下記2に記載する通りである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	93,919	4,018
預 金	22,649,300	21,283,823
定期預金	5,000,000	5,000,000
仮払金	390,012	390,012
未払金	-178,500	0
仮受金	-109,740	-96,550
次期繰越収支差額	27,844,991	26,581,303

平成21年度 正味財産増減計算書

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会 費 収 入	[54,491,000]	[54,659,500]	[△ 168,500]
会 員 会 費 収 入	(54,491,000)	(54,659,500)	(△ 168,500)
正 会 員 会 費 収 入	27,660,000	28,295,000	△ 635,000
事 業 所 会 費 収 入	1,390,000	1,530,000	△ 140,000
賛 助 会 費 収 入	22,821,000	21,944,500	876,500
団 体 賛 助 会 費	2,600,000	2,850,000	△ 250,000
加 入 金 収 入	20,000	40,000	△ 20,000
雑 収 入	[427,240]	[83,777]	[343,463]
雑 収 入	(427,240)	(83,777)	(343,463)
受 取 利 息	27,240	70,777	△ 43,537
雑 収 入	400,000	13,000	387,000
経常収益計	54,918,240	54,743,277	174,963
(2) 経常費用			
事 業 費	[32,127,174]	[28,695,860]	[3,431,314]
調 査 研 究 費	(21,616,804)	(17,400,344)	(4,216,460)
調 査 研 究 費	21,616,804	17,400,344	4,216,460
教 育 研 修 事 業 費	(5,319,147)	(6,155,036)	(△ 835,889)
人 材 育 成 事 業 費	4,180,442	4,817,449	△ 637,007
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	1,138,705	1,337,587	△ 198,882
知 識 啓 発 事 業 費	(5,191,223)	(5,140,480)	(50,743)
啓 発 事 業 費	4,042,123	3,938,880	103,243
宣 伝 事 業 費	1,149,100	1,201,600	△ 52,500
管 理 費	[24,054,754]	[23,250,147]	[804,607]
人 件 費	(14,945,758)	(14,821,155)	(124,603)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,750,000	3,750,000	0
福 利 厚 生 費	1,027,258	1,061,155	△ 33,897
退 職 給 付 費	658,500	500,000	158,500
会 議 費	(2,024,065)	(1,136,383)	(887,682)
会 議 費	2,024,065	1,136,383	887,682
事 務 諸 費	(7,084,931)	(7,292,609)	(△ 207,678)
旅 費 交 通 費	541,160	518,560	22,600
通 信 運 搬 費	354,479	423,565	△ 69,086
消 耗 品 費	1,219,995	1,250,645	△ 30,650
光 熱 水 料 費	154,013	158,440	△ 4,427
賃 借 品 料 費	4,680,144	4,680,144	0
備 品 費	0	94,500	△ 94,500
雑 費	78,860	82,015	△ 3,155
交 際 費	56,280	84,740	△ 28,460
経常費用計	56,181,928	51,946,007	4,235,921
当期経常増減額	△ 1,263,688	2,797,270	△ 4,060,958
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,263,688	2,797,270	△ 4,060,958
一般正味財産期首残高	27,844,991	25,047,721	2,797,270
一般正味財産期末残高	26,581,303	27,844,991	△ 1,263,688

科 目	当年度	前年度	増 減
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	26,581,303	27,844,991	△ 1,263,688

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

平成18年度から「公益法人会計基準」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ平成16年10月14日）を採用している。

①引当金の計上基準

退職給付引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

②消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当預金	2,381,824	658,500		3,040,324

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に関する 対応額)
特定資産 退職給付引当預金	3,040,324		3,040,324	3,040,324

専務理事	係
	

平成22年 4月13日監査

監 査 印

		
---	---	--

平成21年度 財産目録

平成22年 3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	26,287,841	
現金手許有高	4,018	
普通預金	21,283,823	
みずほ日本橋	5,880,335	
三井住友東京中央	6,228,704	
三菱東京UFJ日本橋	9,174,784	
定期預金	5,000,000	
三菱東京UFJ日本橋	5,000,000	
仮払金	390,012	
流動資産合計		26,677,853
2. 固定資産		
(2) 特定資産		
退職給付引当預金	3,040,324	
みずほ銀行普通	3,040,324	
特定資産合計	3,040,324	
固定資産合計		3,040,324
資産合計		29,718,177
II 負債の部		
1. 流動負債		
仮受金	96,550	
流動負債合計		96,550
2. 固定負債		
退職給付引当金	3,040,324	
固定負債合計		3,040,324
負債合計		3,136,874
正味財産		26,581,303

監査報告書

平成21年度 社団法人日本加工食品卸協会の
業務報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑
につき、監査の結果適法正確に処理され報
告の事実と相違ないものと認めました。

平成22年 4月13日

監 事 株式会社ヤグチ
代表取締役会長

萩原 弥



監 事 廣屋国分株式会社
代表取締役副会長

濱口 吉右衛門



監 事 味の素株式会社
取締役専務執行役員

横山 敬一



平成22年度事業計画（案）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

社団法人 日本加工食品卸協会

経済の大停滞と政策の不透明感も加わって、消費需要の厳しい冷え込みは依然として継続し、消費者の生活防衛意識の高まりや低価格志向など、消費者の価値観は根底から大きく変化した。

また食品流通の事業構造そのものが本格的な転換期に直面するといった要因も輻輳して、流通全体に革新的対応を求めるような状況と認識する。

このような流通環境の中で、我々加工食品卸売業界は、需要に合わせた適正な流通システムを推進し、安定供給と安全・安心の確保を図り、市場価格の正常化や資源保護に努めるスタンスがより重要と考える。したがって中間流通機能の存在価値を高め、業界の新成長を目指して平成22年度の事業を次の如く計画する。

1. 調査研究事業

- （1）流通構造の変化に伴う新取引制度の調査と卸売業の対応の方向性について
- （2）変化する制度、関連法規への適確な対応をすべく調査研究
- （3）卸経営の「新物流コスト」の全国規模での調査分析
- （4）加工食品卸売統計調査の実施
- （5）加工食品流通における環境経営のビジネスモデルの調査研究

2. 研修・普及啓発事業

- （1）「返品」実態調査結果の普及啓発
- （2）業界流通インフラの整備強化と普及啓発
- （3）「環境自主行動計画」の実効性を高める普及啓発

3. 本部活動

- （1）公益法人制度改革への対応
- （2）本部活動の効果的運営と支部活動の活性化支援
- （3）会員相互間のコミュニケーション強化と情報の共有化

以 上

平成22年度実施計画（案）

（平成22年4月～平成23年3月）

社団法人 日本加工食品卸協会

概 要

平成22年度は、事業計画(案)に基づき主要な組織活動として下記のような事業を実施する。

（１）政策委員会

- ・改正独占禁止法やガイドラインの趣旨に基づく公正取引推進の普及啓発。
- ・「食品取引改善協議会」や「賛助会員幹事店会」等の活動をとおして、流通構造の変化に対応した新取引制度のあり方を協議し、提言。
- ・「環境数値算定標準化協議会」による「新環境自主行動計画」の実効性を高める対応方針の協議。

（２）執行運営委員会

- ・行政改革推進法に基づく公益法人制度改革への対応と推進。
- ・「新型インフルエンザ対策」のガイドラインの普及啓発。
- ・「返品実態」の調査結果に基づく普及啓発。

（３）ワーキンググループと主要研究会の活動テーマ

① 食育に関するW・G

- ・「食育と食品選択のためのハンドブック」の改訂版作成。

② 環境問題対応W・G

- ・「事業場部門」の特定事業者の把握と業界原単位のあり方について検討。

③ EDI W・G

- ・鮮度管理情報のEDI対応検討。

④ 情報システム研究会

- ・各システム団体活動の情報共有化と「流通BMS」等の標準化推進。
- ・専門部会活動による実践的活動の推進。

⑤ 物流問題研究会

- ・拠点再編による百貨店共同配送事業の調査研究。
- ・メーカー、卸間統一伝票の普及拡大。
- ・流通実態に合わせ、かつ集計範囲を拡大した「新物流コスト」の調査分析。

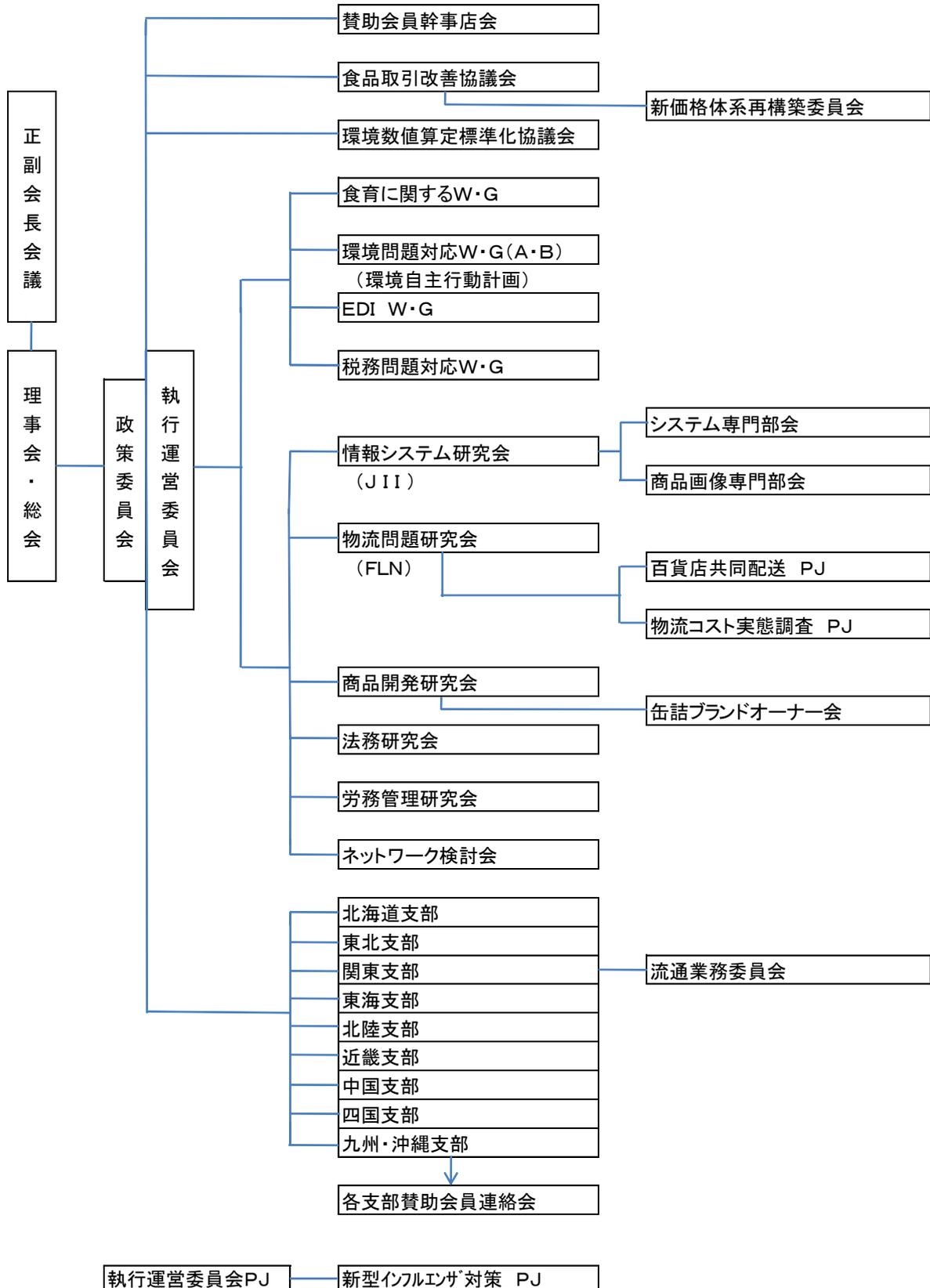
⑥ 商品開発研究会

- ・缶詰等の原料原産地表示に関するガイドラインの普及啓発。

以 上

運営組織図 (案)

[社]日本加工食品卸協会



平成22年度 収支予算(案)

社団法人 日本加工食品卸協会
(単位：円)

科 目	平成22年度 予算額(A)	平成21年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	54,401,000	54,559,000	-158,000	
① 会員会費収入	54,401,000	54,559,000	-158,000	
正会員会費	27,620,000	27,965,000	-345,000	
事業所会員会費	1,360,000	1,470,000	-110,000	
賛助会員会費	22,821,000	22,524,000	297,000	
団体賛助会員会費	2,600,000	2,600,000	0	
加入金	0	0	0	
②事業収入	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
情報システム研修会	0	0	0	
③雑収入	80,000	30,000	50,000	
雑収入	80,000	30,000	50,000	
受取利息	30,000	30,000	0	
業務受託料	0	0	0	
雑収入	50,000	0	50,000	
事業活動収入 計	54,481,000	54,589,000	-108,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	31,973,000	33,556,500	-1,583,500	
調査研究事業費	20,272,000	21,811,500	-1,539,500	
調査研究費	20,272,000	21,811,500	-1,539,500	
教育研修事業費	6,570,000	6,614,000	-44,000	
人材育成事業費	5,110,000	5,110,000	0	
情報システム研修会	1,460,000	1,504,000	-44,000	
知識啓発事業費	5,131,000	5,131,000	0	
啓発事業費	3,982,000	3,982,000	0	
宣伝事業費	1,149,000	1,149,000	0	
②管理費支出	25,345,000	24,680,000	665,000	
人件費	14,525,000	14,460,000	65,000	
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
職員給料手当	3,765,000	3,750,000	15,000	
福利厚生費	1,250,000	1,200,000	50,000	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	2,120,000	2,120,000	0	
会議費	2,120,000	2,120,000	0	
事務諸費	8,700,000	8,100,000	600,000	
旅費交通費	740,000	740,000	0	
通信運搬費	1,400,000	500,000	900,000	
消耗品費	1,520,000	1,720,000	-200,000	
光熱水料費	160,000	160,000	0	
賃借料	4,690,000	4,690,000	0	
備品費	0	100,000	-100,000	
雑費	100,000	100,000	0	
交際費	90,000	90,000	0	
租税公課	0	0	0	
事業活動支出 計	57,318,000	58,236,500	-918,500	
事業活動収支差額	-2,837,000	-3,647,500	810,500	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入 計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	1,135,000	658,500	476,500	
退職給与積立資産取得	1,135,000	658,500	476,500	
投資活動支出 計	1,135,000	658,500	476,500	
投資活動収支差額	-1,135,000	-658,500	476,500	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額	-4,972,000	-5,306,000	334,000	
前期繰越収支差額	26,581,303	27,844,991	-1,263,688	
次期繰越収支差額	21,609,303	22,538,991	-929,688	